

平成26年 9 月宮崎県定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
平成26年 9 月18日～19日・22日

場 所 第4委員会室



平成26年 9 月18日 (木曜日)

午前10時 1 分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成26年度宮崎県一般会計補正  
予算 (第 2 号)
- 議案第 2 号 平成26年度宮崎県沿岸漁業改善  
資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 4 号 宮崎県における事務処理の特例  
に関する条例の一部を改正する  
条例
- 議案第 9 号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条  
例の一部を改正する条例
- 議案第12号 工事請負契約の変更について

○報告事項

- ・県が出資している法人等の経営状況について  
一般社団法人宮崎県林業公社  
公益財団法人宮崎県環境整備公社  
公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター  
公益社団法人宮崎県農業振興公社  
一般財団法人宮崎県内水面振興センター  
公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団  
一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金  
協会  
一般社団法人宮崎県家畜改良事業団  
一般社団法人宮崎県酪農公社  
一般財団法人宮崎県水産振興協会

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調  
査

○その他報告事項

- ・第七次宮崎県森林・林業長期計画の「平成25  
年度取組の概要」について
- ・林業公社の今後のあり方の検討について
- ・宮崎県生物多様性地域戦略 (仮称) の策定に

ついて

- ・野生鳥獣による農林作物等の平成25年度の被  
害額について
- ・第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の「平  
成25年度取組の概要」について
- ・第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の「平  
成25年度取組の概要」について
- ・農地中間管理事業の取組状況について
- ・宮崎県食の安全・安心推進条例 (仮称) の制  
定について
- ・野生鳥獣による農林作物等の平成25年度の被  
害額について
- ・早期水稻の作柄と価格の動向について
- ・全国お茶まつり宮崎大会について

出席委員 (8 人)

委 員 長	内 村 仁 子
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	丸 山 裕 次郎
委 員	井 上 紀 代子
委 員	重 松 幸 次郎
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
環 境 森 林 部 次 長 ( 総 括 )	福 田 裕 幸
環 境 森 林 部 次 長 ( 技 術 担 当 )	森 房 光
部 参 事 兼 環 境 森 林 課 長	川 添 哲 郎

みやぎきの森林 づくり推進室長	西 山 悟
環境管理課長	上 山 伸 二
循環社会推進課長	神 菊 憲 一
自然環境課長	水 垂 信 一
森林経営課長	那 須 幸 義
山村・木材振興課長	福 満 和 徳
みやぎきスギ 活用推進室長	石 田 良 行
林業技術センター所長	河 野 憲 二
木材利用技術 センター所長	飯 村 豊
工事検査監	下 沖 誠

---

事務局職員出席者

議事課主査	松 本 英 治
議事課主査	大 山 孝 治

---

○内村委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時4分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○徳永環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います。

本日の説明事項は、予算議案が1件、報告事項が3件、その他報告事項が4件でございます。

まず、Ⅰの予算議案といたしましては、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」についてであります。これにつきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、Ⅱの報告事項につきましては、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づきまして、県が出資しております法人等の経営状況について御報告するものであります。

当部所管の法人といたしましては、一般社団法人宮崎県林業公社、公益財団法人宮崎県環境整備公社、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターの3法人であります。

次に、Ⅲのその他報告事項は、第七次宮崎県森林・林業長期計画の平成25年度の取り組みの概要についてなど4項目を御報告いたします。

それでは、資料の1ページをお開きください。

この表は、歳出予算を課別に集計したものでございます。今回の補正予算につきましては、一般会計で、表の中ほど、補正額Bの列の小計の欄にございますように、民間企業から寄附に伴う100万円の増額をお願いしております。

結果、補正後の一般会計予算額は、補正後の額Cの列の小計にございますとおり、259億64

万5,000円となります。この結果、補正後の予算総額であります。一般会計と特別会計を合わせまして同じくCの列の一番下、合計欄にありますとおり、264億3,976万2,000円となります。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長・室長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

**○川添環境森林課長** 私のほうからは、環境森林課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の冊子の平成26年度9月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。歳出予算説明資料の53ページになります。

環境森林課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で100万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように、一般会計が38億405万6,000円となり、特別会計を含めました補正後の予算額は、その上の欄になりますが、40億8,587万8,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。55ページをお開きください。

上から5段目の(事項)森林づくり応援団活動推進事業で100万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、説明欄1の森林づくり資材提供事業におきまして、今回、民間企業からの緑化の推進のために活用していただきたい旨の寄附を受け入れまして、ボランティア団体等が取り組む森林づくり活動の植栽に必要な苗木代として活用するものでございます。

環境森林課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○内村委員長** 執行部の説明が終了しました。

議案等についての質疑はありませんか。

**○丸山委員** 寄附ということで、これはふるさと納税か何かで固定された、この用途に使ってほしいというような寄附なのか、かつ苗木ということでどういう苗木を植えるといいますが、どういうのを考えていらっしゃるのか、ちょっと伺いたいというふうに思っております。

**○西山みやぎきの森林づくり推進室長** この寄附につきましては、緑化のためにということで、一般財源として受け入れております。

苗木につきましては、海岸線に松を植えるという団体等がございますので、その分に活用させていただきたいと考えております。

**○内村委員長** よろしいですか。ほかありませんか。

**○緒嶋委員** これは民間団体の行為によってというか、本当にありがたいことじゃけど、これは寄附者の名前はプライバシーに関係するわけ。

**○西山みやぎきの森林づくり推進室長** いい話ですので申し上げますと、宮崎市にあります江坂設備工業株式会社でございます。この会社につきましては、平成16年からずっと寄附をいただいております。今年度が補正でお願いしてまずように100万円、去年がちなみに80万円をいただいております。

**○緒嶋委員** 大変ありがたいけど、総額で今までどのくらいになるんですか。

**○西山みやぎきの森林づくり推進室長** 先ほど言いましたように、平成16年からずっといただいております。総額で470万円となっております。

**○緒嶋委員** ありがとうございます。

**○内村委員長** よろしいですか。

それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

**○西山みやぎきの森林づくり推進室長** 私から

は、Ⅱの報告事項の1の一般社団法人宮崎県林業公社について説明させていただきます。

常任委員会資料の2ページをお開きください。

地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づく、県出資法人等の経営状況等について報告いたします。

林業公社は(1)にありますように、昭和42年に造林、育林等の森林・林業に関する事業等を行うことにより、県土保全や森林資源の培養を図り、緑資源の持つ多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させ、もって地域経済の振興と住民の福祉の向上に寄与することを目的に設立され、(2)にありますように、県や県北12市町村、4つの森林組合など合わせて19団体が社員となっております。

概要は記載のとおりであります。説明につきましては、白い冊子の平成26年9月定例県議会提出報告書、県が出資している法人等の経営状況についてで説明させていただきます。よろしいでしょうか。この資料の45ページをお開きください。

まず、平成25年度の事業報告書についてであります。

1の事業概要をごらんください。林業公社は、平成19年策定の経営方針及び平成24年に改訂した第3期経営計画(改訂計画)に基づき経営改善に努めながら、以下の業務、具体的には(1)の計画的な主伐・販売や(2)の利用間伐など、(1)から(7)の業務等に取り組んでおります。

46ページをお開きください。

25年度は、2の事業実績にありますように、(1)の保育事業や(2)の作業道開設等の造林施設事業等を実施し、分収林の適正な管理や

収入の確保のほか、(7)にありますように、施業を受託して公社の分収林以外の森林整備にも取り組んでおります。

次に、経営状況等について説明いたします。

同じ報告書の177ページをお開きください。

平成26年度宮崎県出資法人等経営評価報告書であります。

まず、林業公社の概要ですが、上から4行目の総出資額は1,350万円で、このうち県出資額は500万円と、全体の37%であります。

次に、真ん中の枠の県関与の状況であります。人的支援では、右側の平成26年度4月1日現在の欄をごらんください。合計15名の役員のうち、常勤役員が県退職者の1名、非常勤役員が14名で、うち県職員が2名、県退職者が2名、職員が5名で、うち3名が県職員となっております。

また、下の左側、財政支出等は、25年度は森林整備等に関する補助金として1億7,727万3,000円の支出のほか、右側ですが、公社への無利子貸し付けを行い、25年度末現在、県からの借入金残高は243億353万2,000円、その下の県の損失補償契約に基づく債務残高が96億1,090万6,000円となっております。また、その下ですが、派遣した2名の県職員の人件費1,194万6,000円の支出を行っております。

なお、下の左端、主な県財政支出の内容の①林業公社貸付金ですが、平成25年度の県貸付金は10億5,532万9,000円となっております。

次に、一番下の枠の実施事業であります。林業公社は、分収林事業や植栽未済地を解消するため、森林所有者から施業を受託して再造林等を行う森林施業受託事業等を実施しております。

次に、その下の活動指標であります。公社におきましては、経営の安定化を図るため、年度ごとの伐採量の平準化を行っており、長伐期施

業転換面積を活動指標として分収林契約の契約延長を進めております。平成25年度は、240ヘクタールの目標に対し、161ヘクタールの変更契約を締結しており、達成度は67.1%となっております。

次に、178ページをお開きください。

財務状況であります。表の左側は、正味財産増減計算書であります。右へ3列目、平成25年度欄をごらんください。すぐ下の経常収益は8億2,496万2,000円、その下の経常費用は15億6,371万1,000円ですので、当期経常増減額はマイナス7億3,874万9,000円となっております。これは、25年度に売り払いを行った分収林において、木材価格の低迷から過去に投資した経費に見合った収入が得られなかったこと等によるものであります。これに中ほどの当期経常外増減額——これは間伐や支障木等の後年度に確定した分の収益等でございますが——これを加えたすぐ下の当期一般正味財産増減額は、マイナス7億3,190万3,000円となっており、その下の一般正味財産期首残高がマイナス37億7,848万8,000円でありますので、その下の一般正味財産期末残高は、マイナス45億1,039万1,000円となっております。

次に、右側の貸借対照表の右端の平成25年度欄をごらんください。

流動資産と固定資産を合わせた資産の合計は338億7,515万5,000円で、このうち約334億円が造林から育林に係るこれまでの投下経費の累計である森林勘定であります。

次に、下の流動負債と固定負債を合わせた負債の合計は、383億8,554万6,000円であります。このうち約341億円が県及び金融機関、市町村からの長期借入金であります。

なお、資産から負債を引いた正味財産は、マ

イナス45億1,039万1,000円であります。

次に、下の財務指標をごらんください。林業公社においては、財務指標として①の年度末資金残高、②の主間伐等収入、③の償還利息の3つを指標としております。

改訂計画では、年度末資金残高を1億5,000万円確保する計画でありましたが、25年度は2億5,573万1,000円となり、他の2つにつきましても目標値を達成したところであります。

次に、真ん中の枠の直近の県監査の状況についてであります。昨年度の監査におきまして、公益法人会計システムに係るリース契約について予定価格調書が作成されていなかったとの指摘があり、林業公社経理規程を十分に確認するとともに、内部チェックを徹底し、再発防止に努めることとしております。

また、社員は退社時に出資金の払い戻しを請求することができるため、当該出資金は貸借対照表上負債の部へ計上すべきとの指摘があり、25年度決算から計上することとし、既に実際に計上したところであります。

その他債務超過の状態にある財務状況について、一層の経営改善が必要である等の意見があり、改訂計画に基づき、経営努力による収入増等の経営改善に引き続き取り組むとしたほか、記載のとおり対応を行ったところであります。

次に、一番下の枠の総合評価をごらんください。右側のこれまでの状況を踏まえた県の評価であります。主伐等の財産収入で、これまでの森林の造成に要した経費を賄うほどの収入が確保できていないため、債務超過が続くなど依然として厳しい経営状況ではあるが、経営改善に積極的に取り組んでおり、平成25年度は目標を上回る利益を確保できたところであり、今後とも公社に対し、さらなる経営努力や利息の軽

減についての粘り強い取り組みを行うことを求め、一層の収支改善が図られるよう厳しく指導・監督を行うこととしております。

続きまして、26年度の事業計画について御説明いたします。

恐縮ですが、戻っていただいて、報告書の52ページをお開きください。

1の基本方針及び次のページの2の事業計画のとおり、公社では、経営方針や第3期経営計画(改訂計画)に基づき、計画的な主伐、利用間伐の実施や保育、路網の整備等を行うとともに、市町村と連携して森林所有者からの施業を受託し、植栽未済地の抑制・解消を図ることとしております。

次に、54ページをお開きください。3の収支予算書であります。

まず、Iの事業活動収支の部は、表の中の事業活動収支差額にありますように、マイナス3,677万9,000円であります。

次に、IIの投資活動収支の部は、下の投資活動収支差額にありますように、1,914万9,000円あります。

また、IIIの財務活動収支の部は、下から4行目の財務活動収支差額にありますように、1,763万円のプラスとなっており、この結果、表の下から3行目の当期収支差額はゼロとなり、次期繰越収支差額は、予算上は2億2,039万7,000円となる予定であります。

説明は以上でございます。

**○神菊循環社会推進課長** 続きまして、委員会資料の3ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県環境整備公社につきまして御報告いたします。

当公社は、エコクリーンプラザみやざきの運営を通して、設立目的にありますように、産業

廃棄物や一般廃棄物の処理等の事業等を行うことによって、本県のすぐれた自然環境の保全及び県民の生活環境の保全等に取り組んでいるところであります。

組織につきましては、役員は16名で、副理事長及び理事は、県環境森林部長と県央地区10市町村の長で構成されております。また、職員は総務課など3つの課で13名となっております。

次に、出資の状況につきましては、基本財産は1億110万円で、そのうち県は45.6%に当たる4,610万円を出損しております。

なお、公社は、特記事項にありますように、廃棄物処理法に基づき公共関与による産業廃棄物処理及び一般廃棄物処理を行う廃棄物処理センターとして、平成12年12月に厚生大臣の指定を受け、廃棄物処理施設エコクリーンプラザみやざきを整備し、平成17年11月から供用を開始しております。

それでは、法及び条例に基づき、公社の経営状況等について説明いたします。

平成26年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)と記載のある資料の55ページをお開きください。

まず、25年度の事業報告書について御説明いたします。

事業概要であります。日常の廃棄物の円滑かつ適正な処理につきましては、県央地域10市町村の一般廃棄物並びに産業廃棄物について、円滑かつ適正に処理を行いました。なお、平成25年3月12日に発生しました灰溶融施設における爆発事故に伴い、現在は灰溶融を停止しております。

次に、諸課題の解決についてであります。安心・安全・安定したシステムの運用につきましては、平成23年度に浸出水調整池の補強工事及



び浸出水処理水対策としての下水道放流施設整備工事が完了し、安定した稼働を行っているところではありますが、将来にわたる安心・安全・安定した廃棄物処理システムの運用に向け、システムの検証とその確立に努めました。

また、灰溶融施設における爆発事故につきましては、現場の応急安全対策及び原因究明を行い、再発防止対策を検討いたしました。

さらに現在、社会情勢の変化等を踏まえまして、灰溶融炉を再稼働するかどうかを決定する前に、灰溶融炉の意義の再点検を行っているところであります。

次に、原因のさらなる解明と責任の所在の明確化につきましては、平成22年4月に提起した損害賠償請求訴訟について、平成25年度は弁論準備手続が7回開催され、準備書面及び書証等により公社の主張を陳述したところであります。

次に、56ページをごらんください。

事業実績につきましては、表に記載しておりますように、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を行うとともに、環境学習啓発や温浴施設の管理運営を行いました。

次に、経営状況等の詳細につきまして、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

同じく報告書の175ページをお開きください。

まず、上段の左端に概要と記載された表につきましては、先ほどの委員会資料の説明等と重なりますので、割愛させていただきます。

次に、中ほどの左端に県関与の状況と記載された表をごらんください。

まず、人的支援の状況ではありますが、表の右側、平成26年度（4月1日現在）をごらんください。一番上の行が役員数ですが、役員数は合計16名で、そのうち県職員が1名、県退職者が2名となっており、常勤、非常勤の内訳は下の

2行のとおりであります。その下の行が職員数になりますが、職員数は13名で、そのうち県職員が4名、県退職者が1名となっております。

次に、人的支援の下、財政支出等のところをごらんください。平成25年度の欄ではありますが、県補助金8,000万円につきましては、その下の主な県財政支出の内容の宮崎県環境整備公社運営費補助金の8,000万円であります。また、右側の欄にまいりまして、県借入金残高5,958万5,000円につきましては、施設整備時に貸し付けた1億7,872万5,000円の残高でありまして、その下の県の損失補償契約等に基づく債務残高9億2,360万円につきましては、同じく施設整備時に公社が金融機関から借り入れた、20億9,000万円の損失補償の残高であります。このほか、その下のその他の県からの支援等の欄にありますように、浸出水調整池補強工事などの費用や運営資金の貸し付けを行っているところでございます。

次に、ページの一番下の表をごらんください。公社では、実施事業の欄にあるとおり4つの事業を行っているところでございます。

その下の活動指標をごらんください。3つの活動指標を掲げております。まず、産業廃棄物搬入量につきましては、目標値4,500トンに対し、実績値は3,962トン、達成率は88.0%となっておりますが、これは、灰溶融炉爆発事故に伴い、これまで主な搬入処理物であった自動車シュレッダーダストの搬入がなかった影響によるものであります。

また、施設見学者数につきましては、目標値1万人に対し、実績値は1万3,106人、達成率131.1%、さらに産業廃棄物処理契約件数につきましては、目標値300件に対し、実績値は318件、達成率は106.0%となったところであります。

次に、176ページをごらんください。

上段の表でございますが、左端に財務状況と記載された表をごらんください。表の左側半分は正味財産増減計算書、右側半分は貸借対照表を記載しております。まず、左側の正味財産増減計算書の平成25年度の欄をごらんください。

1行目の経常収益は、市町村からの運転委託料や産業廃棄物処理料金収入などで、27億6,962万5,000円、その下の行、経常費用は施設の運転経費や管理費などで28億3,632万6,000円となっており、その下の当期経常増減額及び当期一般正味財産増減額は、6,670万1,000円の減となっております。

また、表の下から4行目になりますが、当期指定正味財産増減額は、周辺環境整備積立金から宮崎市が実施する周辺環境整備事業に対する補助金の支出により、3,865万7,000円の減となっております。この結果、一番下の行にありますとおり、平成25年度末の正味財産期末残高は8億583万3,000円となっております。

次に、右側の貸借対照表の平成25年度の欄をごらんください。

まず、1行目の資産は53億2,121万5,000円となっており、その内訳は、1つ下の流動資産——これは現金預金や未収金などがございますが——これが9億357万7,000円、その下の固定資産——これは土地、建物や機械装置などがございますが——これが44億1,763万8,000円となっております。

次に、その下の負債は45億1,538万2,000円となっており、その内訳は、1つ下の流動負債——これは未払い金や銀行からの短期借入金などありますが——これが30億3,088万4,000円、その下の固定負債——これは銀行からの長期借入金などがございますが——これが14億8,449

万8,000円となっております。

次に、表の中ほど、正味財産は、資産から負債を差し引いた8億583万3,000円となっており、その内訳は、その下の指定正味財産——これは基本財産と周辺環境整備基金でございますが——これが4億3,077万2,000円、また、その下の一般正味財産——これは指定正味財産を除く正味財産のことでございますが——これが3億7,506万1,000円となっております。

次に、財務状況の下、左端に財務指標と記載された表をごらんください。財務指標を2つ掲げております。産廃処理収入につきましては、目標値1億500万円に対し、実績値は9,063万8,000円、達成率は86.3%であります。これは、先ほども御説明しました灰溶融炉の爆発事故の影響によるものが大きいと思っております。

また、産廃収支につきましては、目標値7,700万円に対し、実績値は8,224万5,000円、達成率は106.8%となっております。

次に、中ほどの表、左端に直近の県監査の状況と記載されたものをごらんください。昨年9月に監査委員事務局、10月に監査委員による監査があり、契約書の内容や決算財務諸表について留意等を要する事項がありましたが、これらに対しては既に改善がなされているところであります。今後このようなことがないよう指導してまいりたいと存じます。

最後に、下段の左端に総合評価と記載された表をごらんください。表の右側上段に記載しております県の評価であります。

公社においては、まずは、昨年3月に発生した爆発事故の対応が急務となっております。平成25年度は原因究明を行ったところであり、現在は灰溶融炉を再稼働するかどうかを決定する前に、参画自治体、県及び公社で灰溶融炉の意

義の再点検を行っているところであります。

財務面につきましては、爆発事故の影響により自動車シュレッダーダストの搬入がなくなったことから、産業廃棄物処理収入は前年度に比べ減少しました。今後も営業活動のさらなる強化や経費削減等により収支改善を図っていく必要があると考えております。

また、運営に対しての見直しにつきましては、現在、県の公共関与の終了に伴う平成33年以降の運営主体について、行政間で協議を行っているところであり、その状況を見ながら検討していく必要があると考えております。

次に、恐れ入りますが、報告書の62ページをお開きください。

平成26年度の事業計画について御説明いたします。

事業概要についてであります。 (1) の廃棄物の円滑かつ適正な処理、 (2) の安心・安全・安定したシステムの運用、 (3) の業者への損害賠償請求訴訟に取り組んでいくこととしております。

次に63ページをごらんください。

事業計画についてであります。本年度も、一般廃棄物や産業廃棄物の処理を円滑かつ適正に行うとともに、環境学習啓発事業や温浴施設の管理運営を行うこととしております。

64ページをお開きください。収支予算書についてであります。

まず、一般正味財産増減の部であります。(1) の経常収益については、事業収益として、産業廃棄物処理料金8,700万円、県補助金8,000万円、市町村運転受託金26億1,210万7,000円など、経営収益の計として29億4,670万5,000円を計上しております。

次に、(2) の経常費用として、事業費が30

億6,313万8,265円、65ページの一番上にあります管理費が3,428万3,461円、経常費用の計として、そのページの中ほどになります。30億9,742万1,726円となります。事業費のうち金額の大きいものとしては、64ページの減価償却費が2億2,333万6,937円、光熱水費が1億8,217万9,828円、運転受託業者等への委託費が22億8,646万5,392円であります。

65ページの中ほどから、その下に記載があります当期経常増減額及び当期一般正味財産増減額につきましては、経常収益から経常費用を差し引きまして、1億5,071万6,726円の減となります。

指定正味財産増減の部につきましては、特定資産である周辺環境整備積立金から宮崎市が実施する事業への補助額を計上したものであります。

以上から、一般正味財産と指定正味財産を合わせた正味財産期末残高については、一番下に記載のとおり、4億3,877万6,341円を計上しております。

説明は以上でございます。

○福満山村・木材振興課長 それでは、常任委員会資料の4ページをお開きください。

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づく、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターについてであります。当センターは、(1) 設立の目的にありますように、高性能林業機械の共同利用や林業事業体の雇用管理等の改善、新たに林業に就業しようとする者への就業支援など、低コスト林業の促進や林業労働力の確保を目的として平成7年に設立されました。

会員は、(2) にありますように、宮崎県、宮

崎県森林組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会の3団体により構成されております。

(3)の組織といたしましては、役員8名、職員1名であります。

出資の状況は、(4)にありますように、総額が900万円となっております、このうち県が400万円を出損し、その比率は44.4%であります。

(5)の特記事項にありますように、当センターは、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、林業労働力確保支援センターとして知事の指定を受けております。なお、当センターが行っている林業就業の相談指導や高性能林業機械の共同利用等の事業は、この法律に基づいた業務であります。

次に、平成26年9月定例県議会提出報告書の179ページをお開きください。

当センターは、地方自治法第243条の3第2項には該当しないことから、出資法人等経営評価報告書により経営状況等の詳細を御説明いたします。

一番上の枠、概要につきましては、先に説明いたしました内容と重複いたしますことから省略いたします。

次に、その下の枠、県関与の状況ですが、人的支援といたしましては、枠の右上の平成26年度(4月1日現在)にありますように、役員数は8名で、県退職者は非常勤の理事長1名、県職員は副理事長と常勤の専務理事の2名となっております。

その下の財政支出等につきましては、平成25年度の欄にありますように、委託料として886万9,000円、補助金で2,606万9,000円、右の欄の県職員人件費として636万3,000円を支出しており、その内容といたしましては、その下の枠、

主な県財政支出の内容にありますように、①の事業は、事業体に貸し付けを行う高性能林業機械の導入を行うもの、②の事業は、素材生産に必要な講習等参加経費の助成を行うもので、この①②の事業は、平成23年度の国の第3次・第4次補正により追加造成されました森林整備加速化林業再生事業基金を活用して実施しております。

また、③の事業は、林業への新規就業を希望する人たちへの相談指導等を行うもの、④の事業は、林業に必要な資格等の取得を行うもの、⑤の事業は、就業相談会の開催を行うものであります。

その下の枠、実施事業につきましては、①の林業に関わる相談指導業務から⑥の林業機械の共同利用業務まで6つの事業を実施しております。

その下、活動指標としましては、①の相談件数及び職業講習会、研修会等参加者数を上げておりまして、目標値365人に対し、平成25年度の実績は333人です。これは、研修参加者数が当初計画より少なかったことによるものでございます。

なお、この活動指標につきましては、その下の留意事項にありますとおり、前回まで延べ件数で集計していたものを実際の数値に目標値を修正してございます。

次に、②の共同利用機械実働平均稼働月数を上げておりまして、目標値6.0カ月に対し、平成25年度の実績は7.5カ月となったところであり、目標を達成しております。

次に、180ページをお開きください。

財務状況についてであります。左側半分が正味財産増減計算書、右側が貸借対照表となっております。

まず、左側の正味財産増減計算書の25年度の状況であります。2行目の経常収益は1億2,059万7,000円、その下の経常費用は1億1,504万3,000円で、当期経常増減額は555万4,000円となっております。

次に、中ほどにあります、法人税・住民税及び事業税として2万1,000円を計上しており、その結果、その下の行にあります当期一般正味財産増減額は、当期経常増減額から税額を差し引いた553万3,000円となっております。

次に、下から5行目、一般正味財産期末残高は8,744万7,000円であり、下から2行目、指定正味財産期末残高は2,225万2,000円となっております。この結果、財務状況の一番下、正味財産期末残高は1億969万9,000円となったところであり、

次に、右側の貸借対照表の25年度の状況であります。上から2段目の資産につきましては、その下の流動資産と固定資産と合わせまして、1億1,847万円であり、その下の負債につきましては、流動負債と固定負債を合わせまして、877万1,000円となっております。資産から負債を差し引いた正味財産は1億969万9,000円となっております。その下、左側の財務指標につきましては、①の自己収入比率を上げておりまして、中ほどの平成25年度の欄であります。目標値50%に対しまして、実績値は53.7%となっております。これは、高性能林業機械導入促進事業による収入が増加したため、全収入に対する自主事業収益の比率が上昇したことによります。

次に、直近の県監査の状況であります。昨年度の事務局監査では、職員給与規程に基づかない手当の支給が見受けられたとの注意事項があったところですが、これは、当センターの職員給与規程において、通勤手当の支給額及び方

法は、県職員の給与に関する条例に準ずるとされておりますが、県では認めていない駐車料金を通勤手当に上乗せして支払っていたことによるものです。これについては、駐車料金の支出を廃止するとともに、職員給与規程の見直しを行ったところでございます。

また、包括外部監査では、固定資産の照合手続について経理規程に基づいて実施することとの指摘に対して、規程に基づき現物と帳簿の照合を適正に行うこととしたところであり、高性能林業機械について老朽化して低稼働であるものについては県へ返却し、自己資金で新規取得するなどして稼働率の向上を図ることが望まれるとの意見に対しましては、機械購入費用や修理代等の収支状況を勘案しながら台数を管理し、稼働率の向上に努めることとしたところであります。

最後に、総合評価であります。枠内右側の県の評価の1段落目にありますように、平成22年度を初年度とする経営計画における高性能林業機械の稼働日数の目標は達成してはいますが、相談指導件数や研修受講者数は、先ほど活動指標の欄で御説明したとおり、91%の達成率でしたので、引き続き進捗状況の管理、実績の評価を行っていく必要がございます。

また、2段落目にありますように、財務関係では、自主事業である高性能林業機械利用料の収益が、前年度より900万円以上増加するなど自立性が高まっております。今後は、一番下の段落にありますように、各種研修の事業PRや巡回相談等を強化して目標達成に努めることが必要であると考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

報告書についての質疑はありませんか。

○緒嶋委員 林業公社、これは178ページ、ちょっと説明があったかと思うんですけども、経常収益は24年度からすればちょっと減ったわけじゃけど、その経常費用が増加したというのはどういう理由ですか。25年度ですね。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 経常費用につきましては、通常の間伐等の事業費とか分収交付金、それと借入金に対する利息の支払い等々を含んでおりまして、主伐を結構しましたので、その分収交付金がふえた分、それと利息がふえた分ということでございます。

○緒嶋委員 そうすると、費用がふえたということで、経営内情に与えた影響というのはどういうふうに理解すりゃいいですか。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 今私が説明した経常費用の分を加えて、売上原価というのがございます。というのが、公社は、今まで投資した分を全部森林勘定として計上しておりますけども、それを主伐したときに回収できればいいんですけども、できない分を売上原価として計上するということが損益が非常に多いということで、単年度でいきましたときに8億ぐらいの赤字というようなことになっております。これは、先ほど言いましたように、木材価格が安かったことによって、今まで投資した分が回収できてないということでございます。これがずっと続いたときに、平成80年度で終了ということにしていますけども、そのときに127億円まで赤字がふえるということで今試算をしているところでございます。

○緒嶋委員 将来的にはこの公社は残さにかんという形、それは県の財政負担がほかのものに比べて少ないからというような一応試算になっておるわけですけども、実際、これ残して

も残さんでも財政負担は当然これは残ると思うんですけども、今のところやはりこういうことを踏まえた場合でも、存続させるのが一番ベストだという試算になっておるわけですね。県とはどういう状況ですか。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 後ほどその他の報告でもしますけども、現在、今年度で見直しをするという議会からの申し入れもありまして、今見直しをしているところでございます。その中で委員もおっしゃいましたけども、県の負担が少ないこと、それと山をきちっと手入れすることで公益的機能の発揮ができること等々で公社存続のほうが適当であると。これは外部検討委員会でもそういう結論をいただいたところでございます。これについてはまた後ほど、詳細については説明をさせていただきたいと思います。

○緒嶋委員 実際、今木材価格が24年度はまあ高くて、今はちょっと下がったということ。このままの推移でいけば、26年度もやはりちょっと厳しいのかなというふうに思うし、実際、材価がどのくらいであれば、公社としては経営的に損失がふえるということにはならないのか。材価はどのくらいならばうまくいくんだけどというような、そういう試算はあるわけですか。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 平成23年度に試算したのがあるんですけども、そのときには立ち木で、公社は立ち木で売ってますけども、そのときに1立方当たり7,700円。現在、去年の実績で言いますと、1立方3,200円ぐらいですので、4,000円ぐらい上がらないと、127億はチャラにはならないという試算になっております。

○緒嶋委員 これ1立米3,200円ですか。これはどういう……。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 立ち木で。

○緒嶋委員 市場価格じゃなくて立ち木でな。であれば、今、大体の値段というのはやっぱり3,200円ぐらいですか。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 去年の売った実績で1立方3,200円弱でございます。

○緒嶋委員 その倍以上しなきゃ、うまくいかない。かつて3万ぐらいのときは、これ以上しよったわけですね。1万ぐらい手取りがあったじゃろうと思うんですが。そういうことであれば、今後の対策としては、この中で金利やらをまたさらに低くするような努力をしなきゃならんということになっておるんですが、これは具体的にその可能性とか見込みはあるわけですか。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 23年度で見直した後に市中銀行等にもかけ合まして、利率の引き下げ、それと市中銀行については繰り上げ償還、公庫の金を1.1とか1.2%の低利の貸し付けがありますので、それを借りて市中銀行の率の高い分を返すとかいうことで、大分改善効果は出ております。これについても後ほど説明はしたいと思います。

○緒嶋委員 それと、国からの間伐などの補助金や、伐採以外の手入れなど、そのほかで収益をまだ上げるという努力は当然しておられると思うんですけども、そのあたりの将来的な見込みはどうですか。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 今改善策としましては、委員がおっしゃいましたように間伐、列状で間伐をして出すコストを下げるというようなものに取り組んでおります。それと、带状複層林と言いまして、带状に皆伐をしてその後に植えるということになりますと、そ

れにも補助金が出ますので、結果的に主伐にも補助金が出るようなことになりますので、そういうことに取り組んでいくということで、これは25年度に取り組む予定だったんですけども、そこに行く林道が繰り越しになったもんですから、実施は26年度、今年度やるようにはしてまんですけども、そういうことに取り組んでいるところでございます。

○緒嶋委員 それと、もう一つ、エコクリーンの問題ですけども、これは灰溶融炉、これは将来的にはどういう結論に、検討するということはどういうふうに検討するわけですか。

○神菊循環社会推進課長 灰溶融炉は灰をガラス化させてしまつて環境的な影響が少ない方法で処理する方法でございます。具体的に言うと、高温で熱することによってやっていくという装置でございますが、それが25年の3月に水砕槽、水に落とし込むところで水蒸気爆発で壊れたというものでございます。

国の制度において、平成16年度まではこの施設をつくるのが補助要件とされていたと。平成17年度から補助要件でなくなってきたということでございます。その理由としては、やはり今現在の技術の進展でありますとか設備の近代化によってダイオキシン対策等が十分できる状況になってきたということが、まず一つ。

それから、温室効果ガス削減とかそういった面もあるということが主なところだと思うんですが、国がそういうふうに廃止してきたということが、まず一つでございます。

それから、もう一つに、国がこの施設の財産処分について緩和したというところもありまして、いわゆる灰溶融炉からそうでないものへシフトしてきているという状況がございます。

今回の事故を踏まえまして、今後どうするか

ということについては、やはりそういった住民の方々の了解を得るということをまず第一にしながらも、やはり環境の問題、安全性の問題、それから、あと復旧の費用とかそういった運転コストの問題もありますので、そのあたりを含めて十分にまず参画市町村で検討し、その中で出た結論を住民並びに議会のほうに御報告させていただきたいというふうに考えておまして、現在、方向性は出つつありますけども、まだしっかりとしたものはございませんので、それが出来てから御報告したいというふうに思っております。

○緒嶋委員 今課長の説明を聞けば、これはなくしたほうが良いということでしょう。

○神菊循環社会推進課長 具体的な費用の面でいえば確かにそういう面もありますけども、やはり住民の方々の安全性に対する要請というのが直接埋め立てになりますので、それでも十分安全性は確保されておるんですけども、直接埋め立てよりは、やはりさらに安全なものがというような思いもあるわけですので、慎重に検討させていただきたいと思っております。

○緒嶋委員 何かほかに安全なものをつくる予定があるんですか、これ、システム。

○神菊循環社会推進課長 このシステムについてはもうこれ以外にはなくて、これがない場合については、基本的には直接処分場に埋め立てるという方法でありまして、これは民間でもほかの施設でも行われている方法であります。

事故後、1年ちょっと直接埋め立てをしておりますけども、その環境数値、水質の数値については十分に法定の基準を下回っているところがございます。

○緒嶋委員 それはいろいろそういう手順を踏

まにゃいかんということであるので、それこそ慎重にやってほしいと思います。例の裁判のほうはどういうふうに進みつつあるんですか。

○神菊循環社会推進課長 55ページにも記載しておりますが、平成22年4月に提訴いたしましたから、丸4年以上経過したというところでございます。この訴訟については、非常に技術的かつ高度に専門的なものが多く、お互いの主張がなかなかみ合わないというところもありまして、これだけの時間がかかっております。これまでで弁論準備手続が合計で27回開催されております。ようやく近ごろになりますけども、証人尋問に入るという状況でございまして、何とか1年以内の第一審判決というものが出るところを期待しているところでございます。

○緒嶋委員 これが最高裁まで行けば、あと何年かかるかわからんということですね。

○神菊循環社会推進課長 最高裁まで行きますと、ちょっとわかりませんが、三、四年から四、五年ぐらいかかるかもわかりません。

○緒嶋委員 それ以上にかかるわ。

○内村委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○前屋敷委員 今の委員の関連なんですけども、この灰溶融炉を再開するかどうかということで今検討中で、再開はしない方向のようなお話ではないんですか。

○神菊循環社会推進課長 誤解のないようお願いしたいと思います。やはり検討を踏まえて住民の方々、議会のほうに御説明した上で、その方向で向かいたいと思っております。

○前屋敷委員 さっきお話があった、これはダイオキシン対策が大きな目的だったんですよね。それがやっぱり十分になし得てるという点でこういう方向になってるといふのであれば、当初



からやっぱりこれほどの大型のものを建設することが果たして必要だったのかというようなことにも立ちいってくるかなというふうに思うんですけど、その辺の何ていいですか、考え方というか。

**○神菊循環社会推進課長** 先ほどちょっと御説明しましたが、整備時においては国の補助要件の中で灰溶融炉を設備しなさいと。ないと、施設が補助要件に該当しないという時期がございまして、まさにこの施設はそういう意味で、灰溶融炉を設けなければ補助金がもらえないという状態であったということでもありますから、その後、先ほど申し上げたような情勢の変化がいろいろ出てきまして、国においてもそういう補助要件から外すとか、財産処分の要件を緩和するというような動きに出てきているということでもございまして、御理解いただきたいと思いません。

**○前屋敷委員** これが国の方針だというのは十分わかるんですよ。そうでなければ、やっぱりつくれなかったというのがあるんですけど。ですから、もともとというか、よって立つところはやっぱり国の方針そのものが問われるところかなというふうに客観的には思うものですから。

**○内村委員長** ほかにありませんか。

**○丸山委員** 関連してまずお伺いしたいんですけども、先にこっちのわかりやすいほうからお伺いしたいと思いますけども、175ページに出ております。一番私が心配しておりますのは、県関与のその他の支援等の中に、県が浸出のときに補強工事で8億5,000万円と運営貸付金が、特にこっちのほう膨らんできているということなんですけども、この件について、今後32年までに膨らんでいってしまうんじゃないか、非常に心配してるんですけども、その辺のことにつ

いてどう対策を打とうとしてるのか。それに関連して、産廃の受け入れ搬入量がどれだけあれば、赤字がふえないのか。4,500トンと書いてあるんですが、4,500トンでも赤字じゃないのかなと思っているんですけども、本来はもう少しここがふえないと運営もいけないというふうに思ってますし、ことしの平成26年度の収入予算を見てみると、市町村からの受け入れ受託事業が1億7,000万減ってますので、この辺もかなり運営的にも赤字になってるんじゃないかと想定してるんですけども、そういうのを含めてもう少し説明していただくとありがたいかなと思っております。

**○神菊循環社会推進課長** 175ページの県関与の状況のその他の県からの支援等の欄でございまして、今委員がおっしゃいましたように、浸出水調整池補強工事、これにつきましては施設整備時の欠陥がありまして、そのための対策工事が合計で16億9,800万円かかったというものであります。これについては負担という割合はまだ決まっておらずで、暫定的な措置として県が半分支出8億4,900万円、市町村が合計で8億4,900万円を重なりますが暫定的に負担をするものであります。これは、こういった裁判の決着等を経て負担という形のものに今後変わっていくというふうに思っております。

それから、環境整備公社運営資金の借入金3億7,000万円とございまして、これが32年度には恐らく10億円近くになるのかなというふうに考えております。この10億円については県が公社に貸し付けるものでございまして、公共関与の終了の際には県に返還していただく必要があるというふうに思っておりますので、今後、営業でありますとか、それからいろんな費用の軽減といったものを図っていきながら返済をして

いつていただきたいというふうに思っております。

ただ、それだけでは足りないというのは委員も御存じのとおりでございますが、その際には、公社が所有してる土地であるとか資産であるとか、そういったものの売却といったものも視野に入れて対応してまいりたいと思っております。

それから、赤字につきましてですが、赤字の主なものとしましては貸付金の返還でございます。大体毎年1億9,000万円ほど、今現在ですね、公社は県並びに融資していただいた銀行などに返還をしていただいています。その分がなければ、産廃だけの収支としては黒字の状況でございます。ですから、それが大体2億円ぐらいとしますと、1トン当たり、大体産廃の処理料金が2万円でございますので、1万トン程度あれば、とんとんで向かっていくだろうという計算も成り立つところでございます。

一つ明るい材料としましては、シュレッターダスト自体が焼却溶融炉のスラグ化ができない、要するにリサイクルができないことをもって搬入されておりましたが、今年度になりましたら同じ状況ですが、私どものほうの処理に回ってきてるという状況、少し明るい収入増という状況もございますので、そのあたりもきっちり把握しながら貸付金の返済というものを図ってまいりたいというふうに思っております。

○丸山委員 少し説明していただきたいのが、64ページの市町村の受託金が27億から26億になっている。運営的にはかなり影響が出てるんじゃないかと思っておりますが、ごみが分別化によって少なくなったからという、多分そうなんだろうなと思っております。それは実際はつくったときの当初の見込みとかなり変わってきて、これを含めて今赤字だというふうに理解したほう

がいいのか、それとも、どういうふうに今後32年に県としては関与をやめていく、その辺の整理の仕方も含めて教えていただくとありがたいかなと思っております。

○神菊循環社会推進課長 報告書の64ページの収支予算書にあります(1)の経常収益のところを受取補助金等の中に市町村運転受託金というのがありまして、1億7,700万円余りの減となっております。これは一般廃棄物に係るものでございますので、私どものこの公共関与、県が関与して行う産廃処理事業とは別のものがございます。これがその会計に影響するということはございません。

この減になりました大きな理由は、今委員がおっしゃいましたように、今回公社では事業系の一般なんかの搬入を少し防ぐという意味で、ごみの分別をするための設備を導入して厳しくやったというところ、そういったところが反映されてるのかなというふうに思っております。

○丸山委員 最後、もう一点だけ確認なんですけども、175ページの表の中で県職員の人件費のことが、県職員が4名多分いらっしゃるんですけど、それはゼロと書いてあるんですけども、ほかのところはちゃんと県からの人件費、支払ってますよとか出てるんですが、ここだけ出てないという理由はちょっと教えていただくとありがたいかなと思います。

○神菊循環社会推進課長 役員も含めまして県職員に対する給与については、全て公社のほうで支払っていただいておりますので、県からの支出は一切ございません。

○丸山委員 あと一点。林業公社のことについてお伺いしたいんですけども、これまで県のほうとか国を含めて長伐期ということでやったのが、最近もう長伐期はやめて、できるだけ適

正に切っていきましようというような流れになってきているのかなと思いつつ、177ページに活動指標の中に長伐期施業の転換面積が思ったより伸びていないというのは、そういったことも含めてなのか。どういう理由でこうなっているのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思っております。

**○西山みやぎきの森林づくり推進室長** おっしゃったように、林業公社は長伐期に今しているところがございます。というのが、まとめて切って出すと価格の暴落を招くと。そういうことは避けたいということで。それと、長伐期にすることで資金が低利で借りられる、そういうところもあって長伐期にしているところがございます。

契約が近づいた分について、ここの指標に掲げてるように長伐期施業転換を図っていくということで、結果として240の目標に対して161ということですが、これは所有者に当たった段階で、自分も高齢化してきたんで、もう先送りじゃなくて今切って現金で受け取りたいというような方々もいらっしゃることで、こういう数字になっております。ただ、先ほど言いましたように、長伐期にするというのは非常にある面、価格暴落を避けるという意味では大事なところはありますので、これについては所有者の理解を得ながら、この年度でできなかったからもう終わりでは当然ありませんので、今年度も理解を得られるところについては契約延長を図っていきたいというふうに考えております。

**○丸山委員** いずれにしても、この林業公社は多額の債務が、後から説明があると思うんですが、一つだけお伺いしたいのが、46ページのほうに下草払いが434ヘクタール。イメージ的に、

私、最近造林は公社のほうではやってないという、数十年近くですね、やっていないイメージがあるんですが、下草をまだしなくちゃいけないぐらい、まだ実際低い低年齢級があったということ、この辺は26年度は少し面積が減ってるんですけども、この辺の下草がまだ要るというのが、余りなかったんじゃないかなと思ったもので、その辺を少し教えていただくとありがたいかなと思ってます。

**○西山みやぎきの森林づくり推進室長** これにつきましては、森林施業受託事業ということで植栽未済地対策ということで、公社の分収林事業じゃなくて、所有者の方からその植栽、下刈り、そういう作業を受託すると。公社がやりますと、補助金が補助率が85%のできるもんですから、植栽未済地対策として平成14年から取り組んで、22年度まで植栽を行っております。その分の下刈りを今やってるということで、1年ずれるとその分が減っていく。例えば7年前に植えた分は必要ない分は減っていくというようなことでございます。

**○内村委員長** よろしいですか。

**○丸山委員** あと一点だけ。機械化センターのことについてお伺いしたいんですけども、その指標の中といいますか、ちょっと出てきてないからわからないんですけども、結構、山の作業の中で事故が多くて、その辺の死亡事故もあるというようなことで、できればこの辺を機械化センターのほうでそういったこともしっかりやっていらっしゃるんじゃないかなと思って、してほしいなというふうに思っているんです。そういう指標をつくれなのかとか含めて、できる限り、ここだけではないかもしれませんが、ここが大型の林業機械がある関係で事故もふえ、それだけではないのかもしれませんが、あ

るんじゃないかという懸念もあるものですから、未熟な人たちがさわってしまっとかいいうのがあるかもしれませんが、その辺の指標をこの林業機械化センターみたいなどでは指標として取り決めることができないのか、そこをお伺いできればなと思ってるんですけど。

**○福満山村・木材振興課長** 委員御指摘のように、林業労働災害が厳しゅうございまして、昨年は死亡事故まで重大事故6人発生して、緊急的に防止対策等もことしやったわけですけども、それでも6月までに4人の死亡災害が出たということで、また、近々に防止大会を再度、林野庁からも労働対策室長にも来ていただいて、9月の下旬にやるつもりでございます。

林業労働災害の件数なんですけども、先ほど申し上げたように、ことしも4件という重大災害が発生しているということですけども、昭和46年とか、高性能林業機械が入ってなかった時代のことをさかのぼってみますと、何と16人ぐらいの死亡災害が出てたということで、かなり昔から危険な作業であったという実態がございまして。そして、平成2年ぐらいから高性能林業機械の導入が本格化して、現在宮崎県には432台ぐらいあるわけですけども、その牽引役となったのが、この林業機械化センターが平成7年ぐらいから本格化したわけですが、担い手基金50億円を創設して以来、かなりその普及について尽力できたんじゃないかなと思っております。その関係もあって432台というようなことで、労働のその危険度もかなり減ったということでございます。でも、相変わらず、他産業に比べますと、4日以上休業する人数というのが、1,000人の千人率というのがあるんですけど、それが全産業2.2ぐらいに対しまして27ぐらいのそういう実態がございまして、ことし労安規則の改正

もございまして、高性能林業機械の特別教育とか、それから高性能林業機械のその防護の状況、天井を補強するとか防護柵とか、そういったことがもう義務化されたわけですけども、その特別講習と、それから防護柵366台を今予定しておりますけど、それも機械化センターを通じて国の事業を活用しながら実行していくということにしておりますので、今後も労働災害の防止に向けて尽力していってもらうつもりでございます。

**○丸山委員** ぜひ災害、死亡事故を含めて、今聞くと、全産業からするとかなり4日以上休業される人も10倍ぐらい高いというのは、非常にこの担い手が少ない中でも非常に危機感を持ってやっていただくとありがたいのかなというふうに思っています。

ちょっと具体的にもう少し聞きたいのが、この今の話と全然変わるんですけども、180ページに包括外部監査のほうで指摘のあった件で、現在保有している台数をしっかり管理していった稼働率を向上していきたいということが書いてあるんですけども、具体的にはどのようなこと、今どれぐらい稼働率、いいというふうに包括外部のほうから言われているのか。また、それを今後どういう方向で稼働率なんかを上げていこうというように考えているのか。かなり古いのもあって返却とかいろいろ書いてあるものですから、ちょっとその辺を含めて御説明していただくと、具体的な数字も含めてしていただくとありがたいかなというふうに思っております。

**○福満山村・木材振興課長** この県の監査の指摘でございますけれども、従来から県の導入をしたものを直接貸し付けたり、それから機械化センター独自で支援をしながらですけども、導入したりというふうなことをやってございま

す。24年度末432台と申し上げました。その中に県所有のものがプロセッサ―16台を初め23台今ごございます。そして、機械化センターで直接保有しているものが、プロセッサ―8台を初め15台ということで、県所有分のうち3台は、林業技術センター保管のものでしたので、20台が貸し付けに使えるということで、35台を24年度現在で貸し付けております。平成7年ぐらいからずっと整備してきておりますので、大体6年ぐらいの耐用年数で考えますと、もう耐用年数が既にきてるものも結構ございまして、その補修費がかかっていくと。年間1台当たり数十万がかかってしまうとこういうような古い機械もございましたもんですから、その辺の兼ね合いもございまして、持ってる古いものでもう稼働率の悪いものは処分して、そして新しいものの稼働で賄っていくというような、その効率性を指摘されたということでございます。22年度からは県の高性能林業機械所有のもの、先ほど20台は貸し付けてるということでしたが、それを有料でやってたんですけれども、それを無償貸与ということで、全体的に県の貸し付けの20台と、それからセンター所有の15台、それを合わせて効率的に維持補修していくというような体制を22年度からは引いておりますので、それをなお一層厳格にやっていくようにということで、その指摘を受けて、効率的な整備と、整備というか施設の導入と補修等をやっていきたいということで回答してるところでございます。

**○丸山委員** 最後に、自己資金で新規購入なんかもしてというふうに書いてあるんですが、自己資金って、ちょっとどの辺があるというふうな意味で、1台結構高い、ちょっとわからないんですけども、自己資金はどこかあるんでしょうか。

**○福満山村・木材振興課長** 全て国庫補助等を活用しまして、自己資金でというのではないですね。補助事業を活用して導入しております。例えば、プロセッサ―でいえば1,800万とかいうような高い高額な経費でございますので、スイングヤーダーも1,800万、フォア―ダーも1,000万ぐらいするというような状況ですので、それは国の事業を活用しながら導入していくというところでございます。

**○丸山委員** 今後、書いてあるのかもしれませんが、新しく計画しているということでもよろしいんでしょうか。新規購入、国の補助事業を使ってやるということでもよろしいんでしょうか。

**○福満山村・木材振興課長** 先ほどちょっと説明が不十分でございましたけれども、24年度にセンター所有で15台と申し上げましたけれども、それ以降に国の加速化基金事業ですね、これで25年度と26年度に2台ずつ導入をして、現在はセンター所有のものが19台ということになっておりますので、これは今後国の制度事業等の動向も見ながら判断していくこととなろうというふうに思います。

**○丸山委員** この高性能林業機械があれば、先ほど林業公社のほうで立ち木が3,000円程度、7,000円ぐらいしないと賄えないと。コストをどうやって下げていくかに資するんだらうなと思っておりますので、その辺も含めて頑張っただけであればありがたいのかなというふうに思っております。

**○蓬原委員** 今の機械化センターのことについてですが、平成7年ですから大体20年前にできたのかなと思ってます。これを見ると、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき云々であるんですが、これ例えば土木なんかであれば、原理原則的な話になりますけど、何とかリース



れを貸してあげるとのことだったと思うんですね。それが今四百何台県内には結構素材業者さんも借りてきて、ある程度汎用的になってきた部分もあるわけですよ。だから、これを土木とかに置きかえると、土木の機械でも同じことだったと思うんですよ。昔はブルドーザーがあったか。ブルドーザーはなかったから人力でやってた。それがだんだんとブルドーザーを買える人もいたろうし、零細な人は必要なときだけブルドーザーを買えばいいとか、いろんな機械がありますよね。そこに目をつけて、当然民間には需要が発生したわけで、何とかリース何とかリースという会社が自分で機械を買って、それを貸すようになったわけですよ。だから、これと同じように、この一種の過渡期であった20年は、その林業部門によっても公的に関与することによって、あるいは補助金をもらって機械を県関与で準備して貸すということがあったでしょうけど。素朴な質問なんですけど、例えば、もうこの20年間でこの林業機械化センターが果たした役割というのは、一定の役割を終えたのではないかと。あとは例えば民間ベースの中でそのリースという貸し借りのことはできないのかという質問です。

**○森環境森林部次長（技術担当）** 先生のおっしゃるとおりだったと思います。当初に導入した際には、金額もまだはるかに高い機械でございました。最近は徐々に値段が下がってきておりますけれども、それでもアタッチメントが1,000万ぐらいするというような機械でございまして、複数リース会社をお願いして、そういう役割ができないかというような条件提示もさせていただいたところなんですけども、どうしても我々が今機械化センターがやっているようなベースでは到底できないと。そういうお話で

ございまして、当分の間、機械化センターの果たすべき役割というのが大きいもんじゃないかというふうに考えております。先ほど課長が申し上げましたように、中小の零細な素材生産業者、こういうところで定期的にずっと保有できない。定期的にピークのときだけ借りるといようなことで役割が果たせるものというふうに思っております。

**○蓬原委員** わかりました。そういう説明でわかるんです。ですから、例えばこれを県が関与しない形に持っていても、民間では商業ベースに乗らないので、そういう機械を準備して貸せる状況が生まれえないということですよ。だから今はこちらでやらないといけないと、そういうことですよ。そういうふうに理解します。もうしばらく頑張ってくださいということですね。

**○重松委員** 関連で機械化の件ですけど、オペレーターの方は現地に行って指導されて、またその養成があるんでしょうか。新しい機械がどんどんふえていけばいくほど、全部そこで講習されてから機械だけ貸すという形になってるんでしょうか。

**○福満山村・木材振興課長** 今のところ特別教育というのが今度始まるわけですけど、労働安全衛生規則の改正、そういったことでの研修というのは今後始めるということと、それから従来からやっておりますのが、オペレーターの維持補修のための講習会というのを随時やって機械のメンテというか、そういったことについてはフォローアップというか、そういった事業もやっているというふうに聞いております。

**○重松委員** 済みません、基本的なこと。運転免許じゃないですけど、機械を扱う方は特殊な免許証とか何かがあるんですか。

○福満山村・木材振興課長 当然、高性能林業機械の免許というのが必要になってございます。それについては林業技術センターをフィールドにして基幹作業士ということで、オペレーターの養成研修等も実施しているところでございます。それにセンターも関与してるということでございます。

○重松委員 ありがとうございます。

○井上委員 今に関連してですけど、この県の評価のところの最後の部分ですが、今後は各種研修の事業PRや巡回相談等を強化して目標達成に努めることが必要であると。これ文章的に書けば書きやすい内容なんだけれども、現実にはこの陣容だけでこういうことは可能なんですか。今までそれだけの研修とかもやってこられて、その積み上げがあってということですか。それとも、この陣容でこれが可能なかどうか、ちょっと私はよくわかってないんですけど。

○福満山村・木材振興課長 ここでは林業労働者の新規就業者の確保の面での相談とか、それから高性能林業機械の実働、稼働率の向上といったことで研修等のPRと、それから巡回指導ということで、それを強化する必要があるということで書いてあるわけですけども、現在、県の派遣職員で専務理事ということで常勤理事が1名ございますけれども、それ以外は嘱託職員ということで常勤して7名ぐらい配置しております。そこには経理もおりますけれども、労働安全の指導員を専従でやってるとかいった任務も担ってるということで、県のOBも含めて林業労働事情に詳しい人材を嘱託として採用しているということでございますので、これの事業PR、巡回相談等を強化していくこととしております。

○井上委員 先ほど、事故の問題とか今いろいろ

あったんですけども、そういうことを考えると、それで年に大体研修は1回ぐらいで、新規就労する人だけですか。

○福満山村・木材振興課長 機械化センターの役割としまして、その林業労働の全体的な指導とそれから高性能機械のオペレーター、そういったことをやっているほかに、就業確保のための相談等をやってるわけですけども、労働災害の防止については、林材業の防止協会というのが県木連とそれから素材業者等の会員によります、いわゆる林災防というところが主に労働安全衛生の指導はやってるということでございます。

○井上委員 この機械センターが全てを網羅するだけじゃなくて、それは役割分担はきちんとされてるということですね。森林組合も含めて、いろいろな意味でそれは網羅されてると。そこを充実させれば、そういうことを回避すること、事故を含めて回避することもできるし、そして機械も十分に行き渡るような状況にはなるんだというふうに理解していいということですね。

○徳永環境森林部長 この機械化センターは、私が担当のときつくった、日本でも画期的な制度でした。あのころ農業が機械貧乏とかいう言葉があって、機械だけを借り入れてもうかりがないという、その話を聞いて、林業機械も共同利用できないかなということで、国からの担い手基金50億もらったんですが、その中で始めたのがこの共同利用という話でございます。それで蓬原委員が、最終目的はやっぱりこれを民間に移行していくと。それまでが機械化センターの役目だということで、まだその環境にはない、次長が言ってる、まだ環境にないということで、最終目的はそこだろうと思ってますし、機械化センターは委員言うように、とにかくその機械



を貸すのが一つ、その機械に乗る人材、オペレーターをここにあります基幹作業士研修、これで育てながらその両方を育てていくと、そういう形と、もう一つは、現場に巡回指導員というのがおありまして、その人たちが伐採現場等を見て回って、安全指導もしながら、この機械の使い方等も指導して、この3つで機械を動かしているというふうに理解してもらえればいいかなというふうに思います。

**○井上委員** さっき、もう民間にというお話とかもあるので、だからこれが本当に、機械化センターは、今本当にそういう役割を果たしておられるわけだから、現状を本当に引き継いでくれるような民間のところというのが可能なのかどうか、ちょっとそこが私としてはイメージが今のところ湧かないわけですよ。だから、まだ機械化センターが持つ役割というのは、まだまだしばらくは引き継がないといけないだろうし、その期間がいつまでなのかというのは、ちょっとなかなか難しいところもあるので微妙なんですけど、だから今の陣容のまま、求められるものに応え得るだけの機械化センターになってるのかどうかという点では、ちょっとこれは県が評価されているわけで、そこをちょっと聞いておきたいと思ったことなんです。

**○徳永環境森林部長** 御存じのように、林業関係団体の中では唯一黒字を出しておる団体で、非常に経営状況もよくて、中身的にも恐らくこの機械化センターがなかったら、北海道に次ぐ第2位の高性能林業機械、いわゆる林業機械化はここまで進まなかったらと思う。

これをつくるとき、大体計算したとき、年間5,000立方以上伐採するところは自分で買える、補助金で。5,000立方以下の人たちを対象にしようということでした。5,000だった

かちょっと、大体5,000だったと思います。5,000立方を切れば自分たちで買える。それ以下の人たちはやっぱり機械貧乏になるということでしたんで、いわゆるこれによって5,000立方以上の人たちも自分とこで一遍借りて、やっぱりいいねということ自分たちで買おうと。これがさっき言った四百何台進んだということで、この機械化センターの今までやってきた意味は十分あるし、これからももう少しその役目を果たしていただきたいというふうに思っております。

**○蓬原委員** 関連していいですか。四百何台その民間がお持ちということでしたよね。大体その林業センターがお持ちの機械、どんな機械が今何台あって、あと民間に何台あるかという、この内訳みたいなもの、今じゃなくてもいいんですが、ちょっと見せていただくとありがたいなということと、一回この林業センターを見に行ってみたいですね。一回見て、機械をさわったことあるんですよ、ありますが、さらに念を入れてさわってみたいと思ってます。一回見に行きたいと思ってます。その民間とこちらが持っておられる機械の内訳みたいなものをちょっと簡単に。大分類ができれば、大分類でその機械の種類ごとにしていただくと、ありがたいかなと思ってますので、委員長よろしく。

**○井上委員** 蓬原委員がそこを言っていたので、私の次の質問はそれだったんですけど。

それともう一つは、もっともっと進化していくであろうというふうに思われるところの部分ですよ。実際に働いている人たちがそれだけのことを使いこなせるかどうかは別として、機械が進化していった場合のその購入ということが本当に可能になるのかどうかですよ。いろんなところの山なんかを見せていただくと、非

常に海外のすごいやつを持ってきたりしてるところがあるじゃないですか。だから、やっぱりそういうことまで私どもが県が手が出せるのかどうかってというのは、ちょっとやっぱり労働力の問題とかいろんな問題を考えたときに、そこまでやれるのか、この機械化センターでやれるのかどうかってというのは、将来的なことを考えれば、シミュレーションしとく必要はあるのではないかなというふうに思うんですね。だから、蓬原委員が言われるように、民間とのあれがどんなふうなバランスになっているのか。うちはどっちにシフトしてどうするのかっていう問題とか、今後考えなければならぬ問題とかが、ちょっと特化してするのか、それとも一応押しなべてみたいような機械化にしていくのかという問題とかいろいろあると思うので、そのあたりの考え方は将来的にはやっぱりちゃんときちんと持っておかないといけないのではないかなというふうには思うんですね。

**○徳永環境森林部長** 私の感覚としても、本県は高性能林業機械についてはもう民間ベースでいってるなと思ってらるんですね。民間の方々も自分たちで技能向上をするための研修会、いわゆる素材生産協同組合が集まって研修会をしたり、民間ベースに大分流れております。先ほど言いました、県が支えてる分って本当に小っちゃなこの部分を支えてやってるということで、もうほとんど民間主導でこの機械化が進んでいく。その中で自分もヨーロッパのをちょっとやってみようかなと、購入した人もおりますし、新たなものを購入して、それに対するオペレーターの養成も民間でやっておりますので、流れとしてはそういう流れになってきているということで理解していただきたいと思います。

**○内村委員長** それでは、先ほど蓬原委員から

ありました、資料については委員会で求めるということでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○内村委員長** そのように資料の準備をお願いいたします。

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内村委員長** 時間がちょっと来たようですが、次はまた済みませんが1時からということで、長時間になりますけれども、お願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午後1時0分再開

**○内村委員長** それでは、ただいまから委員会を再開いたします。

**○福満山村・木材振興課長** 午前中に資料要求のありました高性能林業機械の導入状況について一覧表を準備しましたので、御説明させていただきますと思います。

資料にありますように、平成24年度末432台、これは全国第2位の数字でございます。ちなみに、北海道が1位、3位が高知県となっております。表の中に一覧表にしておりますが、左のところに区分、これが、機械の名称でございます。プロセッサとハーベスターが玉切って枝払いする機械でございます。ハーベスターは、それに加えて、立ち木を伐倒することができる機械でございます。そして、フォワーダーは運搬車です。そして、タワーヤーダとスイングヤーダが集材機になります、スイングヤーダは、重機の先端につけて、ウインチがついているというふうな状況です。この状況が全部で432台ですから、プロセッサ156、ハーベスター58台等々となっております。県と機械化セン

ターの所有がおのおの全体で23台と15台、そして、区分の右のほうに事業主体を、例えば、森林組合なり市町村、これは諸塚村だけなんですけれども、それから、素材生産事業協同組合、県森連、会社等々となってございます。

そして、欄外に、県保有台数の内訳は、共同利用に供しているものが20台、そして、県所有として林業技術センターに3台保管してございます。

そこで1点訂正がございまして。この米印に県所有3台の内訳、プロセッサ、ハーベスター、そして、フォワーダーがタワヤーダの誤りでございましたので修正させていただきます。申しわけございませんでした。ということで、全体で432台が今導入されているという状況にございます。

説明は以上でございまして。

**○内村委員長** 説明が終わりましたけれども、今の写真が回ってきてますので、後でまたゆっくりごらんいただきたいと思っております。

**○蓬原委員** いい資料を早速ありがとうございます。これは、1カ所に置いてあるわけですよ、この機械化センターのやつは。そうすると、借りる人はここまで取りにきて、運搬して帰って、その辺のところをちょっと。それと、大体、県北、県南、県央、どのあたりが一番よく利用されているのか。利用率の向上というのが大きな課題になっていたようですから。

**○福満山村・木材振興課長** この県と機械化センターの分の貸し付けの機械については、県内に10カ所駐機場を設けております。各森林組合等が中心ですけれども、そういったところと、それから、諸塚、椎葉等々、そういったところに10カ所駐機してございます。それを、事業者の要望の多いところを中心に配置してございまして、要望の状況によっては、その駐機の台数

を移動させていくというような状況で対応してございます。

**○蓬原委員** わかりました。

**○内村委員長** よろしいですか。ありがとうございました。では、次に進ませていただきます。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

**○川添環境森林課長** 私のほうからは、第七次の宮崎県森林・林業長期計画の平成25年度取り組みの概要について御説明いたします。

別冊でお配りしておりますこの資料1としております冊子をごらんください。

当計画は、平成23年の4月からスタートしたものでありまして、毎年度計画に基づいた1年間の取り組み状況について御報告させていただいております。

表紙の目次にありますように、資料は要約編と本編の2部構成となっておりますが、本日は、要約編で御説明いたします。

それでは、資料の1ページをお開きください。

まず、1の長期計画の概要の本県の森林・林業・木材産業の目指す姿についてでございますが、四角にございます1段目の森林については、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるとともに、森林から生み出される資源が無駄なく有効に活用されている状態を、2段目の林業につきましては、2行目あたりですが、安定した所得と林業担い手が確保された魅力ある産業となっており、定住・交流人口が拡大するなど、活力のある山村となっている状態を目指しております。

3段目の木材産業につきましては、これも2行目あたりになりますが、住宅や公共建築物を初め、エネルギーとしての利用など、木材の多様な分野での利用が進み、国産材の視野拡大を

リードする産業となっている状態を目指しております。

これらを踏まえまして、その下の緑色の枠内でありまして、基本目標を低炭素社会づくりをリードとする力強い林業・木材産業の確立と山村の再整備としております。

また、施策の基本方向としましては、人と環境を支える多様で豊かな森林づくりなど、3つの基本方向を定めまして、それぞれ施策を展開しているところでございます。

次に、2番の平成25年度における取り組みの概要についてでございます。ここでは、3つの施策の基本方向ごとに25年度の取り組み状況と指標の実績を記載しておりますが、実績につきましましては、長期計画の中で目標値を定めております指標の36項目のうち、25年度実績値がまとまっており、かつ代表的な指標でございます17項目につきましまして、グラフでお示ししております。

なお、グラフにつきましましては、横軸に基準年度である21年度の実績値と計画初年度であります23年度から昨年度までの実績値を記載しております。

また、グラフの中にあります目安値は、1ページの一番下の行にありますように、平成27年度の目標値をもとに、25年度の目標値を算出した数値のことでありまして、各グラフにおける赤色の引き出しの中に、対前年度に加え、対目安値として、この目安に対する実績の達成割合をパーセントで表示しております。

それでは、取り組みの概要について御説明いたします。

まず、施策の基本方向の1つ目、(1)の人と環境を支える多様で豊かな森林づくりについてでございます。

①の多面的機能を発揮する健全で多様な森林づくりの推進では、植栽や間伐等の支援を行いまして、資源循環の森林づくりなどに取り組むとともに、②の適正な森林管理の推進では、計画的な施業による適正な森林管理や森林情報の確かな把握等による森林管理に努めたところであります。

指標であります、左側のグラフの間伐実施面積につきましましては、25年度の実績値は6,281ヘクタールで、対前年度107%と増加に転じたところでございます。

右側のグラフ、再造林面積につきましましては、年々増加傾向にありまして、25年度実績値は1,790ヘクタールで、対目安値112%となつたところでございます。

2ページをごらんください。

③の安全・安心な森林づくりの推進では、林地の保全や保安林制度の適正な運用、計画的な治山事業の実施などに取り組んだところでございます。

指標であります、保安林指定率、山地災害危険地区の治山事業着手率、ともに対目安値99%とほぼ計画に沿った実績を上げているところでございます。

次に、施策の基本方向の2つ目、(2)の循環型の力強い林業木材産業づくりについてでございます。

①の環境や社会経済に配慮した効率的な森林経営の推進では、施業の集約化に努めますとともに、森林の新たな経済的な価値を活用した資源の循環利用システムの確立などに取り組んだところでございます。

指標のオフセット・クレジット認証森林累計面積は、平成25年実績値が2,065ヘクタールで、目安値の約3倍となっております。

②の合理的な原木供給体制の整備では、素材生産のさらなる効率化や今後ますます増加します大径材にも対応した伐採、搬出など、合理的で安定的な原木供給体制の整備に取り組んだところでございます。

指標の素材生産量につきましては、25年度は171万3,000立方メートルの実績があり、対目安値も108%と計画を上回る成果を上げているところであります。

3ページをお開きください。

③の競争力のある木材産業の構築では、製材品の加工・流通体制のさらなる効率化等に取り組み、競争力のある木材産業の構築を図ったところでございます。

指標の製材品出荷量の25年実績値は、全国第3位の74万9,000立方メートルであり、対目安値103%と計画を上回る成果を上げているところであります。

次に、④の県産材の需要拡大の推進では、チームみやぎすぎによる販路拡大などに取り組みまして、県産材の需要拡大に努めたところであり、左側のグラフの木材輸出額の25年度実績値は3億6,500万円、前年度の約2倍と大きく伸びております。

右側のグラフの林地残材利用量の25年実績値は7万1,000立方メートルで年々伸びてきているものの対目安値の8割程度にとどまっている状況であります。

次に、⑤の特用林産の振興では、シイタケなど特用林産物の生産体制の強化や品質の向上を図ったところでありますが、左側のグラフの乾シイタケ生産量の25年実績値は616トンで、前年から減少しており、対目安値の9割程度にとどまっている状況にあります。

右側のグラフにあります木炭生産量は、生産

者の減少や高齢化などの影響で年々減少傾向にありまして、25年実績値は、523トンと、対目安値の7割程度にとどまっており厳しい状況にあります。

次に、4ページをごらんください。

⑥の未来を拓く新たな技術開発・普及指導では、試験研究機関の研究者等の資質向上を図りますとともに、現場ニーズを踏まえた試験研究に取り組んだところでございます。

指標に、林業技術センターと木材利用技術センターの研究成果の移転累計件数を掲げておりますが、グラフのとおり、平成25年度実績値は、両センターとも対目安値を上回っており、研究成果が順調に移転されている状況にございます。

次に、施策の基本方向の3つ目、(3)の森林・林業・木材産業を担う山村・人づくりについてであります。

①の山村地域の活性化では、治山施設の設置などによる安全で快適な生活環境の確保や地域資源を活用した商品づくりなどに取り組みまして、②の林業・木材産業を支える担い手の確保・育成では、木材産業をリードする新たな担い手の育成などに取り組んだところであります。

指標の左側のグラフ、森林・施業プランナーの育成につきましては、25年度実績値が60人と対目安値を上回っている状況にありまして、右側のグラフの国勢調査の数値であります林業就業者数につきましては、17年までは減少しておりましたが、22年は2,690人と前回調査時から約16%増加するとともに、高齢化率についても3ポイント低下しております。

次に、③の森づくり応援団の育成では、森林環境教育やボランティア団体など、多様な主体が参画しました森づくり活動の推進に取り組んだところでございます。

指標の左側のグラフ、森林ボランティア等による森林整備面積につきましては年々伸びてきておりまして、25年度の実績値は357ヘクタールと対目安値を上回っている状況にあります。

また、右側のグラフの企業による森林整備面積につきましても年々伸びてきており、25年度の実績値は126ヘクタールと対目安値の約2倍となるなど順調な成果を上げているところであります。

以上が、25年度の取り組みの概要でございますが、今後とも目標達成に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

5ページ以降の2の本編につきましては、説明を省略させていただきます。

私のほうの説明は以上でございます。

**○西山みやざきの森林づくり推進室長** 私からは、その他の報告事項の2つ目、林業公社の今後のあり方の検討について説明させていただきます。

別冊の資料2、宮崎県林業公社の今後のあり方に関する県方針(案)をごらんください。資料の2でございます。

現在、県では、林業公社のあり方について検討を行っているところでありますが、本日は、県が策定します県方針について、案の段階ですが説明させていただきます。

表紙をめくっていただき目次をごらんください。

県の方針案の構成は、1の県方針策定の趣旨、2の公社の概要、3の公社経営の現状、4の公社の今後のあり方、将来の経営形態等の検討、5の公社の今後のあり方に関する県方針としております。

1ページをお開きください。

まず、1の県方針策定の趣旨ですが、林業公

社は、平成20年度を始期とする10カ年計画の第3期経営計画を策定し、経営改善に取り組んでいましたが、資金不足が見込まれたため、県では、23年度に公社のあり方について検討を行い、公社として存続させることとする県方針を策定しました。この方針では、県議会からの御意見も踏まえまして、平成26年度、今年度に状況に応じて廃止もしくは県営林化等を含めた見直しを行うこととしていたため、今回、改めて公社の今後のあり方について、外部の有識者等で構成する林業公社改革推進研究会が取りまとめた林業公社の今後のあり方に関する報告書を踏まえ検討を行い、県の方針を策定することとしております。

2の公社の概要ですが、(1)に設立の目的、(2)に社員及び出資金、(3)に管理森林面積、右のページの(4)に事業内容を記載しております。

3ページをお開きください。

3の公社経営の現状についてであります。

まず、(1)の第3期経営計画(改訂計画)の策定ですが、公社は、木材価格の低迷等により、資金不足が見込まれたことから、平成24年3月に第3期経営計画の改訂計画を策定し、経営改善に取り組んでいるところであります。

次の(2)の改訂計画における収支計画と平成24、25年度の実績について、下の表にまとめております。平成24、25年度ともに、収入から支出を差し引いた表の下から3段目の差し引き収支は、計画を上回る実績となっております。その結果、表の一番下の年度末資金残高も計画で目標としている1億5,000万円に対して、平成24年度は2億1,500万円、25年度が2億5,600万円といずれも計画を上回っております。

なお、午前中説明しました正味財産増減計算

書は、売り払った分収林に対する過去の投資経費であります森林勘定を売り上げ原価として計上して、当期の増減額をマイナス7億円としていましたが、この収支計算書は、損益ベースではなく、資金の収支ベースで作成しており、単年度での収支はプラスとなっております。

4ページをごらんください。

(3)の林業公社の収支不足を解消するための改善計画に基づく改善効果額についてであります。平成25年度から予定していた帯状複層林の実施の26年度への先送りなどがあったものの、おおむね計画どおり、表の一番上の列状間伐の実施やその5つの下の主伐の追加伐採等による収入の確保に取り組み、また、金融機関の協力を得て、利息の軽減等に取り組んだことなどから、24年、25年度ともに、網かけしてはいますが、林業公社自身の経営努力や利息の軽減とも計画を上回る実績となっております。

また、3つ目の網かけ、県及び市町村の支援につきましては、両年度とも計画どおりの貸し付けを行っています。この結果、経営改善額は、表の一番下の合計で比較しますと、24年度の実績は、計画を約1,700万円上回り、25年度の実績は、計画を約2,300万円上回っており、経営改善はおおむね順調に進んでいると考えております。

次に、(4)の公社経営を取り巻く状況の変化ですが、改訂計画策定後の木材価格は、平成24年度に過去最低となりましたが、25年度は、1立方メートル当たり1万円を超え、現在も回復傾向にあり、また、県内における大型製材工事業や木質バイオマスを活用した発電施設の稼働に伴い、今後、木材の需要増が見込まれています。

5ページをお開きください。

4の公社の今後のあり方、将来の経営形態等の検討ですが、(1)にありますように、検討に

当たってのポイントを第3期経営計画(改訂計画)の実績や公社経営を取り巻く状況の変化などを踏まえた上で、県民の負担が最も少ないこと、森林整備や林業生産活動において公益性の面で高い役割が期待できることなどとしております。

(2)の全国の林業公社の現況ですが、①に全国の林業公社数、右のページの上の②に廃止・存続県における存廃決定の主な理由を記載しています。

下のほう、③の本県の林業公社との比較にありますように、廃止及び廃止予定の林業公社が管理する社営林には、若齢林が多く、引き続き保育間伐などの森林整備に多額の費用を要することなどを廃止の理由としていますが、一方、本県の公社の場合、そのほとんどが主伐期に入っており、今後、多くの保育経費は必要とせず、分収林の売り払いによる計画的な収入の確保が可能であるなど、廃止県等と比べて、状況は大きく異なります。

7ページをお開きください。

(3)の今後の経営形態の選択肢ですが、図の2のとおり、大きく公社の廃止と存続に分類し、合わせて5つの選択肢を想定しています。右の8ページには、選択肢の概要として、①に破産、②に契約解除、③に県営林化(損失補償と免責的債務引き受け)、④に公社存続について、まとめています。

9ページをお開きください。

(4)の選択肢ごとの県と公社の連結収支ですが、①の連結収支試算に当たっての条件につきましては、今後の県の財政負担額について、23年度に策定した県方針における経営改善後の24年度から80年度までの長期収支見通しをもとに試算を行っています。また、公社存続と県営林

化した場合の事業収支につきましては、23年度当時、過去最低であった21年度の木材価格を用いて試算し、県営林化した場合でも、公社存続の同等の事業を実施することとして、売り上げ収入及び事業費とも同額としています。

②の連結収支による比較ですが、右のページの表5にありますように、選択肢ごとに平成24年度以降の連結収支を記載しています。表の左から2列目の公社存続の場合、表の最下段、連結収支（G）は、172億円となっております。なお、この場合、表の中段にありますように、県の収支の歳入として、県の無利子貸付金に対する国の特別交付税97億円を見込んでおります。

公社存続の欄の右横、破産、その右横の契約の解除の場合、それぞれの連結収支（G）は、マイナス127億円とマイナス75億円となります。

その横の県が損失補償を行った上で県営林化した場合、連結収支（G）は72億円で、その横の県が免責的債務引き受けを行った上で県営林化した場合の連結収支（G）も同額の72億円となります。

このように、左ページの②にありますように、平成24年度以降の連結収支は、破産及び契約解除は県の財政負担が大きく、また、県営林化するより公社存続のほうが現時点で県貸付金に対する国の特別交付税が受けられることなどから、県の財政負担が少なく有利となります。

11ページをお開きください。

（5）の選択肢ごとのメリット・デメリットですが、県と公社の連結収支のマイナスが大きい破産と契約の解除は、選択肢から除外し、①の県営林化、その下にあります②の公社存続に分けてまとめています。

下の表、6の公社廃止と公社存続の双方のメリット、①、②にありますように、分収林の適

正な管理が継続され、森林の公益的機能の維持が図られる。

また、中山間地域の雇用の確保が図られる点は双方とも同じであります。公社存続の④にありますように、県内唯一の森林整備法人として高率補助を活用した森林整備が継続できるなどの点で公社存続のほうが有利となります。

一方、双方のデメリットの①にありますように、双方とも県の財政負担が必要となりますが、県営林化の場合は、イの事業譲受時に県貸付金、現在243億円でありますけれども、この債権放棄が必要、ウの代物弁済に伴う消費税の課税が、エの土地所有者との契約変更手続に多大な労力と経費が必要となります。

また、②にありますように、土地所有者全員の同意が必要があり、また、社営林の情報把握や契約変更等の手続に相当の期間を要するため、その間の分収林の処分による収入の確保が困難であることや、③にありますように、廃止後の収支が見えにくくなるといったデメリットも考えられます。

12ページをごらんください。

（6）の選択肢ごとの検討結果であります。これまで説明しました林業公社の今後のあり方の検討内容についてまとめております。

13ページをお開きください。

最後に、5の公社の今後のあり方に関する県方針ですが、第3期経営計画（改訂計画）の実施状況を検証した結果、経営状況がおおむね順調に進んでいることや県（県民）の負担が最も少ないこと、また、森林整備及び林業生産活動において公益性の面で高い役割が期待できること、さらには、現時点で国等の支援措置を最大限に活用できることなどを総合的に判断し、公社として存続させることとするとしております。



なお、県は、今後も木材価格の動向や国の制度など、社会情勢の変化を的確に把握し、公社の経営状況について常に点検・評価を行うとともに、公社に対して、下記のとおり、経営改善を求めることとするとしております。

具体的な経営改善の内容ですが、まず、(1)の普段の経営改善努力として、公社は今後とも改善計画に基づき、次に掲げる①から⑥までの公社自身の経営努力のほか利息の軽減に取り組むとともに、県内唯一の森林整備法人として果たしてきた役割を今後も発揮させつつ、引き続き経営改善に取り組むこととしております。

次に、(2)の経営改善に向けた新たな取り組みとして、木質バイオマスを初めとする木材の需要増を踏まえ、上記の経営改善策に加えて、次に掲げる①から④までの新たな取り組みに努めることとしております。

右の14ページ以降の附属資料につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、今後のスケジュールですが、県議会からの御意見等も伺った上で、10月までには県方針を決定することとしております。

私からの説明は以上でございます。

**○水垂自然環境課長** 私のほうから、その他報告事項の3と4について御説明いたします。

委員会資料の6ページをお開きください。

3の宮崎県生物多様性地域戦略(仮称)の策定についてであります。

県では、昨年度から生物多様性を保全するための行動指針となる地域戦略の策定に向けて取り組んでおりますので、その内容等について御報告いたします。

初めに、(1)の生物多様性とは、ですが、地球上には、3,000万種とも推定される多様な生命が存在すると言われております。生物多様性条

約では、生物多様性を全ての生物の間に違いがあることと整備し、下の図にありますように、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つの多様性があるとしております。

私たちの暮らしは、食料や水など多様な生物がかかわり合う生態系からの恵みによって成り立っており、生物多様性を保全していくことは極めて重要となっております。

次に、(2)の策定の背景であります。平成5年に生物の多様性の保全と持続可能な利用を目的とし、生物の多様性に関する条約が発効しました。

我が国は、平成7年に同条約に基づき、生物多様性国家戦略を策定し、20年には、生物多様性基本法の制定、22年には、COP10と愛知県で開催、24年には、愛知目標の達成に向けた第5次国家戦略を策定するなど、生物多様性の保全に向けた取り組みを進めております。

次に、(3)の策定の根拠であります。生物多様性基本法では、第13条において、都道府県は、国家戦略を基本として、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画、生物多様性地域戦略を定めるよう努めなければならないとされております。

また、平成23年に策定した宮崎県環境計画において、生物多様性の保全施策として、生物多様性地域戦略に基づく取り組みの推進を掲げております。

7ページでございます。

(4)の策定方針でございますが、①の必要性とし、第5次国家戦略では、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性がさまざまな主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されること、これを生物多様性の主流化と言っておりますが、これを推進することが特に重視

されております。

宮崎県におきましても、生物多様性の保全は、行政の取り組みだけでなく、県民一人一人の認識と行動が重要でありますことから、共通の行動指針として地域戦略を策定するものであります。

②の位置づけであります。第5次国家戦略を基本とし、宮崎県環境計画を推進するための施策に位置づけるものであります。

次に、(5)の地域戦略の構成であります。生物多様性基本法に基づき、次の3つの項目を柱にして定めることとしております。

①の現状と課題では、宮崎県内における生態系サービスの現状や生物多様性を持続的に利用するための課題などについて記載いたします。

②の保全及び持続可能な利用に関する目標では、目指すべき将来像と長期目標、短期目標について定めることとしております。

③の行動計画(施策)としましては、②に掲げる目標を達成するための野生生物の保護に関する施策や生物多様性の主流化の推進に関する施策について定めることとしております。

最後に、(6)の策定スケジュールであります。25年度は生物多様性に関する県民意識を把握するため、県内3カ所でワークショップを開催しております。今年度は、関係部局や市町村への意見照会、審議会の開催等を行い、来月2月までには、地域戦略(案)を策定し、パブリックコメントや自然環境保全審議会への諮問を経て、3月に地域戦略を決定したいと考えております。

当委員会には適宜御報告させていただきたいと考えております。

続きまして、委員会資料の8ページをお願いいたします。

4の野生鳥獣による農林作物等の平成25年度の被害額についてであります。本県につきましては、後ほど開かれる農政水産部の審議におきましても、同じ資料で説明されることになっておりますので、私のほうからは、環境森林部所管しております特用林産物と人工林の林業関係の被害額等を中心に御説明させていただきます。

まず、(1)の平成25年度被害の状況についてであります。①の部門別被害の状況であります。平成25年度被害額は、全体で8億2,652万8,000円で、前年度の11億円余に対し約2億7,000万円の減、率にして約25%の減少となっております。

このうち林業関係では、2段目にありますように、シイタケ、タケノコなどの特用林産物が3,232万4,000円で、前年度に比べ28%の減少、杉やヒノキなどの人工林が6,442万4,000円で、前年度に比べ22%の増加となっております。

次に、②の作物別被害の状況であります。25年度の被害額の多い順番に記載しておりますが、人工林と特用林産物につきましては、①と同じでございます。

次に、③の鳥獣別被害の状況であります。25年度は、前年度に比べイノシシが29%の減少、鹿が11%の減少、猿が10%の減少となっております。

次に、9ページでございます。

(2)の被害額増減の要因についてでございます。③の人工林についてでございますが、植栽時にあわせて設置する防護柵や有害捕獲の強化などを進めました結果、被害面積は、平成24年度の61.5ヘクタールから、25年度には、48.8%、率にして21%減少しております。

しかしながら、林齢の高い造林木の皮を剥い

で食べる被害、この剥被害の被害面積は、約3ヘクタールから約8ヘクタールへと増加しましたため、この分の被害額だけでも1,000万円増加し、人工林全体の被害額は、前年度より22%増加となったところでございます。

④にありますように、全体としましては、有害捕獲頭数の増加や地域ぐるみの追い払い活動等により、前年度に比べ約25%の減少となっております。

次に、(3)の今年度の主な取り組みについてでございます。③にありますように、国の交付金を活用して、イノシシ、鹿、猿の有害捕獲に対し8,000円を助成するとともに、鹿の有害捕獲に対しては、交付金に加え、市町村と連携して1頭当たり2,000円を助成して捕獲の強化を図ることとしております。

また、④にありますように、狩猟免許試験については、引き続き、受験会場を4会場とし、また、休日にも実施するなど、受験しやすい環境整備を継続実施しながら、狩猟者の育成確保に努めることとしております。

さらに、⑤にありますように、人工林の被害を防止するために設置する防護柵については、ネットの下から鹿などが入りにくい強化型防護柵の普及・定着を図ることとしております。

最後に、⑥にありますように、今後とも鳥獣被害対策支援センターと各地域の特命チームが密接に連携し、効果的な鳥獣被害対策を実施することとしております。

説明は以上であります。

**○内村委員長** では、執行部の説明を終了いたしました。その他の報告事項についての質疑はありませんか。

**○蓬原委員** 今後の追い風として、木質バイオマスを活用した発電施設の稼動に伴い、木材の

需要増が見込まれるということなのですが、この前、部長が、ころころころころで非常にうまく御説明をいただいたんですが、どこまでそのバイオマスの燃料として利用できるかということですよ。枝があって、そして、葉っぱがありますよね。葉っぱというのは、非常にカロリーの高い部分だと思うんですが、このバイオマス発電の材料として受け入れられるのはどこまでなんですか、そのころころころころのこのころころのところだけなんですか、その枝だとか葉っぱはどうなんですか。

**○徳永環境森林部長** もう全部チップにしますんで、木材全部は一応使えるんですが、始まりは一応機械も試運転とかしていく間は、やっぱり最初幹だけが中心になるだろうと。最終的には、全部、枝条、枝も葉も使える状況であります。そういう機械でありますから、当面は幹の部分、転がすんですね——が中心でございます。

**○蓬原委員** 結局、全部持って行っていただいたほうが、後の造林をするときも、葉っぱがかなり、枝とかがあって植えられないんですね。特に谷間にそれが埋まったりとか、できたら、もう早い時期に全部引き取っていただく、何かそういうシステムにしていただいたほうが再造林という意味でも僕はいいんじゃないかという気がするんです。

**○徳永環境森林部長** 中間土場の制度を今つくっておりますんで、そこに飼料も集めたりやって、その制度がうまくころがし出すと、そういう話ができるかなというふうに思っております。最終的には、その方向でいきます。

**○蓬原委員** ぜひそういうことで。

**○緒嶋委員** 林業公社やけど、これは平成80年度、平成80年度には、今ある公社が保有してお

る木が1本もなくなるという、単純にどういうことになりますか、80年。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 最後植えたのが平成10年で、70年でできるということで、委員がおっしゃったとおり、80年には、公社の山は実際ない、ゼロになるということでございます。

○緒嶋委員 そのとき残った県の貸付金やは、債権放棄を県はしなきゃならんということになる。そのときゼロになりゃいいけど、とてもじゃないがならんと思うんですけど、そういうことですか。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 資料の2の10ページをごらんいただきたいと思いますが、ここで上の段に事業収支とあります。この収支(C)が△127億円ということで、店じまいとしたときに127億円が残ると。この分は県の貸付金でございますので、県が債権放棄せざるを得ないということになっております。

○緒嶋委員 その場合、公社造林はなくなるが、今、伐採した後の植栽は、それぞれの所有者が補助金をもらってやるということで、未植栽は、理屈上はあり得ないということですか。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 公社は大面積で切っていきますので、跡地問題というのが大きな問題にはなってきます。それで、公社も県もそうですけども、返した分については、森林所有者がみずから植えるということになりますので、そういう働きかけをしていきたいと思っております。

それで、今までの分を見ると、半分弱が残っているということでございます。これは、まだ3年以上残っているとかいう意味じゃなくて、切ったのを単純に植えてないところとしたときに、半分弱が残ってる。

○緒嶋委員 この127億円は、それまでの財貨の動きというか、収益の配分の金額によって流動的な面は当然出てくるというふうに考えられるわけですが、これは、最大限127億というふうな試算というふうに見ていいのか、まだこれがふえる可能性があるか、そのあたりはどうですか。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 平成23年度に見直しをしたんですけども、そのときの最低の価格、一番平均価格8,900円で見えておりますので、これ以上は膨らまないということで考えております。午前中言いましたように、立ち木で7,700円すればゼロになるということで考えております。

○緒嶋委員 これが、当然今から57年後伐採するころは大径木になると思うとです。そのときの大径木の需要がどうあるかというのも一つの大きな金額にも影響してくるのではないかなというふうに思うんですけども、その大径木の今後の需要をどう喚起するのかというのも大きな課題になるわけですよ。そのあたりは、県としては、どういうふうに見ておりますか、大径木の有効活用。

○西山みやざきの森林づくり推進室長 23年度以降の情勢の変化ということで申し上げましたけども、日向に大型の製材工場が来たり、バイオマス発電が新たにできていますので、公社としても、今年度の売り払いの分から、今までは当然柱でとれるところまでを評価して売りに出していましたけども、その先っぽ、さっきの話じゃありませんけども、幹の部分についても、バイオマスで売れるであろうというところは評価して売りに出したところでございます。

○緒嶋委員 ぜひその有効活用というか、全体として、最終的なときに、存続した後でも、こ

の127億の県の損失補填をどう少なくするかというのが大きな課題であります。特別交付税が97億というのが見てありますが、これは確約できておるわけですか。

**○西山みやぎきの森林づくり推進室長** これは、総務省のほうから、県が無利子で貸し付けている分について特別交付税となっておりますけども、単年度で見ていくということになっております。それも、県としても知事を筆頭にぜひ継続してほしいということで要望等もしているところでございます。

**○緒嶋委員** これは、大変重要なポイントにもなるんじゃないかなと思いますし、これは、宮崎県だけではなく、全国的な問題でもあるわけで、これは、やはり相当総務省あたりに働きかけんと、やっぱり国の財政もなかなか厳しいわけで、こちらが期待するほど収入として上がってこんということであれば、これまた県のこの127億が膨らむということにもなり得るわけですので、そのあたりも十分今後注意していかにかいかなのじゃないかなというふうに思いますので、ここあたりを努力して、努力というか、今注視していただかにかいかなのじゃないかなと思いますので、そこ辺は考えておいてほしいなというふうに思います。

いずれにしても、このやはり存続がベターというか、ベストというわけでもないけども、やむを得ないというか、これしか選択肢がないということで進まざるを得んと思うとです。その中で、市町村も厳しいわけですが、もう市町村がこれ以上、財政的に協力するというようなことはもう考えられんのかどうか。

**○西山みやぎきの森林づくり推進室長** 平成23年度に見直ししたときに、12億3,000万、平成29年度までの収支を見たときに、12億3,000万の赤

ということで、それについて、公社自身の努力で3億、それから、金融機関への協力依頼で利息の軽減で1億ということで、年度末で1億5,000万の資金を確保するというので、結局、9億8,000万円がまだ足りないということで、県と市町村が案分して今貸し付けを行っているところでございます。29年度までは、市町村の理解をいただいているところでございます。

**○緒嶋委員** それ以降は、またその段階でというか、それはもう次の段階で考えるというか、相談するということになるわけですね。

**○西山みやぎきの森林づくり推進室長** 先ほど来出てますように、平成80年度で127億の赤ですので、29年度以降も正直収支不足は出る見込みでございます。それについては、29年度の時点で市町村ともまた相談をしたいと思っております。

**○緒嶋委員** 政策銀行あたりの損失補填というのは考えんでいいわけですね。この127億の県だけの赤字だけで、それ以外に最終的にはそういう借り入れはなくなるということですか。

**○西山みやぎきの森林づくり推進室長** 市中銀行と公庫とあわせて、公庫が一番遅いんですけども、平成の55年度には全部償還が終わる。それ以降は、県と市町村、市町村が今の時点では平成40年には終わりますので、県だけの貸付金が残るということでございます。

**○内村委員長** ほかにありませんか。

**○緒嶋委員** 鳥獣被害について、数字的には減ってきておるといようなことになるわけですがけれども、鹿が一番大きいわけですがけれども、これあたりは、やっぱりネットをやぶったりとか、いろいろネットに引っかかって死ぬ鹿も出てきたりするんですけど、自主的にはやっぱり適正頭数というか、全滅させることはできんわけで

すが、これをいかに減らすかということは、ネットだけでは、そこに鹿が近くに來ないようにとか、その中に入らないようにということは、ネットで防げるけど、頭数を減らすということにはなかなかつながらんわけですよ。ネットでは。だから、捕獲をどう進めるかということがやはり重要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、このあたりの対策はどういうふうに、今は狩猟者も高齢化して、なかなか簡単に鉄砲なんかというのは、所持者がどんどん減ってきておるような状態で、新たな鉄砲の狩猟許可をとる人は少なくなってきておるわけですが、これあたりは、実際どうやって頭数を減らそうとしておるのか、わな以外ないのかなと思うんですけど、そこあたりはどう考えておられるんですか。

**○水垂自然環境課長** おっしゃいますように、捕獲ネットではなかなか難しいということがありまして、私どもとしては、やはり生息頭数を減らしていくということに力点を置いておりました。先ほども説明しましたが、有害捕獲1頭当たり8,000円の、これは国の交付金ですけども、それに加えて、県と市町村で2分の1ずつ出して、計2,000円、先ほどの8,000円と合わせまして1頭当たり1万円ということで、これを大きな力としまして捕獲を進めているところでございます。

22年度ぐらいから有害頭数の捕獲がふえてますが、この助成金の力というのが非常に大きいというふうに考えております。先ほどの国の交付金は、25、26、27の3カ年ということで、国からは3カ年分まとめて、4億5,000万円配分いただいておりますが、28年度以降じゃあどうするのかというような問題もありまして、これにつきましては、継続を国のほうに要望している

という状況でございます。

**○緒嶋委員** イノシシは割とわなでかかりやすいですよ、イノシシのほうが。くくりわなとか箱わなとか、鹿の場合はなかなかそれがちょっと容易でないので、この金をたくさん1頭当たりやれば減らすというんでありますけど、これも、私はなかなか限界が、とる人の数というか。だから、これは、本当に、もう自衛隊やらに頼まにゃ仕方ないんじゃないかといつも言うんですけど、これは、今後とも市町村と考えて、捕獲員を、前は臨時雇用で対策を立てておったわけですが、ああいうのをやっぱり継続してやらんとなかなかうまくいかないんじゃないかと思うんです。もうそれ専門でやるような人を嘱託みたいにやるとか、これを何か会社をつくって捕獲する組織をつくるとかいう動きもありますが、そのような動きは県としては把握していないわけですか。

**○水垂自然環境課長** 鳥獣法がことしの5月に改正になりまして、来年の年度早々ぐらいから施行されるという運びになっております。その改正法の中で、今委員のほうからありましたけども、会社といいますか、認定事業体を捕獲する知識と能力がある事業体、これを知事が認定して、知事がその業者に委託して捕獲を担わせるという仕組みがこの法律の中でできました。ただ、これにつきましては、猟友会とも意見交換をしたわけでございますけれども、猟友会としては、どちらかというと素人集団、そういった人たちに任せることはちょっと難しいというような意見もありまして、これを本県で採用するかどうかにつきましては、これからも猟友会と意見交換をしながら進めていきたいというふうに考えております。

**○緒嶋委員** 最終的にはそこまでいくのがいい

んだらうと思いますけど、当面は、そういうことでもやむを得んというところもあるかと思いますが、ぜひ、モデル的にも県がやっぱり指導して、どこか県下で1カ所でもそういうことで、やっぱりこれはいいよというのがわかれば、またほかの地域もできるんじゃないかという気がしますので、ぜひ努力してほしいということを要望しておきます。

**○内村委員長** ありませんか。よろしいですか。

**○丸山委員** 林業公社のことについてお伺いしたいんですけども、15ページのほうに、各市町村ごとの土地所有者の人数が1,542名って書いてあるんですけども、この方々はしっかり連絡をとれる体制はとっているんですか。といいますのも、よく相続が発生するとかいろんなことが想定されるんじゃないかと思うんですが、その辺のことをしっかりできているんでしょうか。

**○西山みやぎきの森林づくり推進室長** 公社のほうで所有者の動きはとっております。先ほど言いましたけども、契約変更とかありますので、その都度、登記簿謄本等から後を追っかけていって調査をしているところでございます。

**○丸山委員** この所有者の方には、この公社についての存続廃止とかについての意見とかは聞いたことはあるんでしょうか。

**○西山みやぎきの森林づくり推進室長** 私が来てからはないんですけども、基本的に所有者が判断するような案件ではないと思ってますので、今まで所有者にはしてないんじゃないかと思えますけど。

**○丸山委員** 所有者も多分昭和42年前後で契約しているものですから、もうかなり高齢化してて、ほとんどもう代が変わってたりして、ほとんど内容がわからない状況であって、全部これを県が百二十何億かぶらなくちゃいけないと

かいう話があったときに、この方々は経営内容を全くほとんど、本当に認知しているのかなというのが、連帯責任があるんだよというのをしっかり私自身は思っほしいかなという思いがあるんですけども。その辺の協議はあんまり、ただ連絡をとっているぐらいと言われて、本当は責任者でもあるんだよというのも思っただきたいと思っているんですが、その辺は、本当に存続を、存廃を決めるときにはやっていただきたいというふうに思っているんですが、そういうことは、これまでやってないというふうなことを聞いたんですけど、今後そのような手続をとられるんでしょうか。

**○西山みやぎきの森林づくり推進室長** 平成23年度に見直ししたときに、廃止とかになれば、当然所有者の同意をとるべきですので、まだその以前の段階でどうすべきかということだったものですからしてないんですけども、ただ、委員がおっしゃったように、公社がこういう状況であると、ただ経営自体は公社がやっている、所有者はその土地を提供して、後の経営は公社がやっているというところもありますので、そんな中で所有者にも理解をいただくというのが大事かと思っております。

**○丸山委員** 先ほど少し説明があったんですけど、公社を廃止して県営化というのも結構出てきてるものですから、こういうところは、木がちっちゃいとか、年齢が低いとかいうことで、宮崎県の場合には、主伐に近づいているから公社のほうがいいですよということだったんですが、その辺がちょっと、経費をかける内容が少なくなるからいいという話だったんですけど、何かその辺がしっかり、もうちょっと具体的に説明していただくとかわかりやすいのかなというふうに思っているんですが、その辺を少し教え

ていただくとありがたいかなと思いますけども。

**○西山みやざきの森林づくり推進室長** 大分県もそうなんですけども、廃止になっているところにつきましては、まだ今から間伐とか、先ほど下刈りの話もありましたけども、まだ、そういう投資をしないといけない。うちの県については、もう平成16年から本格的に主伐をしています。去年でももう239ヘクタール主伐をしていますので、借入金今年度、全部合わせての借り入れ残額が341億円で、今年度がピークでございます。うちは、今年度をピークにして、どんどん減っていくということで、よその県は、まだ先ほど言いましたように投資していきますので、借入金もまた膨らむということで、例えば、大分あたりは、最後のところと今の段階で判断して、今廃止したほうが良いという判断をされたと聞いております。

それと、済みません、先ほどの所有者の意向につきましては、長伐期施業への意向調査等しておりますので、そのときに状況は伝えております。失礼しました。

**○緒嶋委員** 今のことで、この土地所有者との6・4かな、この率をちょっと変えてもらうように努力したらどうかと、前言ったことがあるけど、そこあたりでも、法的に全員が同意しなきゃだめだというような話で動かなかったんじゃないけど、そのあたりのことをちょっと、法的に、それはもう変えたほうが良いということは公社として当然のことですから、その努力はしたけど、法的に全員が同意しなきゃもうとてもしゃないけどだめだというようなことを前のときは聞いたんだけど、そのあたりはどうか。

**○西山みやざきの森林づくり推進室長** おっしゃるとおりでございます、収入を確保する

ためには、6・4を7・3とかというのも議論がありました。

ただ、さっき言いましたように、うちはもう主伐をしているものですから、既に6対4でいただいている人がいるということで、今から先の方は、あんたたちは7対3よとなると不公平になるということで、そういう問題が生じるということで、そこはもう6対4のまんまいくと。ただ、市町村の分については、7対3だったんですけども、9対1に変更したところでございます。

そういうことで、できるものについてはやっただけども、委員がおっしゃったように、問題のある分については、手はつけられてないという状況でございます。

**○内村委員長** よろしいですか。じゃあ、済みません、私から1つお尋ねします。自然環境課で今出されてます、宮崎県生物多様性地域戦略についてちょっとお尋ねしたいんですが、これのワークショップが、宮崎、都城で去年あったということで先ほど説明があったところですけども、そのことで、私もこの都城のに行ったんですが、今こう見てみますと、そのときの様子、ちょっと宮崎の様子がどういう様子だったか教えてくださいませんか。

**○水垂自然環境課長** 昨年度3カ所でワークショップを開催しておりまして、延岡、都城、宮崎、それぞれあります。都城は29名の方に出席いただきましたし、延岡市では29名、宮崎市が21名御出席いただいたということで、内容的には、3会場とも同じような感じで進めておりまして、ちょっと細かい報告なんですけど、いずれの会場も同じような意見が出たということを知っております。

**○内村委員長** この目的からすると、私が受け



ました都城での対応はちょっと違ったんじゃないかなと思って、まず、グループ分けをして、それで何が大事か、何を残したいかということの討議から始まって、最終的には、祭を残すとか、民俗芸能を残すとか、そういうものがずっと出ていったんです。今これを聞いてみますと、これは、私たちは、いろんな希少植物とか、そういうものを残すためのいろんな手立てのワークショップだと思って行ったんですが、最終的には違ったもんですから、そののところがちょっと教えていただきたいなと思って。

**○水垂自然環境課長** ワークショップの中で出た主な意見としましては、やはり、自分自身ももっと動植物のことを知る必要がある、そして、知識を深める必要があるというような意見とか、子供たちの自然体験が不足している、そういった中で、地域でリーダーを育成して、自然体験の機会をふやすべきだというような意見、あるいは、地域にはそれぞれの誇るべき自然があって、それにより育まれたいろんな食品があるという意見もありましたし、下水道や浄化槽整備など、自然に負荷を与えないような取り組みも必要だというようなさまざまな意見が出たところでございます。

いずれの意見も生物多様性を保全していくためには、非常に重要なことでございますので、まずは身近なところからできる行動といたしますか、そういったものをこの戦略の中には盛り込んでいきたいと考えております。

**○内村委員長** じゃあ、最後にしますけども、またことしこれがあるんですけども、ちょっと方向が違ったなというのが、私も、これ見てからのなんですけども、もうちょっと前の学習をするとか、募集をかけるときは、これ市町村からの、都城市からも募集が来たんですけども、私

たちは、都城植物愛好会で行ったんですけども、ちょっと考えていたところと違うもんですから、これをされるときにもうちょっと中を深く掘り下げて説明やらされてから、いろいろされたほうがいいんじゃないかなと思ったもんですから、一応申し上げておきます。

**○緒嶋委員** 七次宮崎森林長期計画の中で、例の広島の災害なんかは、もう山の麓までというか、山のほうにだんだん深くいって、そのことがああいう災害を大きくしたと思うんです。そうすると、今度、山地災害危険地区も治山事業とかあるわけですが、広島のことをいうともうどうにもなりません、宮崎県の場合、こういう箇所の中で、もう住宅の裏が山林であって、そういうところ、5戸以上なら急傾斜の土木作業ができるけど、それ以下の場合は、この林務サイドで2戸とか、いろいろちょっと壊れたら、住宅の裏なんかの林地、災害防止でできるわけですが、そういう箇所というのはある程度わかっておるわけですか。

**○水垂自然環境課長** 広島の災害のときは土砂災害、いわゆる県土整備部が所管しておりますあの危険地について取り上げられたところでございますが、私どものほうは、山地災害危険地ということで、これは、過去の山地災害の発生状況とか地形とか地質、そういったものを点数化しまして、ある一定以上の点数になったらそこは危険だと。その中に、人家とか道路とか保全対象も含まれておりますけども、総合的に勘案して危険地ということで指定しております。

危険地が、宮崎県に4,423カ所、山地災害危険地区でございますけれども、中が3つに分かれておりまして、山腹崩壊の危険地、それから、地すべりの危険地、そして、溪流の崩壊としての危険地、その3つに分かれておりまして、い

ずれも予防的にこの危険地を解消していくことが重要でございますので、取り組んでいるところでございます。

**○緒嶋委員** これはもう予算が伴うのでなかなか容易ではないわけですが、やはりできるだけ危険等、どこでも危険地と言われるのは、危ないから危険地になったわけだから、やっぱりその対策というのは継続的に進めてほしいなというふうに思いますんで、これはもうできるだけ裏山が壊れて、住宅がやられてなくなったというような悲惨なことが起こらないように、これはもうまた台風が発生して何か北上するというようなことも聞いておりますから、ぜひ対策を立てられることが必要だと思ふところは、緊急でもやってほしいということを要望しておきます。

次に、乾シイタケ生産の減少、価格が低迷して、ことし、いろいろとシイタケの対策を種ごまの助成とか、いろいろ原木の購入助成とか考えておられますけども、問題は、やっぱりシイタケの消費を、需要をどう拡大するかという出口、出口をどうやるかということが必要だと思ふ。

この前も、星原議員の質問にもあったようですが、やはり、このあたりを、これは、その消費のほうはどちらかというところ、環境森林部の所管じゃない面のほうになるのかなという気もするんですけども、このあたりの需要対策、消費を拡大する対策というのは環境森林部ではどう考えておられるんですか。

**○福満山村・木材振興課長** 委員が御指摘のとおり、やはり消費を拡大しない限りは、乾シイタケの価格にも影響するというふうに考えております。

それで、昨年が直近で2,293円ということでは

なり下がったわけですが、最低までではないんですが、そこまで下落をしておるわけですが、そこで緊急対策として、国の支援も受けながら、ホテルあるいは小売店とか、そういったところへの消費拡大のための食材提供とか、森の恵みフェスタといった形で消費拡大のPR等をさせていただいております。それとあわせて直販体制と申しますか、スーパーとかでその試食会等を通じて直接売っていきけるような、そういうことで、手取りを多くするような形の消費拡大イベントもやっておりますし、ことしも引き続き、県単等で実行しておりますし、料理コンクールもそうですけれども、小学生等を対象とした食育講座ということで、子供のうちからそういった消費の芽をつくっていくというようなことも地道にやっておりますのでございます。

**○緒嶋委員** これも、福島原発事故なんかは風評被害を絡めて、消費も減退したという面もあるわけですが、やっぱり、いずれにしても、私はシイタケをあのまま料理に使うというのは、なかなか使い勝手が悪いとか、時間がかかるとか、戻したりするのに。私は、シイタケを粉末にして味噌汁に入れるとか、極端に言えば、アイスクリームにでも、シイタケの何かを使って、いろいろなアイデアの中で、やっぱりそういう知恵を出すとか、使いやすくするというのが需要拡大につながると思うとです。そのあたりの努力が、そのままの形で使うという発想に私は限界があるんじゃないかなと思うんです。だから、そのあたりも含めて、これは、そういう専門家も含めて、やはり、需要拡大の道をいかに大きくするかという努力をもうちょっとやるべきじゃないかなと思ってるんですけど、そのあたりはどうですか。

**○福満山村・木材振興課長** 委員が御指摘のよ

うに、やはり、若い母親世代とか、そういったところを中心に、シイタケの戻し方が面倒だとか、そのまま味噌汁に刻んで入れてしまったりとか、そういったような事例もあるぐらいで、なかなか使いづらいというのが、一つには若い世代を中心にあるということで、民間、あるいはJA日向でもですけれども、シイタケを戻したパック商品とかの開発とか、それから、民間ベースですけれども、乾シイタケを具材にしたレトルトカレーだとか、そういった形で、いろいろ使いやすくする工夫もやっているところがございます。

そして、県全体でフードビジネスということでやってるんですけれども、ことしの4月からフードビジネスの一つにシイタケも指定していただいて、県庁全体的にやるということで、知事とも意見交換しながら、そのシイタケの消費拡大、あるいは使いやすい工夫とか、そういったところを全庁的な応援もかりながらやっていくということにしております。

**○緒嶋委員** これは、シイタケは健康食品ということにもなっておるわけですので、やっぱりこれはぜひ中山間地の山村なんかでは、やっぱり木材もだめ、シイタケもだめだから、だめだめ尽くして、もう大変厳しいわけです。だから、何とか、この需要が少しでも、シイタケが3,000円ぐらいにでもなれば、ちょっとまた大分違うと思いますので、これぜひ需要拡大という視点から、それこそフードビジネスで、私はもう山の木もフードビジネス、風の土の産物じゃから、カタカナのフードというのじゃ政策が小さ過ぎるって私はいつも言っておるんです。だから、山の木もフードビジネスの一部というぐらいに、観光もフードビジネス、宮崎県の観光というのは、宮崎のフードに育ったものです。それぐら

いの発想でやるべきだと知事には言っておるんですけど、フード、食べ物だけのフードビジネスじゃあ、政策的には、私は、山の木もフードビジネス、それぐらいの思いで環境森林部はぜひやってほしいということを期待しております。  
**○蓬原委員** ドクターがここにいらっしゃいますけど、アンチエイジングという言葉が最近、抗加齢、それと、健康寿命を伸ばそうということで、それと、農政水産部が機能性分析、日本でもトップの機能性分析を誇るということを何回か話を聞いてます。ある分野については、ちょっと追いつかれたので、ちょっと焦っている部分もあるようですが、そういうことで、今のシイタケの機能性分析、かつては、がんにきくとか、それ本当だったかどうかは知りませんが、そういうこともあったし、アンチエイジングということがかなりあちこちでやられてまして、宮崎にも、ある東京のTBSのOBの方で、このアンチエイジング、抗加齢財団というのをつくって、幸福の幸の、抗うの抗ではどうも寂しくなるので、幸ということを使って幸加齢ということでやっておられる方もあります。だから、その方面からの健康食品的な発想、体を健康にしていくよ、年をとらずに元気に過ごすよということ、その辺の農政水産部の機能性分析のことと含めて、うまくパッケージでいくと、何かこれからの方向性が、別の意味での、ただの食としてではなくて、腹を満たす食じゃなくてあるような気がするんですけど、できたら、その方面について農政ともやっていただいて、あるいは商工ともやっていただくというものが生まれるかもしれません。

**○徳永環境森林部長** シイタケにつきましては、もう一度戦略を練り直さないと、流通も含めて、いわゆるJAに出す分が大体45%ぐらいなんで

す。それでまた、直接取引をしている、半分もおりますので、直接の人たちは相当高値で、いいものをつくっているんです。一番の問題は、高齢化して余り区別せずに、そのまま1割をばつと出しているんでたかかれるという状況もありますので、選別する戦略、共同出荷する分と直に取り引きやって、この2つに戦略を分けて流通も、それでやっていかないと、ごっちゃにすると、それは需要拡大も含めて、だけど、言ったように、成分のやり方、製品の開発、トータルのにもう一遍戦略をやり直す必要があるなど思っております。これ今担当のほうで、フードビジネスの中で戦略を組んでおりますので、また、その考え等についていつかお示しできればというふうに思っております。

**○前屋敷委員** 生シイタケの生産がかなりこの表から見ても多いし、また、利用する上では非常に利用しやすいんですよ、乾燥シイタケとは違って。でも、乾燥シイタケのほうが、健康食品としては、有利に使えるんだろうというふうに思いますし、我々の年代になると、煮しめなどにする乾シイタケが非常に飽きがこなくて、食べるのにはいいんだけど、この生シイタケ、これの活用というのは、かなり目標も高く位置づけておられるんですけど、乾シイタケと違って早く販売をしてしまわんといかんと、さっき言われたように、流通にいかにかうまく乗せるかというところもあるんですけども、この辺のところもあわせて戦略的に、さっき部長が言われたように、非常に需要は多いと思います。

それから、贈答品としても、宮崎県の肉厚のシイタケというのは、私も何度か使いましたけど、かなりシェアは広がるんじゃないかというふうには思うんですけど、ぜひ。

**○内村委員長** よろしいでしょうか。

**○丸山委員** あと1点だけ。この長期計画の25年度概要を見させていただいて、目標年度と順調にいつている部分とそうでない部分、逆にかなりもう順調に、200%、300%いつている部分があるんですけども、順調にいつてないものは伸ばしてほしいんですけども、もちろんずっと、かなりパーセント、目標からすると、既にもう達成してしまっていて、200と300、輸出なんかかなり多くなっているんですけど、この辺の見直しというのもやっぱりやられる予定なのか。それとも、もうこのままずっとパーセントふえてますよというんで、ずっと単にこのように報告するだけの予定なんですか。それちょっと、この考え方をちょっとお伺いできればなど思っているんですけども。

**○川添環境森林課長** 丸山委員がおっしゃるとおりでございまして、ちょうど来年度が中間年度になってまして、見直す時期になってます。目標を達成しているのもございますので、その辺の目標をさらに伸ばすなりというような形で、来年度に改訂作業の中で、全てそういうのは植え込んだ上で検討していきたいというふうに考えております。

**○丸山委員** できればなんですけども、この1ページのほうに、安定した所得とか書いてある、特に所得のことに關して、どうにかその目標設定といいますか、例えば、シイタケなんかはもう数量は出てるんですけども、所得が物すごく多分減ってるんですよ。そういうのも、量だけではなくて、出荷量だけでなく、林家の所得、それぞれの間伐したときの所得はどんだけなんですよとか、間伐はどんだけですよとか、特用林産でどんだけ所得が上がりますよというように、そういう目標とか、現在はどうなのかというのを把握できていただくと、もっと本当

に所得というのがないと、我々からすると、ただ量がふえました。出荷はふえたけども、結局、所得がほとんど変わらないよと、赤字ですよといったら意味がないんじゃないかなと思ってます。その辺もできれば工夫していただければありがたいかなというふうに思っております。

**○川添環境森林課長** 今の委員のおっしゃるのも、ちょうど部内では議論をやっておりますので、どういう数値がとれるのかということも含めて、そういう所得の面とか、林家の生活に直接かかわるようないい指標がないかという形で、工夫しながら検討していきたいと思えます。

**○徳永環境森林部長** 時間をおかりして、今、林業の状況をちょっとお話いたしますと、非常に状況が変わってきております。これは、中国木材、これバイオマスが非常に影響しているんだろうと思えます。だから、去年、一昨年と比べると、木材平均価格も2,000円から2,500円高くなってる。それで、高どまりの中で推移しているという状況でございます。

ですから、恐らくバイオマス等が動き出しますと、ただ、今までのように乱高下はしないんだろうなというふうに認識しております。立木価格も大体2,000円前後で、立木は、山に立ったままの木で大体2,000円ぐらいだったのが、今高いところは5,000円ぐらいで売れているという状況でございます。

それは、大体買うときに、今までは7割ぐらいの歩どまりで買ったのが、バイオマスになって85%ぐらい歩どまりで買って、山元から買ってます。だから、相当山元に所得が返る雰囲気が出てきておるとというのが1点と、あと海外輸出が、志布志港と細島が中心になっているんですが、相当、消費者による山買いがふえてきて、今、県では、木材の資源の取り合いというのが

あっちこっちでそれぞれ始まったという状況にございますので、それに対して、我が部としてもどう対応していくか、需給のバランスも含めて、その辺は今後の大きな課題かなというふうに思っています。そういう状況にあるということ認識しとっていただきたいなと思っております。

**○内村委員長** その他、何かありませんでしょうか。

**○緒嶋委員** 今、耕作放棄地というのが物すごくふえておるわけですね。私は、この中山間地に住んでおって、耕作放棄地は、農政では対応できない思うんです。というのは、谷間とか山間の中に、かつては田んぼがあった、畑があったのが、有害鳥獣やらの被害を受けると、もう放棄地というか、もう草がぼうぼうというか、もう絶対もとに戻らんような状態、だけど、それをそのまましておくのはもったいないわけです、国土としては。そうなれば、私は、そこには何かを植えるか、栗でも何でも、栗もイノシシとかの被害に遭うからとてもじゃない。そうなった場合、やっぱり環境森林部がその対策には対応せざるを得んと私は思っている。その中で熊本は、センダンの木を植えよる。杉、ヒノキだけでは、もうこれはどうにもならんと。何でセンダンを植えるかといったら、センダンは太りがいいわけです。そして、あれは、木は固いし、うまく大きくなれば、加工用の材にもなる。そういうことであれば、畑とか何か、さとめなんかはかえって、そうすると、センダンには実がなる。そうすると、実がなると鳥が来るわけ、野鳥が。そうなると、生態系そのものがまたよくなるというか、自然にもとに戻るとい、そういうことになると、私は、さとめは、杉、ヒノキじゃなくて、そういう実のなる木を

含めて景観をよくする。そして、それでみんながやっぱり保健的にもいろいろなごみの場所にもなると。そういうふうな国土に私はすべきだと思うんです。何もかにも経済優先だけじゃなくて、その住環境を含めて人間が住みやすい農山村にしなければいけません。そうすると、そういうものの視点をちょっと経済的な意味を含めながら、そういうふうにある程度展開していかなければ、日本の国土がおかしくなってくると、そして、大分県は、川沿いの10メートルの高さにはもう杉、ヒノキは植えないと。それなぜかという、増水したとき、杉、ヒノキが川下のほうに流れて災害を引き起こす。だから、川沿いの10メートルの高さに増水したときにはだめだから、もうそこには植林するなというふうな感じの動きもしておるわけですね。そういうときに、山を守り、国土を守るのは環境森林部だという中で、そういう農業サイドが、手が出せない、対策を立てないところは、環境森林部がそういう対策を立てていくと。そして、景観も守りながら、地域に住む人の憩いの場にもなるというふうな、そういうふうな発想をやっぱり打ち出すべきだと思うんです。長期計画の中では、そういうふうな発想も含めて、経済的な杉、ヒノキで需要拡大だけじゃなくて、50年、100年先を見越したそういう視点も取り入れながら、この長計というのでも視点を改めて取り組んでほしいと思うんですが、そのあたりはどうですか。

**○徳永環境森林部長** おっしゃるとおりでございます。農政のほうからも、耕作放棄地に対してあと山林に戻すという対策の依頼もきておりますので、それは対応していこうと思います。

その中で、やはり、今まで木材イコール建築材というイメージで山づくりをしてきたんですが、もう御存じのように、バイオマス、いわゆ

る燃料材としての山づくりとか、先ほど言った、いわゆる景観といった、多様な森づくりをやって、宮崎に行けば、いろんな大きいやつからちっちゃいやつからいろんな材のものがある、燃料もあるというふうな、そういう山づくりをしていく必要があるというふうに思っていますし、せっかく建築材、杉を燃やすという状態にならないように、恐らく燃料の目的につくる山は、ほとんど手を入れなくて、放置林とは言いませんが、大体コストをかけずにいい山ができるんだろうと思います、広葉樹を中心に。やっぱりそういうのも今度の長計では、一つの山づくりの方向としては視点を定める必要があるなと思ってますし、また、その災害につきましては、16年災、17年災の災害が起きたときに、やはり、河川からあるところまではもう残そうと。広葉樹に返そうということで、できるだけその指導はしておりますので、それで、川下と尾根部分はもう残しましょうと、広葉樹に返しましょうというふうな発想で指導はしておりますので、その方向で今進めていく。どういう形にするかはまた今後検討していくと。

**○井上委員** 里山で気になるのが、新エネルギーとかとって、太陽光のあれがいろんなところにできているじゃないですか。やっぱりちょっと考えてほしいところなんです。あそこが、だから、今、緒嶋先生が言われるように、山をどんなふうな形で守っていくのか。そして、収益含めて、どんなふうにしたらその収益が上がっていくのかということを考えていくと、今部長が言われたようなことやら含めて、やっぱり長期的に考えた上で何を植えてどうしていく、山はそういうふうにして保存していくと、育林も含めてそうですけど、自分たちが維持していく、国土としてどう維持していくのかというのがな

いと、ちょうど日当たりのよくていいところは全部太陽光のあれがずっとこうあってみたいでは、ちょっと本当の意味での山としての価値というか、ちょっとないんじゃないかなと思ってちょっと心配になるんです。走ってみれば走ってみるほど、ここもかここもかというようなところに太陽光のあれになっているのというのは、ちょっと残念というか、これちょっと考えさせるところでもあるんですけど、だから、そのこのバランスです。全部がだめって言っているわけではないけれども、バランスを考えてほしいなののはちょっとあるんですけど、そのあたりはどうなんですか。

**○徳永環境森林部長** 前もお伝えしましたが、太陽と緑の国でございますので、太陽と緑をバランスよくしていきたいなと思っている状況です。その課題はずっと頭にありまして、関係部局も含めて、いつもにらみながら、どういう方向をするかということも関係部局と検討をしておりますので、様子を、その後追いになることはいかんだろうということは認識はしていますが、どういう判断をするかということをもう少し状況を見させていただくとありがたいなというふうに思っています。

**○井上委員** 民間ベース任せだと、なかなかちょっとやっぱり自分の国の国土としての山というのは守れないんじゃないかなというふうには思うんです。だから、やっぱり先ほど言われたように、ただ、杉だけを植えておけばいいとか、そういうことにも結果ならないんじゃないかなとは思いますが、だから、やっぱりそこを含めて、何を今後植えていき、どんなふうにして育てて、何に使ってとかということも含めて、やっぱり考えられた山というか、共生できる山というか、そういうものにしていった

だけると楽しみがあるというか、そういうふう思うんですけど。

**○丸山委員** せっかく木材利用センターの所長も来ていらっしゃると思いますので、お伺いしたいんですけども、東京オリンピックが2020年にあるということで、それぞれ東京では建築等が動き始めているらしい、出ているんだろうなというときに、議会の答弁の中でも、木材の利用促進といいますか、そういうのもぜひって話も、アプローチかけてますということでした。具体的に大断面集成材等を使ってとか、私たちは望んでいるんですけど、その可能性というのはあってほしいなと、アプローチもしっかりしているんだろうなと思っているんですけども、具体的に何かありましたら、活動なり、目標なりをちょっとお伺いできればなと思っているんですけど。

**○徳永環境森林部長** 詳細については、飯村所長からお話があるんだろうと思いますが、今、職員を東京、関係都道府県、東京都に送りまして、建物がどういうものができるようで、木材を使えるかというのは、ある程度絞り込んでいこうと、今戦略を。前の牧元副知事が、今林政部長をされておりまして、東京オリンピックの林野庁の、木材活用のリーダーとして動いておりますもんで、牧元部長の情報もいただきながらやっておる、住友とか三井資材とかと一緒に情報を共有しながら、職員を派遣して戦略を練っているところです。

状況としては、東京都としてもなかなか予算がないので、コストを抑えて、これができる、この建物ができるよと、いわゆる設計と建物とコスト、これをセットで持ち込まないと、木を使ってくださいというだけでは恐らく無理なんで、その辺、戦略を練っておるところで、その

戦略として、今、飯村所長にも知恵をいただいておりますので、その辺の動きを所長、よろしく。

**○飯村木材利用技術センター所長** 質問が出るんではないかなと思って考えてはきたんですけども、結論からいいますと、やはり、見積書を出す、企画提案をするということになると思うんです。そうすると、環境森林部だけでは、特に図面だとか、見積もりということが出ませんので、フォーメーションをつくれないといけない。そうすると、こういう物件は幾らだよというときにすぐ回答が出せる。やはり、木材で建てようと思うと、他の都道府県も一斉に動いてくると思うんです。それに対して、宮崎はいろんな実績をつくってきて、なるほどゼネコンがやることと同じようなことで提案してくるなという早いと思うんです。そのかわり責任も重いです。そういう意味で、今、どこまで発言していいかわからないんですが、消費地からの情報、川崎市さんと今やってまして、かなり都市部の木造はやっぱり耐火の問題だとか、ニーズが違うんです。そういう意味でも企画がニーズに応じて出せれば、そういう宮崎でも東京でも川崎でも同じだということになるので、あくまでも建設地は東京周辺になりますので、そのニーズに合った提案を、フォーメーションをつくって、フォーメーションというのは、強みの加工技術だとか、あるいはいろんな材料あるわけです。そういうものをユニットにするだとか、ほかのものと上手に組み合わせるような形で提案していく。今の宮崎ならできると思います、まだ時間もありますし。ただ、部長が言ったように、消費地ニーズをよくつかまないと、他の県にやられてしまうというのがありますので、やはり他県より先んじて早い情報をとっていた

だくと、センターを含めて、今つくっているネットワークが機能しますから、それと、もう一つ言わなきゃいけないのは、ある先生のおかげで、鉄構工業会との連携が成立しました。今年度、林野庁さんの支援事業も採択になりまして、建築事務所協会との連携も進みます。そういう横のつながりが異業種連携ということで始まったということは、オリンピック目指すことが、木材産業そのものの需要拡大につながっていくという、オリンピックを目標にしたらもったいないと思うんです。それが、その後の県産材が、全国、海外へ出荷できるということのをにらんでつくっていけば、多分部長も納得して、旗を振っていただけるんじゃないかな、また、先生方にも応援いただけるんじゃないかと思っております。

**○丸山委員** ぜひオリンピックだけではなく、その後の広がりを持っていただく。特にやっぱり宮崎というのは、九州ぐらいがほとんど木材の出荷先で、なかなか関東までいってないというのが現状でありますので、今回はいろんなチャレンジを、フォーメーション組んでもらって、いろんな縦横、異業種、いろんな形で連携していただくようにぜひ頑張っていただきたいというふうに思っております。

**○飯村木材利用技術センター所長** 皆さんの応援もぜひ必要ですので、よろしく願いいたします。

**○緒嶋委員** それと、CLTです。宮崎県がやはり、この前も多くの方が中国木材にも行っていただいたんですけども、向こうもそういう関心を持っておられますし、超高層の木造ということになると、もうそれしかないということになりますので、これを、執行部としても、ぜひ中国木材に、そこまで手をかけていただくと



いうことでお互いが努力をしながら、CLTがあつて、木材の高層ビルも、地震があつても大丈夫だという、それこそ自信のあるいい木造をつくらんにやいかんわけやから、そういうことを含めて頑張っていたかにかんかんと思うんですけど、そのあたりはどうですか、部長。

**○飯村木材利用技術センター所長** 直接これはお答えします。

昨年度、CLTについては調査をしまして、潮流としては、やはり国内で普及するということはわかってきました。それに対して、じゃあセンターはどう取り組むかということで、今年度始めたのは、ワーキングチームをつくっておこうじゃないか。それぞれ温度差はあるんですけども、やっぱり関心を持ったときに、国と、あるいは中央のものと直結するような情報がセンターに集まれば勇み足にならないし、出遅れることもないということで、そのワーキングを通じて、生産者、加工者、実際にやろうという方が集まって、宮崎県としての歩調を合わせるような体制をつくりましたので、情報は本課を通じていろんな方に流れていくと思います。そうすると、宮崎県としての統一見解がとれるんじゃないかなと思ってます。

**○緒嶋委員** もう銘建工業は、熊本には、そういうことを含めて進出の予定があるんじゃないですか、そこまでは情報はないとですか。

**○飯村木材利用技術センター所長** 一昨日社長と会ったんですけども、いろんなことを社長今やっています。やっぱり会長だということもあつて、責任を感じて、ただ、時間がかかることも事実だと思うんです。ということは、やっぱりいろんな手をつけなきゃいけない。見るだけじゃなくって、そこに行って情報をとるということをしなないとおくらせてしまうと思います。

**○井上委員** オーストリアに行ったときに、やっぱり本当に商売しようという意欲が物すごいあるわけです、CLTの。日本は建築法の問題はいろいろあるし、それと、強度はあるし、発火についても大丈夫と。でも、問題は地震はどうなるのかという、さっき自信があるのかって聞かれておられましたが、そこですよ。それと、余りにも躊躇をしているとやっぱり世界から来るということですよ。日本は、やっぱりそこは森林国でもあるわけだから、そこを向かい打てるぐらいの力を持たないと、やっぱりちょっとまずいかなと。だから、中国木材さんがこの前行ったときには、もう5センチでいいんだと。6センチあれば、もう十分つくれるとあって言っておられましたけど、含めて現実なものとして、ちゃんと見て、そして、それを使いこなしていける力を私たちが持たないと、やっぱり商売にならないんじゃないかなというのはちょっと思うんです。

**○徳永環境森林部長** CLTは、ツーバイフォーのときは、それはちょっとあれですけど、CLTを進める上で、国産材でやっぱりつくらないと、外材でつくってCLT云々というのは、非常に何の話なんだろうと。そこが一番だろうと、広島県産材も含めてなんですけども、外材を持ってツーバイフォーで建てるという話では夢がないんで、国産材を、みやざきスギをいかにつくってCLTを完成させていくかということが一番のことだろうなというふうに思っていますので、その辺は利用センターのほうで確実な研究がなされるものと期待をしているところであります。

**○飯村木材利用技術センター所長** 秘密情報というか裏情報なんですけれども、体制は半分できてます。あるところで、ホテルのプロジェクト

トが進んでいて、ネックは加工なんです。大板を輸送しながら、現場ですぐ組めるようにするという、はっきりいってそれできるのは、西日本ではランバー宮崎しかないということはもうはっきりしているんです。ですから、あそこに行ったら秘密の情報を聞くと、今こういうことは進んでいるよと。ただ、問題は、どこでそのパネルをつくるのか。銘建でつくって運んでくると運賃ばっかりかかって、かといって、県内で山佐木材さんはどこまでつくるかわからない。それに対してある人が答えるのは、そういう需要があればいつでもやるよ、JASでできるし簡単だと言うんです。問題は設計する人、それから、そういうものを好んでやろうというオーナーさん、そういうものが出てくれば、学校に使ったり、宿泊施設に使ったり、それは早いと思います。輸入の恐怖もあるけれども、やっぱり地産地消を考えていくと、地元加工場を持っているということは、他県に先んじてできると思います。私も、それ期待しています。

**○内村委員長** よろしいですか。それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、長時間にわたりまして、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

本日の委員会を終了いたします。

午後2時43分散会

平成26年 9 月 19 日 (金曜日)

午前 9 時 57 分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	内 村 仁 子
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	重 松 幸 次 郎
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
農 政 水 産 部 次 長 ( 総 括 )	興 梶 正 明
農 政 水 産 部 次 長 ( 農 政 担 当 )	郡 司 行 敏
農 政 水 産 部 次 長 ( 水 産 担 当 )	山 田 卓 郎
畜 産 新 生 推 進 局 長	中 田 哲 朗
部 参 事 兼 農 政 企 画 課 長	向 畑 公 俊
ブ ラ ン ド ・ 流 通 対 策 室 長	甲 斐 典 男
地 域 農 業 推 進 課 長	大 久 津 浩
連 携 推 進 室 長	戎 井 靖 貴
営 農 支 援 課 長	後 藤 俊 一
農 業 改 良 対 策 監	児 玉 良 一
食 の 消 費 ・ 安 全 推 進 室 長	和 田 括 伸
農 産 園 芸 課 長	日 高 正 裕

農 村 計 画 課 長	原 守 利
畑 かん 営 農 推 進 室 長	甲 斐 康 真
農 村 整 備 課 長	河 野 善 充
水 産 政 策 課 長	成 原 淳 一
漁 業 ・ 資 源 管 理 室 長	田 原 健
漁 村 振 興 課 長	日 向 寺 二 郎
漁 港 整 備 対 策 監	川 越 克 彦
畜 産 振 興 課 長	坊 園 正 恒
家 畜 防 疫 対 策 課 長	久 保 田 和 弘
工 事 検 査 監	竹 下 裕 一 郎
総 合 農 業 試 験 場 長	井 上 裕 一
県 立 農 業 大 学 校 長	山 内 年
水 産 試 験 場 長	神 田 美 喜 夫
畜 産 試 験 場 長	西 元 俊 文

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 査	大 山 孝 治

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託された議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○緒方農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

現在、台風16号が来ておりまして、ちょっと行方を心配しておるとこなんですけども、7月末から8月上旬に来襲いたしました台風12号、それと11号によります農水産業関係の被害状況につきましては、先日公表いたしましたけれども、農水産業で3億円以上の被害が発生をいたしました。市町村を初め関係機関と連携を図り

ながら、引き続き、復旧事業等適切に対応してまいりたいと考えております。

それでは、常任委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

予算議案の議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」、それと議案第2号「平成26年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)」についてでございます。

今回の補正は、国庫補助決定や決算剰余金の確定等に伴う補正でございます。

まず、議案第1号の一般会計の補正額につきましては、(1)平成26年度歳出予算課別集計表の9月補正額の列の一般会計の合計の中ほど、下になりますけど、合計の欄にありますように、4億3,356万4,000円の増額補正をお願いいたしております。

また、議案第2号の特別会計の補正額につきましては、下から2段目の合計の欄にありますように、2,470万円の増額補正をお願いしております。

この結果、特別会計と合わせました農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下にありますとおり、426億3,794万3,000円となります。

補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長から御説明をさせていただきます。

次に、2ページをごらんください。繰越明許費についてであります。水産基盤整備事業につきまして、2億5,670万円の繰り越しをお願いしております。これは工法の検討に日時を要したことによるもので、現時点で繰り越しが見込まれるものでございます。

次に、3ページをごらんください。債務負担行為についてでございます。これは平成26年度に公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益社団法人宮崎県農業振興公社に条件整備資金

を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償を追加するものでございます。

追加内容の詳細につきましては、後ほど関係課長から説明させていただきます。

次に、6ページでございます。特別議案でございますが、6ページからの議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてを初め、第9号、第12号の3項目について、関係室長から後ほど説明させていただきます。

12ページをおめくりをいただきたいと思っております。議会提出報告についてでございます。12ページからの県が出資している法人等の経営状況についてでございますが、法人等の経営状況につきましては、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例の規定に基づきまして、農政水産部所管7法人の経営状況について御報告するものでございます。

また、24ページ以降になりますけれども、その他の報告事項でございます。常任委員会資料の24ページ以降、農地中間管理事業など5項目、それから別添でつけておりますけれども、農業・農村振興長期計画、それから水産業・漁村振興長期計画、これの平成25年度取り組みの概要について、あわせて7項目につきまして御報告を差し上げたいと思っております。

いずれも詳細につきましては、関係課室長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

**○大久津地域農業推進課長** 地域農業推進課でございます。当課からは1件の債務負担行為をお願いしております。常任委員会資料の3ページをお開きください。

農地中間管理機構として指定しました県農業

振興公社が、農地中間管理権を今回有する農地において簡易な基盤整備等を行うために必要な無利子資金を全国農地保有合理化協会から借り入れるため、規定に基づき1億円を限度に損失補償を行うものであります。

地域農業推進課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○河野農村整備課長 農村整備課です。平成26年度9月補正歳出予算説明資料の65ページをお開きください。よろしいでしょうか。

それでは、農村整備課の補正予算といたしまして、3億9,302万5,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますように、128億7,393万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。67ページをお開きください。上段の(事項)公共農村総合整備対策費であります。7,287万円の増額補正をお願いしております。主な内容は、説明の1の中山間地域総合整備事業におきまして、日之影町の七折地区ほか2地区で生産基盤及び生活環境基盤の整備を総合的に実施するものであります。

次に、中段の(事項)公共土地改良事業費であります。5,207万1,000円の増額補正をお願いしております。内容は、説明の1の農山村活性化対策整備事業におきまして、日向市の富島3期地区ほか1地区で、地域の実情に即したきめ細かな農業基盤の整備などを実施するものであります。

次に、下段の(事項)公共農道整備事業費であります。1億9,093万円の増額補正をお願いしております。

68ページをお開きください。内容は、説明の1の県営基幹農道整備事業におきまして、宮崎

市の巨田4期地区ほか2地区で農道整備を実施するものであります。

最後に、(事項)公共農地防災事業費であります。7,715万4,000円の増額補正をお願いしております。内容は、説明の1の県営農業用河川工作物応急対策事業におきまして、宮崎市の瓜生野地区で農業用水の取水施設の改修を実施するものであります。

説明は以上です。

○坊園畜産振興課長 畜産振興課でございます。同じく歳出予算説明資料の75ページをお開きください。

畜産振興課の9月の補正額は、一番上の行、一般会計で2,240万3,000円の増額補正をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は28億9,263万9,000円です。

それでは、事業の内容について御説明をいたします。別冊の環境農林水産常任委員会資料、これの4ページをお開きいただきたいと思います。

産学官連携試験でございます。1の事業の目的をごらんいただきたいと思います。この試験は畜産試験場が行うもので、2つのテーマがございます。1つ目は、飼料の安定確保や飼養管理の省力化を図るため、飼料用米等の国産飼料原料を主体とする飼料の給与技術の試験研究でございます。2つ目といたしまして、乳牛の暑熱対策を目的とした牛舎内の温度や湿度の管理、繁殖や疾病の管理を自動で行うシステムの試験研究でございます。

2の事業の概要でございますけども、(1)の補正額は2,240万3,000円でございます。また、(4)にありますとおり、補助率につきましては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構からの全額委託料でございます。

補正の理由につきましては、(2)にございますように、受託決定に伴い補正をお願いするものでございます。

(6)の事業内容につきましてはでございますけれども、右のページをごらんいただきたいと思っております。上の段の家畜飼料の完全自給を目指した給与システムの開発試験ということでございまして、中ほどの四角にあります研究1、研究2とございますけれども、ここにございます肥育豚とか繁殖牛、肥育牛、搾乳牛、各畜種につきまして飼料用米それから食品残渣、このようなものを原料とします配合飼料等の給与技術の研究を行いまして、次年度では畜産農家での実証を行うことにいたしております。

それから、下の段の西南暖地に適した次世代型酪農モデルの構築と実証試験におきましては、中ほどの四角にありますように、研究1におきまして、温湿度指数を指標とした高度な暑熱・寒冷ストレス対策技術、それから研究2にございます、暑熱期に適した繁殖管理技術、それから研究3にございます、高能力乳用後継牛の効率的作出技術の3つの研究を行うことといたしております。これによりまして、乳牛の繁殖性や生乳生産性の向上と疾病率の低減、さらには高能力・後継牛の安定確保などの期待がされるところでございます。

説明は以上でございます。

**○久保田家畜防疫対策課長** 家畜防疫対策課でございます。歳出予算説明資料の79ページをお開きください。

家畜防疫対策課の9月補正額は、一番上の行、一般会計で1,813万6,000円の増額補正をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は9億8,724万9,000円となります。

事業内容につきましては、中ほどにあります

説明の欄の1、家畜伝染病リスク管理体制強化事業であります。6月補正予算でも御説明させていただいた事業であります。豚流行性下痢(PED)のウイルス拡散防止対策の強化を図るため、国の消費・安全対策交付金を活用しまして、市町村自衛防疫推進協議会等が実施する取り組みを支援するものであります。

今回の補正につきましては、農場への消毒等に加えまして、野生動物侵入防止ネットの設置等につきましても、国から追加内示を受けたことによるものであります。これによりまして農場防疫を強化して、PEDの蔓延や再発の防止を図っていきたくと考えております。

説明は以上であります。

**○成原水産政策課長** 水産政策課でございます。同じく歳出予算説明資料の69ページをお開きください。

当課の9月補正予算額は、特別会計で2,470万円の増額補正をお願いいたしております。この結果、9月補正後の特別会計の予算額は、右から3番目の欄にありますように1億6,108万8,000円、一般会計を合わせました全体の予算額は27億1,343万円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。71ページをお開きください。沿岸漁業改善資金特別会計の(事項)沿岸漁業改善資金対策費2,470万円の増額でございます。この資金は、沿岸漁業について経営の改善や新規着業等に必要となる資金を無利子で貸し付けるものでございますけれども、今回の補正は、昨年度の決算剰余金、いわゆる昨年度から今年度に繰り越すお金が確定したこと等に伴いまして、これを本年度分に組み入れるものでございます。

水産政策課は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○大久津地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。委員会資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、1の改正理由にありますように、新たに就農しようとする青年等が都道府県知事に提出する就農計画につきまして、各市町村で申請書の受理事務を行っておりましたけれども、今回制度改正によりまして、計画の申請先が都道府県から直接市町村に変わることから当該事務を削除するものでございます。

2の下のほうに記載した制度改正の内容のとおり、法律が改正された本年4月以降も経過措置といたしまして、県への申請が可能ということで手続をしておりましたけれども、9月末をもって経過措置が終了し、新制度に移行する10月以降は市町村が計画の認定主体となるものでございます。

地域農業推進課の説明は以上でございます。

○田原漁業・資源管理室長 水産政策課漁業・資源管理室でございます。お手元の常任委員会資料の7ページをお開きください。

議案第9号の「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」は、ウナギ稚魚の取り扱いに係る犯罪を防止し、公共の秩序を維持することを目的に、平成7年に制定されたものでございます。

本条例は、全てのウナギ稚魚を取り扱う業者を登録した上で、条例で定められた範囲の取引のみを認め、その記録を義務づける内容となっており、近年、ウナギ稚魚の資源管理強化が求められる中、ウナギ稚魚の具体的な取り扱いや

流通を明確にする先進的条例として、国等から高い評価を得ているところでございます。

当議案は、2の改正の内容にありますとおり、登録拒否の対象に暴力団または暴力団員と密接な関係を持つ者等を追加する改正を行うほか、その他所要の文言の整備を行い、近年複雑・巧妙化する密漁や不正流通などの犯罪の未然防止及び秩序維持のさらなる強化を図るものでございます。

なお、施行期日は公布日としております。

水産政策課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○河野農村整備課長 農村整備課です。同じく委員会資料の8ページをお開きください。議案第12号「工事請負契約の変更について」であります。議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

本工事は、4の位置図にありますように、高千穂町と日之影町を結ぶ県営広域営農団地農道整備事業、西臼杵5期地区の高千穂町側の延長628メートルのトンネル工事であります。

今回、3の変更理由にありますように、設計変更と労務単価等の著しい上昇による契約約款第25条第6項に規定しているインフレスライド条項に基づき、請負契約の変更を行うものであります。

9ページをごらんください。設計変更の主な内容といたしましては、支保パターンの変更にありますように、一部区間において地質が当初想定より脆弱であったため、鋼製支保工やロックボルトの本数の追加を行っております。また、排水施設の変更にありますように、湧水量が当初想定より多かつたため、中央配水管の断面や濁水処理施設の処理能力の変更及び裏面排水工

の追加を行っております。

10ページをお開きください。6月定例県議会の常任委員会でも御説明いたしました。工事契約後の労務単価等の著しい上昇により、3の(2)にありますように、インフレスライド条項を適用するものであります。

申しわけありませんが、8ページに戻っていただきまして、2にありますように、当初契約金額17億3,649万円に対し、変更契約金額は17億7,539万1,000円と、3,890万1,000円の増額となります。

増額の内訳としましては、設計変更に係る増額が約1,420万円、インフレスライド条項に係る増額が約2,470万円であります。なお、工期は、当初契約のとおり、本年10月31日までであります。

説明は以上です。

**○内村委員長** それでは、執行部の説明が終了しました。

議案等についての質疑はありませんか。

**○丸山委員** それでは、3ページの債務負担行為についてお伺いしたいんですが、損失補償が出た場合ということだったんですが、可能性的にはどういふものかを考えていらっしゃるのか、もしわかれば教えていただくとありがたいかなと思ってるんですけども。

**○大久津地域農業推進課長** これにつきましては、今回からやってる中間管理機構の今、担い手、受け手の公募をやっておりますが、これに人・農地プラン等での計画の中で出し手、これとのマッチングができた場合に、受け手が条件整備、これを必要とする場合につきましては、先ほど言いました無利子基金で全国協会から借入れまして、公社が整備をいたします。その整備したものについては、10年間で農地の代金に

上乘せして、受け手から回収すると、年度払いで回収するということになりますけども、受け手のほうが経営が圧迫したりとか何かでそういう形で公社のほうに回収の見込みがなくなった場合についての補償ということですが、これまで合理化事業等々もやっておりますけども、今までについてはございません。これについては今後もしっかりそういうことがないような形での推進を図っていきたいと思っております。

**○丸山委員** わかりました。そういう損失補償が出ないように、受け手と出し手、うまく調整を図っていただければありがたいかなというふうに思っております。

続きまして、4ページの畜産振興課のほうにお伺いしたいんですけども、まず、これまでもこういった研究を畜産試験場のほうがやったというのがあったというふうに認識をしてるんですけども、今回の国の100%の事業を使って、どこがどう具体的に違うのかというのを教えていただきたいのが一つ。恐らくほかの県でも同じような研究をやられているんじゃないかなと思ってるんですけども、ほかの県でも同じようなことをやってるのか。やってるんだったら、どこがどう違う、宮崎県はどこをどう特質しようとしているのかというのを含めてお伺いできればというふうに思っております。

**○西元畜産試験場長** これまで本県畜産試験場でも、この飼料米につきましては研究はしておりました。これまでの成果といたしましては、各畜種に対しましてどれほど飼料米をまぜたらいいか、まぜることができるかというようなところの研究はしておりました。今後、この今回提出しております事業におきましては、飼料米と県内で生産されました自給飼料を中心に配合飼



料というのは輸入がほとんどということで、この自給飼料と飼料米を混合した飼養管理をすることができるかどうか、あるいは、できたとしても、その肉質あるいは乳にどのような影響があるかというところの検証をしようというところでございます。

また、もう一つの事業、この資料の右側のページの下の方の事業ですが、こちらは西南暖地におけるその影響、暑熱の影響ということを考えて大きなプロジェクトがありまして、畜産試験場としてはその一部の試験についてこちらが受け持つという形でございまして、その暑熱が乳牛の繁殖に関しましてどのような影響を与えるか。そして、その影響を緩和するのに、自動で牛舎環境をコントロールできるかというような試験を今回組み入れているところでございます。

**○丸山委員** 他県でも同じような研究をやっている可能性もあると思ってるんで、その辺がちょっとわかれば教えていただくとありがたいと思ってるんですけども。

**○西元畜産試験場長** 飼料米につきましては、他県でも試験研究はやっておられます。それで、これまでの成果を見てもみますと、各畜種それぞれの飼料給与率、米の給与率等は出ております。そして、その率を相当量食べさせるような試験もやっておりますが、本県ではその限界値以上のものをやったという試験はございません。今回の主な内容というのは、その飼料米をいかに保存できるか、保存性の試験というのもこの中に組み込まれておりまして、そこは他県と試験内容を異にするところでございます。

**○丸山委員** 恐らくほかの県でも多分同じようなこと、畜産県であれば国の事業も使いながら、また独自でもやってると思っておりますので、

ぜひ情報交換をしていただいて、宮崎県の合った形をやっていただけて、かつ、先ほども言いましたように、恐らく今円安が続いていくと濃厚飼料もさらに上がる可能性もあるんじゃないかなという懸念もあって、農家の方々がこの濃厚飼料が高どまりで非常に圧迫しているというようなこともあるものですから、今、国のほうでは水田フル活用ということを含めてやっておりますので、この飼料米もうまく宮崎らしいスタイルをつくり上げていただくとありがたいのかなというふうに思っておりますので、早く技術がおりていって、それがコストが下がれば、農家の所得が上がるんだよというのを安心してできるようなシステムを早く構築していただければありがたいのかなというふうに思ってます。

酪農に関しても、特に南、こちらのほうで一番大きな影響を受けているというふうに思っているんです。また、北海道とかも今かなり地球温暖化で上がってきておりますので、どの辺りまでを温暖地区というふうに言っているんですか。かなり温暖化があつて影響があつてるんじゃないかなというふうに認識してるんですけども、実際はどの辺りまでこの影響があつてるというふうに全国的には考えていらっしゃるのでしょうか。

**○西元畜産試験場長** どの辺りまでというのは地域ということでしょうか。現在、各県でその暑熱に関しまして研究は行われておりますが、特に九州地区では西南暖地ということで、熊本、宮崎、鹿児島が特に高温多湿ということで暑熱に関する研究はやっております。全国的な暑熱に関する研究というのは、もうこちらが中心でございまして、そこまで暑熱に関する研究というのは、これまでの成果では、まだ我々としては確認はしておりません。

○丸山委員 あと暑熱のこの影響で、どれくらい生産性が低下しているのかというのを具体的にちょっと数字でわかっているものがあれば教えていただくとありがたいんですけども。北海道とか、どれだけ生産性が落ちているというのがわかれば。

○西元畜産試験場長 今試験場でこれまでやってきたのは、暑熱が繁殖性に及ぼす研究というのはやってきました。それで、暑熱の影響を受けることで、例えば受精後の精子が死ぬとか、受精したとしても、受精卵が死滅することで再び発情が来てしまうというような試験はやっておるところですが、生産性なんですけど、乳量につきましては我々が今手持ちの資料はちょっとございません。

○丸山委員 農家に、研究するときはどういうことを今後2年後、3年後にこう変えていきたいという多分目標があっていらっしゃると思いますので、生産性を上げてもらうことによってコストを下げていくんだよというのをはっきりわかりやすい形、目標を持って試験研究をやっていただければありがたいのかなというふうに思っております。

○井上委員 関連してですけど、畜産試験場長さんにまたお尋ねしたいと思いますが、これは非常に興味深い内容なので、家畜飼料の完全自給を目指した給与システムの開発なので、将来的には今の状況の中で、研究の成果がきちんと出るのはあと何年ぐらいかかるわけですか。

○西元畜産試験場長 この自給で家畜が使用できるかというこの研究に関しましては、来年度までの計画ではやろうと思っております。ある程度の試験成果によりまして、その弊害というのも恐らくその中でわかってくると思います。それは弊害というのは、肉質やら乳に関する弊害あ

るいは増体に関する弊害等も一緒にここで2年間のうちに結果を出そうという計画でおります。

○井上委員 ということは、家畜飼料米の確保についても計算というか、そういうものを算出していかないといけないと思うんですけど、量の確保とか。どこで何をつくるのかということとかが今後広がっていくというふうに思いますが、この2年間でそういうことも含めて大体、これは物すごく興味のあるところといたらおかしいんですけど、海外のもの家畜飼料を食べなくていいということでは、物すごくいい内容だと思うんですね。これの成果がきちんと出ることを本当に期待をしておりますし、やっていただきたいし、いい成果が出るようにしていただきたい。ということになると、これを食べてるということになってくると、これがまた一つの商品としての売りになる可能性というのは非常に高いと思うので、この研究結果というのは実は物すごく期待してるわけですが。それで、この100%の研究機構からの資金なので、やっぱり急いでこれを出さないといけない部分と、それと今の状況の中でその2年間できちんとした研究結果が出るのか出ないのか、その辺についての見込みみたいなものはどうなんですか。

○西元畜産試験場長 試験結果につきましては、ある程度これまでの基礎研究というのはしてきておりまして、それは飼料米をどこまでの率で食べさせることで弊害が出るかという基礎的な研究はしております。その代替じゃないところは輸入のトウモロコシをやっておったわけで、そのトウモロコシがない、それをなくして自給飼料を入れるということは、その栄養バランスというのを非常に考えていかなければいけないわけですね。そのトウモロコシに代替するものを飼料米プラス何を入れればいいのかというところ

ろで、この研究をやろうとしておりました、ある程度めどは立っております。というのは、栄養バランス的に数値の上では何とかいけるんだらうというめどは立てておるところです。

○井上委員 常に日本は、結局、アメリカなりのトウモロコシのきによって、何か栽培も含めて、影響を非常に受けてきたし科学的な影響も受けてきたわけですね。それが自給システムができるとしたら、これはもう本当に画期的だと思えますよね。そのことによって肉質も変わらない。いろんな意味ですごい安全性が確保できてくるということになってくると、これは格段に前つくられていたものとは違う商品ができてくるということで、これは非常に期待をしたいと思えますね。

それで、先ほど丸山委員からもありましたけども、全国に各県でそういうデータなりをとっておられると思うけれども、宮崎はやっぱそういう意味では先駆的な結論が出せていくと、非常にこれは一つの売りにもなるし、農薬残留のことを発表してるといふのと同じような形で違う意味でのプラスアルファというのがついてきて、これは非常にいい研究結果が出てくれば、それはすごく期待されるものなので、ぜひ一生懸命やっていただきたいし、期待してますので本当ぜひやっていただきたい。

それと、西南暖地に適した次世代の酪農モデルの構築と実証というのも、これもうちでいえば南九州3県みたいなものですよね。その南九州3県でブランドの確立も含めていろんな意味で違う意味での製品づくりということも含めて、おもしろいと思えますよね。これも結果が出せるといいなというふうに思ってます。それで、こちらのほうについても3県と熱心にやりとりをしないとイケないと思えますけど、同じ感

覚で同じレベルと一緒に研究できるような状況ですか。各県の畜産試験場と同率でやっておられるような状況なんですか。

○西元畜産試験場長 試験内容につきましては、それぞれのパートでやってるような状況です。同じことをやってるということではなく協議は常にやっております、この部分については宮崎が引き受けるというような研究のやり方になっております。

○井上委員 わかりました。ぜひ、この畜産試験場の取り組みの効果を本当に期待してますので、ぜひ頑張ってやってください。

続けてですけど、家畜伝染病の関係のことちょっと一つお伺いしたいと思います。

先ほど説明を受けたんですが、正直申し上げると、この家畜伝染病関係というのは心理的影響の非常に高いものなんですよね。ですから、これはぜひPEDも含めてそうですけど、ファクスが来るたびに胸が痛くなるわけですけど、ぜひ研究をきちんとやっていただきたいし、そのための対策というのがきちんと打てるように頑張ってくださいなんですが、ただ一つ、拡散防止だとかそういうことについては私たちも理解はできる場所もあるわけですけど、問題は野生動物ですよ。野生動物のことに関してそこがどのような対策が本当にとれるのかどうかというのは、余りイメージがよくわからないところもあるわけですけど、口蹄疫があったりインフルエンザがあったり、いろんな意味で、そこを防止してきたからいいけれども、それを今度は発生させないだけの力をもし持つとしたら、これはもう大きな一歩になっていくわけだから、その野生動物関係のところというのは、今のところ正直どうですか。

○久保田家畜防疫対策課長 PEDにつきまし

ては豚の病気になりますので、野生動物が感染して野生動物自体がまき散らしていくということはないものですから、だから、いかに野生動物にウイルスをつけないということが、運ばせないということが対策の第一歩だと思っております。だから、感染があった農場にネット等を張りまして、鳥やらがウイルスを付着させない、あるいはネズミやらに付着させない、そういうことで隣近所が守られるというようなやり方になってくるというふうに考えてます。

**○井上委員** さっきの私、PEDはPEDであれだけど、野生動物対策って何か本当に打てるような対策、そのリスクを軽減できるようなものというのが本当に研究されているのか。デング熱もそうなんだけど、それとか、何とかのクモが出てきたとかって、信じられないようなものが信じられないようなところに、都会に集まっていたりしているわけだから。だから、そういう意味でいうと、自然との競争とか自然との戦いというのは、やわにはできることではないので、そして今までいないと思われたものが物すごく繁殖していたりしてるわけですよ。だから、そういう意味で言う野生動物対策というのは、この家畜伝染病リスク管理体制強化事業という中でどのような対策というのが打てるような、研究も含めてですけど、されてるのかどうかということがお聞きしたいということです。

**○久保田家畜防疫対策課長** 野生動物につきましては、病気の種類によってサーベイランス的に猟友会の方々からイノシシの血液をもらって検査したりとか、そういう部分を少しやっているとあります。それで、指導方針としては、畜舎内に野生動物を入れない。イノシシも含めてでしょうけど、そういうことを近づけないということで、きちっとそういうところではフェ

ンス、畜舎をきちんと壁といいますか、そういう形で中に入れないような対策を指導しているという状況でございます

**○井上委員** やっぱここがなかなか難しいところよね。だって、入ったらいかんよと言っても入るから、そこがなかなか難しいところなんです。やっぱ、他県にもいろんな例もあるんだと思うんですが、だからその野生動物、限界があるのかなと思うんですけど、やっぱこの野生動物は看過できない部分があるので、こういうものをまき散らされるかわかりませんので、常にそういう意味での情報、その情報かとれるところはどこなのかということも含めて、常にそこに網を張っておいていただければ、ネットを張っておいてもらうといいなというふうには思いますので、それは要望ですけど。

**○坊園畜産振興課長** 済みません、先ほど井上委員の飼料米のところの御質問の中で完全自給ということで、県内全てがというようなお話もありましたけども、今回の試験は家畜ごとに一定のステージ等で自給飼料、国内の飼料で置きかえられないかという試験を行うところでございます。量も限られておりますんで、全量はなかなかということになりますけど、本県、今配合飼料を180万トン程度を使っておりまして、この量を全て飼料米で置きかえようとしたら、とても本県の面積だけでは足りないという状況でありますので、まずはステージにおいて自給の飼料でちゃんと養えるかどうかということを経験をやった上で、今後の確保とかいろいろやりながら、関係機関と調整しながら量の確保に努めていきたいというふうに考えています。

**○井上委員** 了解です。

**○重松委員** また関連しますけども、4ページのその一番下にある事業効果の疾病率の低下と

書いてありますが、これは、先ほどおっしゃったように受精したときの繁殖に関する疾病率なのか、そのほかの病気もあるんでしょうかということをお尋ねしたいんですけども。

○西元畜産試験場長 試験によって発生する疾病というのを現段階で想定はしてないんですけど、もし出てくれば、その率も今後検討していかなければいけない、調査していかなければいけないとは考えております。

○重松委員 つまり暑い、寒いによる病気が今でもあるということなんですね。その率が下がるかどうかということでしょうか。

○西元畜産試験場長 おっしゃるとおり、もし寒さということであれば、それは下痢とか肺炎とかなんですけど、その原因といいますか、寒さで肺炎になる原因、菌とかウイルスとかなんですけど、そこを今後もしあれば、そこも含めて検討していくということには。

○重松委員 もう一つ。その暑熱とか寒冷の対策というのは、冷暖房とか何かそういう方法でやるんでしょうか。

○西元畜産試験場長 おっしゃるとおりです。冷暖房というか、牛舎をつくるのに密閉したところじゃないといかんもんですから、そこまで費用をかけられないということで、散水とか送風とかいうことを考えております。

○重松委員 ということですね。なるほど、わかりました。続けてよろしいですか。

今度は18ページの工事請負金額の変更です。関連して10ページに労務単価の平均が出てますが、2月に改定しましたと。これは毎年変更があり得るんでしょうか。

○河野農村整備課長 公共工事関係で使っております労務単価等につきましては、国交省のほうとあと農水省のほうで全国調査をしておりま

して、あと毎年4月に一応改定が行われております。ここに掲げておりますのは、そういった単価の上昇が大きかったということで、早目に適用ということで2月にそれを前倒しして適用されたということで、県におきましても、それに準じて単価のほうを引き上げたということでございます。

○重松委員 この単価の出し方というのは、済みません、日計なんでしょうか、それとも全工事費割る数量、人数で割るのか。それから、全国平均とのこの違いというのは、どのように考えたらよろしいんでしょうか。

○河野農村整備課長 国のほうで実施しております、実際的には、委託契約を結ばれて、例えば物価調査会であったりとか経済調査会、そういった調査会のほうで実施をされております。細かな内容はちょっと私も承知しておりませんが、一応各地域でそのときに工事を発注してる業者のほうからいろいろ帳簿等も出していただいて聞き取り調査をしながら、例えば運転手で幾らだとか、普通作業員で幾ら、それからそういった職種ごとに調査をかけまして、それを分析された上で翌年度の単価を算出されてるという状況でございます。ですから、各地域ごとにそういった単価を調査されて、各地域ごとの単価の設定がなされるということになります。

○重松委員 そういうことで国との差も出てくるということですね。

○河野農村整備課長 はい、全国平均との差はそういったことで地域ごとの単価の差ということで御理解いただければと思います。

○重松委員 わかりました。ありがとうございました。

○蓬原委員 今のその本県と全国の増加率、パーセントの違いなんですけど、ただでさえ都市

部と地方部の賃金格差が大きいのが、さらに広がっていくということになりますよね。悪循環。このあたりは県として何か国に意見を申し上げるとか何かそういうことはないんですか。あるいはその算定の出し方、詳しいところはおわかりにならないんだと思いますけど、そこらあたりはできるだけ全国の平均と近づくように、何か逆に意見具申というか、もう一回繰り返しますが、中央と地方のこの賃金の格差がますます広がって悪循環に陥るといことになると思うんですけど、そのあたりはどうなんですか。

**○河野農村整備課長** 委員のおっしゃられるようなところがあると思っております。結果的に、調査の結果に基づいてということで、結局、実際に支払われている単価から分析されていますので、要するに地元でそれだけしか支払ってなければ、その単価が上がるというようなことはございませんので、結果的に場合によっては格差が広がるというようなことはあるかと思いますが、そこに地域性を考慮して単価のほうを人為的に引き上げるというようなことが可能なかどうか。ここら辺については国のほうでされてることですので、なかなかちょっとこの場では申し上げられないとこではございます。申しわけありません。

**○蓬原委員** だから、今度地方創生とかいって、力を入れてそういう商売ができるわけだけど、何かそこに政策的に、その地方と中央の格差をするために政策的に何かちょっとスライド、逆に昔は都市部のほうをスライドして上げてたけど、地方のほうをスライドして上げるとか必要なのかもしれないね。今、あなたに、ここで課長に言っても仕方ないんですけど、石破大臣が明日見えるんですけどかね。我々もちょっと接触する機会があるそうですから、そのあたりの

お話が聞けるかなと思うんですけど、そういう意見を申し上げておきたいと思います。

それと、7ページのうなぎ稚魚の取扱いに関する条例、今ここでも2人で話してたんですが、暴力団排除ですよ、暴力団排除条例というのが別にあると思うんですけど、なぜ今なんですか。今までになかったのかなと素朴な疑問が、昔から暴力団の関与についてはいろいろ議会でも問題になってきたと思うんですけど、なぜ今これが改めて条例の中に加えられるのかということの背景をちょっと教えていただけるとありがたいんですが。

**○田原漁業・資源管理室長** 漁業・資源管理室でございます。近年におけるウナギ稚魚の歴史的な不漁、それに伴う価格の高騰を受けまして、密漁ですとか不正流通、これへの反社会的勢力のその介在が顕著になるとともに、暴力団員みずからではなくて、暴力団員と認定されないその周辺者を利用するなど、その犯行の手口が非常に複雑・巧妙化してきております。そのために暴力団排除を徹底するために、警察本部と協議の上に今回の改正に至ったということでございます。

**○蓬原委員** 要するにグレーゾーンみたいな部分を利用してやってきてるところが逃げ道というか、逆に暴対法とかが強化されたために逃げ道としてそういう部分がちょっと出てきたということのように理解していいんですか。(「はい、そうですね」と呼ぶ者あり)

それから、このうなぎ稚魚の取扱いに関する条例ですけど、これは全国でどの程度、各県整備されているものでしょうか。

**○田原漁業・資源管理室長** これは本県だけということでございます。本県だけというのは、またセンターということもそうございまして、

この2つを組み合わせた不正流通ですとか密漁の取り締まりっていうことにつきましては、宮崎モデルとして国等から非常に高い評価を受けてございます。今般、内水面漁業振興法というところで届け出漁業、それと許可漁業、養鰻業、そういったような動きもございまして、そういう中では全国的にある程度の流通段階の取り締まり、それが可能になるというふうに期待をしております。

**○蓬原委員** 結局、本県だけが条例をつくって、他県はその内水面振興法というんですか、何かそういう法律の縛りだけでやってるということの理解でいいんですか。

**○田原漁業・資源管理室長** 本県がその条例を整備したのが、もうかれこれ20年も前ということございまして、その当時も非常にウナギ稚魚が外国のほうで盛んに使われるようになる中で、稚魚が非常に不足をして、密漁、不正流通が非常に横行しまして、なかなか県内でそれが手当てできないというような状況もございまして、それと、また本県ではある程度本県の特例な事例として暴力団の介在というのが非常にございまして、暴力団排除という県民の機運というか、それが高まったことを好機ということでもございまして、そういう条例の制定に結びついたということでございます。

**○蓬原委員** ウナギが絶滅危惧種でしたかね、そういう指定を受ける中で、例えば本県はそういうことをちゃんとやってるので、暴力団等の密接な関係を持つ者の排除というのはできると思うんですけど、逆に、そういう他県がそこまで厳格にやってない中、宮崎県ではだめだからほかの地域に流れるということも、これは宮崎県の責任でも何でもないので、もうちょっと広く考えると、ほかでそういう乱獲される。

それがためにウナギ全体の稚魚の保護ができなくなってウナギの保護ができなくなっていくということがあるんだけど、部長、何かこういうのは全国的なこの連絡会議みたいなやつで全体のその資源を保護するという観点から、何か連絡調整みたいなことは、それはいいですか。宮崎県だけがやっても、全体的に考えれば、ウナギというのは大変希少になっていくわけですよ。

**○成原水産政策課長** 基本的なその流れについては今室長が申し上げたとおりなんですけども、どちらかというと、ウナギの採捕から流通に関しての透明性の確保という点においては、本県が先進的な県であるということやってきたという中において、このウナギの資源の減少という問題が発生してきて、国が国際的な枠組みとして先日合意もしたところなんですけども、改めて、その稚魚の流通の透明化も含む資源の管理と、いわゆる利用の制限というところに踏み込んでいこうということで体制づくりをやってる状況なので、これから先、他県においても、本県と一緒にとは申しませんが、類似するような仕組みづくりが行われるのではないかとというふうに考えております。

**○蓬原委員** ですから、一生懸命やったもんが損したということになっちゃ、ばかばかしい話ですよ。だから、全国的なそういうシステムをつくっていかないと、何か20年、先進地なんだろうけど、一生懸命やった先進地が損したということではおかしいと思うんで、そのあたりはぜひお国へのおつなぎをよろしくお願ひしたいと思います。

**○緒嶋委員** 今のウナギの問題は水産庁から来た佐藤力生さんがこれ力を入れたんですよ。そして、これができるときは相当けんけんごう

ごうあったわけですよ。何で宮崎県だけかというの。だけれども、やはり先駆的なというか先進的なものとしては公明にまた暴力団なんかの排除もできると。一番ここで、そりゃいいことじゃと思ったのは、問題は内水面も黒字になりますという前提だったわけ。ところが、内水面は厳しい状態でありながら、この暴力団排除という面では、これは社会秩序を守るという意味ではよかったけど、内水面の経営が本当によくいけばもう100点満点じゃけど、一面ではその内水面という組織をつくったがために、逆に県の組織としては厳しい面が出てきたということであるし、今度は20%削減というのが公的な約束事になれば、その20%の削減をどういうルールでやるかというのが大変問題になるので、やっぱり今言われたように、全国的なある程度こういう組織というのが一体的なものがないと、宮崎県はどれだけを削減し、もうこれでストップですというルールの確立がなかなか難しいんじゃないかと思うんですよね。そのあたりはどう考えておられるかな。

**○日向寺漁村振興課長** 今のウナギの件でございますけれども、シラスウナギにつきましては先般、火曜日、水曜日、国のほうで日本、中国、韓国、台湾、3カ国1地域で話し合いが行われてまして、ウナギの池入れ数が20%削減ということで話がまとまったということでございまして、今後、国のほうへも、今ウナギの全国団体が2つございまして——一つが、全国養鰻漁業協同組合連合会、それからもう一つが、日本養鰻漁業協同組合連合会——その2つを合わせて、社団法人を1つつくることになっております。そして、養鰻をやっている各県におきましても、その傘下となる、会員となる団体を作成すると。本県の場合は、おとといつくっておりますけれど

ども、そうしたところを通じて、今後の池入れの管理を進めていくということになってございます。

**○緒嶋委員** だから、宮崎県の場合は、ある程度ぴしゃつとした、ある程度じゃない、こういう組織ができておるから、ほかの県から見て、逆にこういうのができておるがために厳しい、何というかな、ルールを守らされるんじゃないかという逆な意味もあるんじゃないかと思うから、不利にならないように、全体的に20%削減のしわ寄せが宮崎あたりが一番大きかったなつて言われるようなことのないようにせんと養鰻業者はとてもしゃないと思いますので、そこ辺の配慮を十分国との調整の中では頑張ってもらいたい。これは条例とは直接関係ないけど、絡みがあると思いますので。

**○日向寺漁村振興課長** ちょっと先ほど一つ言い忘れたんですけれども、その20%削減ということでして、その配分につきましては、今後水産庁が示す基準に基づきまして各県のほうで配分していくということになっておりますけれども、その基準についてはまだ水産庁のほうから公表はされておりません。

**○丸山委員** 関連で、勉強不足の面もあるんですけど、全国ではシラスをとっている県がどれぐらいあって、宮崎県としては何%ぐらいっていうふうに、シェアですかね、毎年変わるのかもしれませんけども、どんなふうに認識すればいいのか、ちょっとまず教えていただくとありがたいかなと思っておりますけど。

**○田原漁業・資源管理室長** 全国では24県程度になります。宮崎県は比較的多くて、大体5位とか6位、とれるときで3位とか、そういったレベルでございまして。

**○丸山委員** できれば具体的な数字を後からデ



一タをお示ししていただくとありがたいかなと思ってます。

この条例についてちょっとお伺いしたいんですけども、先ほど、警察と連携をしなくちゃいけないということなんですけど、どのような情報提供があってできるのかというのが一つと、この条例を追加することによって人員の対応もふえていくんじゃないかなって言うふうに思っているんですけども、例えば今のマンパワーが足りるのかというのを考えるんで、その辺もちょっと教えていただきたいというふうに思っております。

**○田原漁業・資源管理室長** 現行の条例との改正の要点ということになるかと思えますけども、現行の暴力団員に加えまして、元暴力団員と暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者、これについても登録拒否の対象とすることでございます。これをするによって、その条例の目的であります、要は流通段階に規制をかけてございますので、その効果がより高まるというふうに考えてございます。特に人員がふえるというような認識はございません。

**○丸山委員** 調査をしなくちゃいけないとかいろいろありますので、マンパワーが今の人員で足りるのかというのがちょっと心配で、なかなか内水面センターのほうだけの今人数と、十分、密漁も先ほどかなりあるという話もあったもんですから、本当にマンパワー足りるんだろうかという心配も含めてお伺いしてるつもりなんですけども。

**○田原漁業・資源管理室長** 御心配ありがとうございます。条例違反の実態につきましては、一応昨年の検挙者数で7件でございます。ただ、近年、これは上昇傾向にはございますが、ただ、その時々状況によりまして検挙に至らない場

合というのはございますので、この数字だけをもって、なかなか違反実態の指標にはなり得ないというふうには思っておりますけども、ただ近年のシラス価格の高騰等を考え合わせますと、やはり上昇傾向にあるのかなというふうに感じております。

**○丸山委員** ぜひ今度暴力団と密接な関係のある者など広がっていくと思っておりますので、その辺をしっかりと対応できるような体制を県警と連携しないとできないというふうに思っておりますので、県警との連携をしっかりとるようにお願いをしたいというふうに思っております。具体的に、県警との今調整はどのぐらいやってるのか、ちょっと教えていただくとありがたいかなと思っております。

**○成原水産政策課長** 取り締まりの現場の対応については今室長が申し上げたとおりなんですけど、この条例にかかわる部分というのは、登録に際して申請を受け付けて、その方が拒否事項に該当するか否かということ審査をいたします。その段階で、この暴力団員あるいはその暴力団員と関係のある者ということを県警に照会をして確認をいただいて回答をいただいた上で審査して、登録をする、しないという判断をさせていただくということでございますので、マンパワー的には特段ふえることはないんだろうと。ただ、先ほど室長が申し上げましたように、現場の取り締まりという部分では引き続き一定の対応が必要なんだろうというふうに考えております。

**○前屋敷委員** 私もそれに関連してですけども、従来の登録拒否の対象という方はどういう方々が対象とされてきたわけですか。

**○田原漁業・資源管理室長** 従来はまさに暴力団員、これは今課長のほうから説明がございま

したように、県警に問い合わせた上で暴力団員と確認されるということになります。そういった方を対象としていたということです。

○前屋敷委員 従来、暴力団員を対象にして、今回はその暴力団員と密接な関係のある部分にまで広げたということですか。

○田原漁業・資源管理室長 元暴力団員、それと暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でございます。

○前屋敷委員 では、登録許可を受けて採取してる方々については、いろんな規定の範疇でそういう採取が行われていれば、そこは問題はないということです。

○田原漁業・資源管理室長 そうです。

○前屋敷委員 わかりました。

○緒嶋委員 完全自給を目指した給与システム、これは飼料用米が本当に生産者の今度につくる側、これを利用する牛とか豚の立場はこうやけど、これ飼料米を生産する農家の立場、これをどうまた確保するかという視点も必要なわけですよね。だから、そのあたりを農業試験場と飼料米の将来的なあれで、つくりやすく収量が多くて、ある程度価格的にもほかのWCSとか加工米とか、そのほか飯米とかよりもある程度余り変わらんぐらいの採算がないと、この飼料用米もつくらんわけですね。そのあたりのことをどう考えておられるか。

○日高農産園芸課長 農産園芸課です。飼料用米の生産についてということでございます。飼料用米につきましては、やはり委員から御指摘をいただきましたように、多収性の品種、いわゆる10アール当たりの収量が多くて、しかもコストが低いというようなことが、まず生産サイドとしては一番条件が必要かというふうに考えておるところです。少なくとも、その多収性品種

につきましては、国段階で育成してる品種もございまして、こういうようなものを今年度は県内各地域でいわゆる現地実証という形で、その収量試験というのをやっているとございまして。この結果を踏まえて、来年度以降の主な推進品種というようなものを見つけていって、その中で一方では加工用米等で低コスト栽培に向けた立ち毛乾燥とかさまざまなその低コスト対策の試験もあわせて実施しておりますので、そういうものを応用していきながら生産段階でのコスト軽減を図っていきたいというふうに考えてます。

○緒嶋委員 いずれにしてもそこあたりをやはり、日本全体の食料自給率もこれは絡むわけですが、宮崎県だけを考えれば、地産地消的に生産したほうが家畜で給与すればそれもうまく回るわけですから、これをぜひそこ辺の確立を早く埋めて、やっぱりこの品種がいいなど、また平場と中山間地でもまた品種の選択があってもいいのかなというふうにも思いますので、そこ辺もリンクさせながら、これも来年の27年度までというか1年でやらにやいかんということだから、ことはもう半年が過ぎたので、なかなか難しいのかなと思うんですけども、それを効率的にぜひ試験研究して、早目にこのデータがやはり実際家畜の豚、牛、また飼料米をつくるほうとがうまく連動するように、ぜひ頑張っていたきたいということを要望しておきます。

○前屋敷委員 歳出資料説明のほうで68ページで聞き漏らしたんで、もう一度ちょっと確認だけですが。農道整備のところですが、3カ所というふうに聞いたんですが、そこをちょっと箇所数、どの地域になるのかだけ教えてください。

○河野農村整備課長 県営の基幹農道整備事業で今回補正をお願いしてる分に関しましては、

3地区とも宮崎市になりますが、巨田4期地区ほか2地区ということになります。巨田4期地区は、巨田神社のほうから南に台地場が上がって、また南側の水田地帯のほうにおりるような農道の一部区間になります。

○前屋敷委員 わかりました。

○丸山委員 歳出予算説明資料79ページの家畜伝染病リスク管理体制強化事業についてお伺いしたいんですけども、この前、川南支場のデータで子供が哺乳するところの餌が集まってくるとかいうデータを持ってるんですけども、それを含めて現状の畜産農家にこういうところを強化してくださいよというのをしっかり情報提供してとか、もしくは防止をしっかりとやったほうがいいですよと、多分情報があつたと思うんですよ。それに基づいて、できればそういう小動物が入らない体制をしっかりとやってほしいなというふうに思っているんですが、県としてはちゃんとその辺を家畜防疫対策員みたいなのがよく口蹄疫が終わった後に回られて、ここがおかしいからここをもうちょっと強化してくださいよねって話をしていたはずなんですけども、今回のPEDに関しては、どこ辺まで徹底的に県のほうから、ここをしっかりとってくださいよというようなことをやられて、実際どれぐらいの農家に対応しなくちゃいけないだろうというふうに認識をされていて、今回の事業でどれくらい実際そういう防疫体制を強化している農家があるというのは把握されているんでしょうか。

○久保田家畜防疫対策課長 先般、川南支場の原因について報告させていただいたんですけど、今、家畜防疫員が全農家養豚農場の巡回指導を今行っているところです。これは発生するときにはちょっと蔓延の観点から中断してたんですけど、開始いたしまして、この間からの発生原

因等を踏まえまして、野生動物の侵入防止対策であるとか、農場内、豚舎内の立ち入り、手袋をかえたり、靴の履きかえとか、そういう細かい部分について、今指導項目をかなりふやしてやっているとございます。まだちょっとこの結果につきましては8月からスタートしたものですから、ちょっとまだ実績については取りまとめられておりませんが、再発を防止するために冬場、11月をめどに全ての県内養豚農場を回って指導を行いたいというふうに考えております。

○丸山委員 11月以降、寒くなってからが危険だというふうに認識してるもんですから、そこまですべての対策が終わらないといけないというふうに思っているもので、この予算で十二分に足りるのかなというのがちょっと心配なもんですから、それである程度どれぐらいの農家がこの予算を含めて、そういう小動物を入らないような体制を実施できるというふうに思っていればいいんでしょうか。

○久保田家畜防疫対策課長 農家数についてはちょっとまだ把握できてないんですけど、6月補正をさせていただきまして、再度今回9月お願いしてるとこなんですけど、6月終わりました、再度、県内の市町村の自衛防疫推進協議会に需要額調査をいたしまして、その上がってきた額の大体、1割程度少ないんですけど、9割程度は1,800万ということで確保できましたので、おおむね今要望が上がってる分については手当てできるというふうに考えてます。

○丸山委員 できれば9割程度でなくて、ちょっと多目ぐらい持ってやるぐらいの気持ちがないと、11月以降寒くなって、次出れば、ばつと大きく広がる、アメリカとかも非常に危なかったというような情報も聞いているもんですから、

次がやっぱり怖いなというふうに思ってるものですから、ここでしっかりとした一つでもリスクを減らしていくというのを県が、農家がやりたいじゃなくて、県が本当にもうちょっと徹底的にやっただいねというふうに、家畜防疫員が指導してやったかどうかも含めてチェックをしていく体制をやっていただきたいなと思ってますんで、どうか予算の確保についてもまださらに、予算が足りなければ補正を組むんだというぐらいの気持ちで、11月でもいいから組むという気持ちでやっていただきますことをお願いしたいというふうに思います。

○緒嶋委員 今までPEDでどれくらい予算を使っておるわけですか。いろいろな消毒ポイントやら含めて。

○久保田家畜防疫対策課長 ちょっともろもろのは今わかりかねるんですけど、消毒ポイントにつきましては7月末で終了したところですけど、昨年の2月からの分を含めまして7,000万程度になると思います。

○緒嶋委員 その7,000万以外に市町村が負担した分というのがあるのかどうか。

○久保田家畜防疫対策課長 済みません、さっきの7,000万は鳥インフルエンザを含めての額で、PEDだけでは5,700万ということになります。それと、市町村が消毒ポイントを自主的に立ったわけなんですけど、その半額につきましてはファンド事業のほうから助成させていただいております。財団の事業のほうから。

○緒嶋委員 それはどれぐらい出しとるわけ。

○坊園畜産振興課長 去年の2月から市町村がやっております消毒ポイントとかいろんなことに対しましてファンドから出してございまして、事業費で約2,900万、ファンドのほうから1,400万ほど支援しております。

○緒嶋委員 トータルすれば1億を超すわけですね。

○久保田家畜防疫対策課長 PEDの消毒ポイント、それと鳥インフルエンザも入りますけど、それにファンドを足しますと1億を超えるということになります。

○緒嶋委員 農家の経営的な悪化というか、大変困難なところが出てくるんじゃないかなと思うんですが、やはりこういう病気が出たことで、これで大体収束したというふうに見ていいんですかね、PEDは。

○久保田家畜防疫対策課長 PEDにつきましては、今全国的にも発生はおさまりつつあるところなんですけど、全国的にこれだけ流行し、県内でも流行しておりますので、どこかにウイルスが生存してるということは当然予想されることになります。

○緒嶋委員 宮崎県の場合もまだどこかにPEDの菌があるというふうに思ったほうがいいということですか。

○久保田家畜防疫対策課長 先日、発生農場の状況について触れさせていただいたんですけど、発生農場のうち4農場について完全に鎮静化してない状況にございます。だからやはり県内にウイルスはいるということで、今巡回指導等もやっておりますけど、きちっと再発防止を図っていかなくちゃいけないというふうに考えております。

○緒嶋委員 そういう意味で今度の補正なんかもうそういう点で補正が上がってきたともとられるわけですので、ぜひこれは相当この財政的にも負担もあるし、個々の養豚農家にとっても厳しい状況もあるわけですので、できるだけ蔓延しないようなのが一番いいわけですから、言われた個々の養豚農家を含めて、その辺の努力を

徹底してやらんことには、また今度発生する、絶対ないということもあり得んわけじゃから、そこ辺は厳しくそれぞれの立場で対策を立てていただきたいということを要望しておきます。

○前屋敷委員 済みません、関連してですが、これは事業主体、農家が半分は負担をするということになってるんですが、これは全ての養豚農家を対象にして発生したところが優先とかそういうことではなくて、全ての事業所が対象になる、養豚農家が対象になるんですか。

○久保田家畜防疫対策課長 発生農場、非発生農場の区別なく、必要なものは対象になるということになります。

○前屋敷委員 国だけの補助なんですけど、県費で助成するというのは考えてはおられないんですか。非常に徹底させるという意味では農家負担がありますので。

○久保田家畜防疫対策課長 今のところ県費での助成については制度事業がない状況でございます。だから、なかなかそこ辺難しいところがございまして、そのかわりといっちは何ですけど、家畜防疫員によるきめ細かな指導を今やってるところです。例えば、シャワーがなければシャワーの代替としてこんなこともありますよとか、少しでも負担を軽減して効果がある方法を指導してる状況でございます。

○前屋敷委員 ぜひ検討課題に乗せていただきたいと思います。

○丸山委員 6ページの条例についてお伺いしたいんですが、今度市町村のほうに新規就農のほうは行くということなんですけども、それで別にいいのかなと思うんですが、県としてこれまで新規就農者のデータを大体300名前後と把握してたと思うんですけども、このデータは県のほうにもしっかり上がってくるというシステム

で変わらないというふうに思ってるよろしいですか。

○大久津地域農業推進課長 これまで認定農業者については市町村がやってきておりますけども、これと同様な形で今回の新規就農者、これにつきましても同様に情報は共有して、いろいろな施策とか一体的にやらないといけませんし、また農業振興公社、こういったところもそういった新規就農、農業定着とかそういったこともやりますし、また普及センター等が基本的には計画づくりから一体的な指導なり、その後の定着指導ということもございます。また今後この青年就農者についての資金等の貸し付けは公庫が貸し付けするというので、情報の共有は一体化しようということで、そういった事務的なレベルでの研修会を9月に市町村も済ませたところでございます。しっかりそこは情報共有して一体的にやっていきたいと思っております。

○丸山委員 わかりました。

○内村委員長 よろしいですか。ほかありませんか。

○坊園畜産振興課長 大変申しわけありません。先ほど、PEDで市町村が消毒作業をしたことに対してファンドのほうから支援をするというお話ししまして、先ほど申しましたように、1,400万というのは昨年度分、ことし2月から3月の分でございます。26年度分がこれに追加されて、まだ確定はしてないんですけども、事業費で約4,000万、支援で約2,000万程度ぐらいかなということで今推定しているところでございます。済みませんでした。

○内村委員長 よろしいですか。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○戒井連携推進室長 地域農業推進課連携推進室でございます。それでは、公益社団法人宮崎

県農業振興公社の経営状況等について御報告させていただきます。

常任委員会資料の12ページをお開きください。

1の公社の沿革ですが、昭和35年に社団法人宮崎県農業開発機械公社として設立以後、指定法人として農地保有合理化事業や畜産経営環境整備事業に取り組み、平成19年に農業後継者育成基金協会と組織統合し、社団法人宮崎県農業振興公社を設立、平成24年4月に公益社団法人へ移行し、平成26年3月には農地中間管理機構に指定されております。

2の組織ですが、(1)の役員が計17名、(2)の職員が計21名の体制となっております。

3の出資金等ですが、(1)の出資金が6,000万円、(2)の農業担い手確保・育成基金が9億8,700万円余でございます。

次に、13ページの4の事業ですけれども、(1)の農地部門では、農地中間管理事業として担い手の農地集積・集約化を推進するため農地を借り受けて、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付ける事業を行うとともに、農地中間管理機構が行う特例事業として——これは従来の農地保有合理化事業に相当するものですが——離農または規模縮小する農家から農地の買い入れを行い、規模拡大する認定農業者等へ売り渡す等の事業を行っております。また、耕作放棄地の再生整備事業も実施しております。

(2)の担い手支援部門では、就農希望者への相談活動及び先進農家や農業法人での研修支援、さらに技術習得に必要な無利子資金の貸付事業を行っております。

(3)の畜産施設部門では、草地・飼料畑等の造成整備や家畜排せつ物処理施設の整備などを実施しております。

(4)の新農業支援部門では、6次産業化や農商工連携の推進窓口として各種連携をコーディネートしたり、農業経営の多角化に向けた人材育成の支援を行っております。

なお、その下の参考でございますが、(1)の長期保有地につきましては、25年度末の保有量は1.0ヘクタールとなっております。

次に、(2)の一般正味財産期末残高につきましては、公社の経営改善等の取り組み等によりまして、1億3,600万円で前年度より4,500万円の増となっております。

次に、公社の平成25年度事業報告並びに平成26年度事業計画について御説明したいと思います。

お手元の別の資料で、平成26年度9月定例議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)という資料、こちらの93ページをお開きください。

こちらの資料、1の事業概要は、先ほどの説明と重複いたしますので省略させていただきます。

次に、2の事業実績ですが、(1)の農地部門関係事業では、事業費が3億8,800万円余により、売買事業及び貸借事業を実施しており、25年度末保有量については、それぞれ180.2ヘクタール、55.3ヘクタールとなっております。

次に、(2)の担い手支援部門関係事業では、事業費が3,600万円余で、就農支援等の事業を行っております。

(3)の畜産施設部門関係事業では、事業費が7億2,900万円余で、計4地区の整備事業を実施しております。

ページをおめくりいただいて、94ページの(4)の新農業支援部門関係事業では、事業費が5,900万円余で、一番上の事業による企業の農業参入支援で5件を採択するとともに、以下の

事業によって6次産業化の認定計画やチャレンジ塾開催による人材育成等を行ったところでございます。

次に、ページが飛びまして187ページをお開きください。

こちらで、経営状況等の詳細につきまして御説明させていただきます。

一番上の枠の概要につきましては、これまでの説明と重複しますので省略いたします。

次に、中ほどの枠の県関与の状況についてです。人的支援の県職員の派遣が、26年度に7名から8名に1名ふえておりますが、農地中間管理事業の業務に備え増員したものでございます。

人的支援の下の財政支出等の欄ですが、平成25年度の県委託料は5,300万円余、県補助金は4億8,600万円余、県交付金・負担金・出資金は300万円で、特に補助金については、畜産公共事業費の増額により、平成24年度と比べて増加しております。

さらに、右の欄の県からの借入金残高は、平成25年度に6,400万円余で、就農支援資金の原資分となっております。

また、県の損失補償契約等に基づく債務残高は、農地の買入れ資金の原資など9億7,700万円余であります。

県支給分の県職員人件費は7名分で4,100万円余となっております。

なお、その下の欄の主な県財政支出の内容としては、決算額ベースで上位5つを上げておりますが、①の畜産基盤再編総合整備事業等、また、②農地保有合理化促進事業等などとなっております。

次に、下段の活動指標についてですが、3つの指標としまして、①農用地等の年間買入れ面積、②就農相談件数、③農商工連携・6次産

業化の取り組み数を掲げてございます。

これらの3つについて、右の欄のように目標値を設定し、各種事業を推進してまいりました。農用地等の年間買入れ面積は達成度が103.5%となり、目標を達成しております。

一方で、就農相談件数においては99.5%、農商工連携・6次産業化の取り組み数は80%と、若干目標を下回っておりますが、今後とも目標達成に向けまして、県も連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、188ページをお開きください。

下段の財務状況ですが、左手の平成25年度の欄をごらんください。

2段目、経常収支は12億6,200万円余、その下の経常費用が12億3,500万円余で、これらの差し引きである、その下の当期経常増減額は2,700万円余となっております。

3つ飛ばして、これに当期経常外増減額を加味した当期一般正味財産増減額は4,400万円余となっております。

また、下から4段目の当期指定正味財産増減額はマイナス3億6,300万円余となっており、これらの増減の結果、一番下の正味財産期末残高は12億8,900万円余となっております。

次に、右手の25年度の欄をごらんください。

2段目の資産は26億8,700万円余で、主なものは、中間保有しております農地や事業基金であります。

3つ下の負債は13億9,800万円余で、主なものは、農地の買入れのための債務残高や畜産施設等事業未払い金であります。

この結果、資産から負債を引いた正味財産は12億8,900万円余となっております。

次に、その下の枠の財務指標ですが、①の県補助金等比率は、目標90%に対し、実績値は84.4

％、②の法人運営のための管理費比率は、目標値1.4％に対し、実績値は0.9％となっており、ともに目標値を達成しております。

次に、一番下の枠の総合評価について、こちらの県の評価でございますが、活動内容は、公社独自の経営改善計画に基づき、計画的な事業運営に取り組んでおり、また、平成24年4月から公益社団法人に移行し、継続的かつ効果的な事業への取り組みについては評価できるものと考えております。

財務内容につきましても、昨年度に比べ県への財政依存度は低くなっていることから、これについても評価できるものと考えております。

組織運営については、今年度からの中間管理事業の本格始動により、業務量の増加も想定されるため、業務の円滑な運営ができるよう、職員体制及び人員数の検討が必要であると考えております。

なお、長期保有地は、前年より0.2ヘクタール増加しておりますが、関係市町村とも連携を図りながら、早期売り渡しに努めてまいりたいと考えております。

平成25年度の事業報告は以上であります。

続きまして、報告書の104ページをお開きください。

こちらで、26年度の事業計画について御説明いたします。

本年度の事業概要、事業計画は、記載のとおりでございますが、今年度から新たに、農地中間管理機構として担い手への農地集積・集約化を加速させ、農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理事業を実施してまいります。

次に、105ページの3の正味財産増減予算書ですが、Ⅰの一般正味財産増減の部の(1)の経常収益については、公社事業全体で①から次ペ

ージの⑩までの収益を合計して、経常収益計が28億9,200万円余と見込んでおります。

それに対する(2)の経常費用については、①から次ページ、⑭までの費用を合計して、108ページ、中段の経常費用計28億8,400万円余と見込んでおり、これを差し引きした下の当期経常増減額は、800万円余のプラスとなる計画にしております。

また、Ⅱの指定正味財産増減の部は、109ページ、1行目の当期指定正味財産増減額が4,900万円余のマイナスで、一番下のⅢの正味財産期末残高は12億2,600万円余を予定しております。

以上で、公益社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況等に関する御報告とさせていただきます。

○田原漁業・資源管理室長 それでは、委員会資料の14ページをお開きください。

一般財団法人宮崎県内水面振興センターの概要についてでございます。

1の沿革についてですが、内水面振興センターは、県内の内水面における漁業及び養殖業の振興を図るとともに、水産動植物の保護培養等を行い、内水面の振興に資することを目的として、平成6年11月に設立され、昨年4月には財団法人から一般財団法人へと移行いたしました。

2の組織につきましては、役員が、理事長以下、計8名となっております。また、職員数は11名で、管理担当、業務担当、警備振興対策担当の3担当体制となっております。

3の出資金等につきましては、総出資額は3,000万円で、このうち県の出資額が1,500万円、出資比率は50％となっております。

4の事業についてですが、当法人では、ここに示しております4つの事業を実施しております。詳細につきましては、議会提出報告書で説



明させていただきます。

それでは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、内水面振興センターの経営状況等について、御報告いたします。

お手元の平成26年9月定例県議会提出報告書の111ページをお開きください。

内水面振興センターの平成25年度の事業報告書についてでございます。

2の事業実績について御説明します。

(1)の内水面の増養殖用種苗の採捕、供給等に関する事業では、右端の事業実績の欄にありますように、大淀川と一ツ瀬川におきましてウナギ種苗の採捕を行い、採捕量は167キログラム、収入額は1億300万円余でありました。

(2)の内水面における秩序維持対策に関する事業では、巡回パトロールによる河川環境の監視及び河川利用秩序の指導に努めました。

(3)の内水面における水産動植物の違法な採捕及び流通の防止に関する事業では、大淀川と一ツ瀬川を主とするその県内河川におきまして、県が行う取り締まりや、うなぎ稚魚の取扱いに関する条例に基づく調査の補助的業務を行いました。

112ページに移りまして、(4)の内水面の水産動植物の保護培養及び環境保全に関する事業では、アユやウナギの放流等を行い、資源の保護・培養に努めたところであります。

次に、経営状況等の詳細につきまして、出資法人経営評価報告書により御説明をいたします。

報告書の195ページをお開きください。

概要は省略いたしまして、中ほどの県関与の状況欄をごらんください。

人的支援の状況ですが、平成26年4月1日現在、役員8名のうち1名が常勤であり、県の退

職者でございます。残る7名は非常勤であり、うち2名が県職員となっております。また、常勤職員11名のうち2名が県職員となっております。

その下の財政支出等につきましては、県委託料が4,700万円余、県補助金が1,000万円余のほか、その他の県からの支援策として、経営基盤強化対策資金が1億1,700万円となっており、詳細は、その下の表の主な県財政支出の内容に示してあるとおりでございます。

さらに、その下の活動指標でございますが、①の県内で採捕される、ウナギ稚魚全体に占めるセンターの採捕量の割合につきましては、平成25年度目標値30%に対し実績は34%で、達成度は113.3%となりました。

②の県内河川の監視・指導回数につきましては、目標値200回に対し実績は242回、達成度は121%となりました。

③の稚魚放流量につきましては、目標値12万尾に対し実績は13万7,100尾、達成度は114.3%となりました。

続きまして、196ページをお開きください。

平成25年度の財務状況について御説明いたします。

左側一番上の正味財産増減計算書とありますが、平成25年度の欄をごらんください。

内水面振興センターの事業活動による経常収益は1億6,800万円余、経常費用は1億2,900万円余で、当期経常増減額は3,800万円余の増加となりました。経常外の増減はなく、一般正味財産期末残高はマイナス4,300万円余となりました。

指定正味財産増減の部につきましては、指定正味財産期末残高は7,500万円となりました。その結果、一般正味財産期末残高と指定正味財産

期末残高を合わせまして、正味財産期末残高は3,100万円余となりました。

右側の貸借対照表をごらんください。

一番右側の平成25年度の欄でございますが、資産につきましては1億4,200万円余で、その主なものは基本財産や経営安定対策積立金でございます。

負債につきましては、短期借入金などで1億1,100万円余となりました。この結果、資産から負債を引いた正味財産は3,100万円余となっております。

正味財産の内訳ですが、指定正味財産として7,500万円、一般正味財産としてマイナス4,300万円余となっております。

財務指標でございますが、①の自主事業収入額につきましては、平成25年度目標値9,700万円に対して実績は1億300万円余となり、達成度は106.7%となりました。

②の短期借入金縮小額につきましては、目標値2,000万円に対して実績は3,000万円となり、達成度は150%となりました。

なお、総合評価の枠内の右上、県の評価につきましてでございますが、経営改善努力によって、正味財産の黒字化等が達成できたことは大きな意義があり、事業継続のため、引き続き経営改善計画にのっとり、経営の安定化・効率化に努める必要があると考えております。

平成25年度の事業報告につきましては、以上であります。

続きまして、26年度の事業計画について御説明をいたします。

報告書の118ページをお開きください。

今年度の事業計画書につきましては、昨年度と同様の内容であり、記載のとおりでございますが、一層の経費節減などの取り組みを進め、

内水面における漁業及び養殖業の振興のための事業を推進していくこととしております。

119ページに移りまして、3の収支予算書でございますが、事業活動収支の部につきましては、中ほどの欄にありますように、収入を1億6,200万円余としており、120ページに移りまして、下から11行目の事業活動支出の計を1億3,100万円余と見込み、その下の欄の事業活動収支差額は3,100万円余としております。

投資活動収支の部につきましては、121ページに移りまして、上から7行目の投資活動収支差額をマイナス1,100万円余、財務活動収支の部につきましては、短期借入金圧縮額となる下から5行目の財務活動収支差額を、マイナス2,000万円と見込んでおります。

内水面振興センターにつきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○内村委員長 時間がちょっと、今から説明を受けると中途半端になると思いますので、済みません、あとは1時からにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。暫時休憩します。

午前11時47分休憩

---

午後1時0分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

○坊園畜産振興課長 畜産振興課から4つの団体について御説明をいたします。

まず、公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団の概要について、御説明いたします。

委員会資料16ページをお開きください。よろしいでしょうか。

1の沿革でありますけれども、平成23年3月に、口蹄疫により重大な影響を受けた県内経済の回復等を図ることを目的に設立され、同年9月に

公益認定を受けました。

2の組織としましては、役員が理事長ほか監事を含む8名でございます。職員は、事務局員が1名でございます。

それから、3の出資金等ではありますが、(1)の出損金として1,000万、全額県からでございます。

(2)の運用型ファンドは、県が地方債を発行して調達した資金1,000億円を借り受け、基金を設置したものでございます。

次に、4の事業でございます。

(1)の畜産新生分野や、その下、(2)のフードビジネス振興分野など、17ページの(6)のその他まで、6つの分野で支援を行っております。

続いて、25年度の事業報告及び26年度事業計画について御説明をいたします。

お手元の9月定例県議会提出報告書の123ページをお開きいただきたいと思います。

1の事業概要は省略いたしまして、2の事業実績でございますけれども、先ほど説明しました6つの分野、これで各団体が実施します取り組みについて支援を行ったところでございます。

主な実績につきまして、順に御説明をいたします。

まず、(1)の畜産新生分野では、販売拡大プロモーション事業といたしまして、県産食肉を活用した産地加工品の開発に対する取り組みに対し、2件の支援を行ったほか、地域防疫等の支援といたしまして、家畜防疫情報システムの構築に対し、畜産協会を通じて17件の支援を行いました。

次の124ページ、(2)のフードビジネス振興分野では、マーケットインに基づきます商品開発・販路開拓等への取り組みに対し、産業振興

機構等を通じまして11の事業者には支援をいたしたところでございます。

また、農業者等が行います新商品の開発等の6次産業化の取り組みに対し、農業振興公社等を通じて新商品開発等に14件、研修会開催等に2件の支援を行いました。

次の125ページ、(3)の中小企業振興分野では、中小企業等が取り組む成長産業化に資する事業に対し、商工会連合会等を通じ7件の支援を行いました。

次の(4)の誘客対策分野では、スポーツランドみやぎの推進やコンベンション等の開催支援、教育旅行の誘致、記紀編さん1300年事業の推進に資する取り組みへの支援を行い、コンベンション受け入れについては、観光コンベンション協会を通じて12件の支援を行ったところでございます。

次の126ページ、(5)の地域振興分野でございます。

①の西都・児湯地域の広域的な統一コンセプトに基づきます拠点整備や、交流人口の拡大を図る取り組みといたしまして、高鍋町、新富町及び木城町の3町、また、西都・児湯地域以外の市町村の活力を引き出すための取り組みについて、5市6町に支援を行ったところであります。

(6)のその他の分野では、都農町における住民のこころと身体のケア及び地域活性化等に資する取り組み、また、水平線の花火と音楽4等への支援を行ったところでございます。

次に、経営状況等の詳細につきまして、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。209ページをお開きください。

経営状況等の詳細でございます。概要につきましては、これまでの説明と重複しますので、

省略いたします。

その下の県関与の状況につきましては、右側のほうにございます県借入金残高1,000億円、それと、その下にございます、県支給分の県職員の人件費として600万円余の支出がございます。

次に、一番下の活動指標でございます。

①は、口蹄疫からの再生・復興の把握のために、県内家畜飼養頭数。それから②は、交流人口の回復・拡大を図ることから観光客数を。③の口蹄疫からの復興事業の支援団体数については、適切な執行を図るため、それぞれ実績値と達成度で示してございます。

続きまして、210ページをお開きいただきたいと思います。

財務状況の25年度の実績でございます。左側の正味財産増減計算書ですけれども、25年度の欄の一番上でございます。経常収益6億6万7,000円、その下の経常費用が6億4,241万4,000円でございます。その下の当期経常増減額はマイナスの4,234万7,000円となっております。

右側の貸借対照表でありますけれども、25年度の欄の一番上でございますが、資産が1,004億3,852万1,000円、3つ下の負債が1,001億6,456万1,000円、3つ下の正味財産は2億7,396万1,000円となっております。

一番下の総合評価でございますけれども、右側の県の評価ですけれども、支援団体数が目標を大きく上回っております。口蹄疫からの再生・復興から、持続的な経済成長に向けた波及効果の高い事業への支援を拡大し、今後はその効果があらわれることが期待されるものと評価しているところでございます。

以上が、平成25年度の事業報告でございます。

次に、また戻って、130ページをお開きいただきたいと思います。

次に、今年度、平成26年度の事業計画についてでございますが、2の事業計画につきましては、2の表にございますように、持続的な経済成長へ向けて波及効果が高く、将来の産業基盤の構築につながるものについて支援するなど、復興から新たな成長への観点から支援していくこととしておまして、25年度と同様に6つの分野、畜産新生から132ページのその他の分野まで、6つの分野に支援をすることといたしてございます。

それから、最後に、133ページをお開きいただきたいと思えます。

収支予算書でございますが、収支は、経常収益計から経常費用計を差し引いた、中ほどの下のほう、数字の2の上でございます。当期経常増減額で一番右にございますけれども、マイナスの9,546万円余となっております。これにつきましては、前年度からの繰越額であります、一般正味財産期首残高から充当することといたしております。

口蹄疫復興財団は以上でございます。

続きまして、宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会の概要について御説明をいたします。

委員会資料18ページをお開きください。

1の沿革にありますように、平成8年2月に設立されまして、昨年11月に一般社団法人に移行しております。

組織については、役員が17名、職員はおりません。経済連に委託をいたしております。

3の出資金については6,166万円で、県から2,000万円、寄託金として出しております。

事業内容でございます。和牛の肥育農家から積立金を集めて基金を造成しまして、和牛枝肉価格が低下したときに補填金を交付する事業を実施しております。参考といたしまして、積立

頭数と補填頭数を示してございます。

続いて、県議会提出報告書の189ページをお開きいただきたいと思っております。

経営状況等の詳細でございます。概要については省略をさせていただきます、2番目の県関与の状況でございますが、非常勤の役員が1名、それから県からの補助金等の財政支出についてはございません。

一番下の活動指標でございます。基金造成及び補填の交付を業務といたしておりますので、基金造成額と補填金交付額を設定しております。それぞれの達成度は98.7%と106.3%となっております。

次に、190ページをお開きいただきたいと思っております。

25年度の財務実績でございます。左側が収支計算書ですけれども、一番右側、25年度の欄の一番上でございます。収入が1億760万5,000円、その下の支出が1億787万8,000円でございます、一番下の当期収支差額はマイナスの27万3,000円となっております。

右側の貸借対照表でございますけれども、25年度の欄の一番上でございますが、資産が1億301万5,000円、3つ下の負債でございますが1億125万4,000円、3つ下の資産から負債を引きました正味財産が176万1,000円となっております。

なお、負債につきましては、未払い金と価格差補填準備金、また、24年度に一般社団法人へ移行するためのいろんな経費として、会員の出資額を寄託金として固定負債に計上しているものでございます。

続きまして、財務指標についてでございます。

営利団体ではないことから、適正運営の指標といたしまして収支バランスを示しております、平成25年度の達成度は99.7%となっております。

ます。

一番下の総合評価の県の評価でございます。右側でございますが、飼料価格等、高どまりしている中で生産コストが上昇し、肥育農家の経営が厳しい中で、当協会の活動は、和牛肥育農家の損失を補填し、経営安定に寄与しております。

また、補填については、基金の範囲内で行われておりまして、財務内容が良好であるとともに、管理費も基本金の運用益の範囲内で抑えられており、組織運営も良好であると評価しているところでございます。

肉用牛枝肉価格安定基金協会の説明は以上でございます。

続きまして、一般社団法人宮崎県家畜改良事業団の概要について、御説明をいたします。

委員会資料の19ページをお開きください。

1の沿革でございますように、昭和44年9月に、前身の社団法人宮崎県家畜改良協会が設立されたところでありますが、昭和48年3月に、社団法人宮崎県家畜改良事業団に改組いたしました、24年10月に、一般社団法人へ移行したところでございます。

2の組織につきましては、役員が22名、職員は23名でございます。

出資金につきましては、寄託金として9,800万、うち県から4,000万を出してございます。

続いて、4の事業でございます。肉用種雄牛の繫養管理、凍結精液の製造と譲渡、産肉能力検定の実施及び液体窒素の購入と配布等を実施いたしております。参考といたしまして、種雄牛凍結精液ストローの譲渡本数の推移を記載してございます。

続きまして、県議会提出報告書の191ページをごらんください。

経営状況等について御説明をいたします。

県関与の状況につきましては、人的支援といたしまして、常勤役員に県のOBが1名、非常勤の役員に県職員が1名でございます。

財政支出につきましては、平成25年度は、補助金としまして1億1,303万6,000円を支出しております。

その下の県財政支出の内容でございますけども、①の肉用牛産肉能力検定事業における直接検定及び現場後代検定事業は、種雄牛の能力、産肉能力を把握するための産肉能力検定を実施するものでありまして、平成25年度決算額が6,523万5,000円となっております。

その下の②の新規種雄牛早期造成緊急対策事業は、新規種雄牛につきまして、産肉能力を明らかにする産肉能力検定事業を円滑に実施するための推進費で、決算額は3,426万円となっております。

その下の③肉用牛産肉能力検定促進事業は、②で述べました、新規種雄牛の産肉能力検定を実施する種雄牛産子を生産するための指定交配、受精費でございます。決算額は1,322万4,000円となっております。

その下の④基礎雌牛産子調査事業につきましては、能力の高い繁殖雌牛を選抜いたしまして、これらに基幹種雄牛を交配するための推進費用で、31万7,000円と決算がなっております。

一番下の活動指標でございますが、凍結精液の譲渡本数を指標として設定してありまして、年間目標値の12万4,431本に対しまして、実績が99.7%となっております。

次の192ページをお開きいただきたいと思っております。

財務状況でございます。25年度の欄の一番上、収支計算書の収入につきまして4億2,527

万3,000円、4つ下の支出が4億6,004万1,000円、一番下の当期収支差額はマイナスの3,476万8,000円となっております。

右の貸借対照表であります。資産が25年度の欄の一番上、8億1,178万6,000円、3つ下の負債が3億2,003万1,000円、3つ下の正味財産が4億9,175万6,000円となっております。

財務指標につきましては、①の自己収入比率の達成度80.3%でございます。凍結精液の販売本数の減少に伴うものでございます。

それから、②の管理費については123.5%でございます。

また、中ほどでございます直近の監査の状況でございますが、前年度の包括外部監査におきまして指摘事項が2件、意見事項が2件ありまして、引当金経理や固定資産管理、凍結精液の棚卸を適正に行うよう指導しております。

一番下の総合評価でございますが、右側の県の評価につきましては、口蹄疫以降、残った5頭の種雄牛を中心に凍結精液の製造を行って、和牛の生産農家へ供給が継続できたこと、それから産肉能力を早目に判明するために、間接検定を導入した種雄牛造成が行われていること、あと、リスク分散のための西米良種雄牛センターの整備も行われるということで、本県肉用牛生産基盤の再構築に向けた取り組みは、評価できると考えております。

家畜改良事業団は以上でございます。

続きまして、酪農公社について御説明をいたします。

常任委員会資料の20ページでございます。

沿革でございます。昨年、昭和43年8月から、霧島地域酪農開発公社として成立した後、昨年4月に、一般社団法人に改組をいたしましたところでございます。

2の組織につきましては、役員が11名で職員は10名でございます。

それから、3の出資金等ではありますが、出資金が1億6,058万円で、県の出資は8,000万でございます。

続いて、4の事業でございます。主な事業といたしまして、まず預託事業であります。酪農家から預かった乳用牛を哺育、育成した後、酪農に返す事業でございます。下のほうの表に、参考といたしまして推移を出してございます。そのほか、酪農家に対して乳用素牛供給を行ったり、生乳生産・販売事業も行っているところでございます。

続きまして、定例県議会提出報告書の193ページをお開きください。

経営状況の詳細でございます。2段目の県関与の状況でございますが、人的支援として非常勤役員2名でございます。あと、財政支出といたしまして、補助金を705万6,000円支出いたしております。そのほか県からの支援といたしまして、公社の運営強化を図るため、1億2,000万円の貸し付けを行っております。

次に、県の財政支出の内容でございますが、①の宮崎県酪農公社運営強化対策事業につきましては、公社の整備に係ります起債償還額を出資割合に応じて補助するもので、決算額は276万8,000円となっております。

②の生乳生産性向上・経営安定化総合対策事業につきましては、公社が和牛受精卵を酪農家へ供給するための費用とか、性選別精液導入経費を補助するもので、決算額は428万8,000円でございます。

一番下の活動指標でございますが、預託牛の延べ頭数を示しております。トータルしますと、ほぼ前年計画どおりということでございます。

③の年間生乳出荷数量につきましては、搾乳牛の事故等もありまして思うように伸びず、93.3%になってございます。

次に、194ページをお開きください。

財務の25年度の実績でございます。左側の25年度の欄の一番上でございますが、経常収益が5億3,257万4,000円、経常費用が5億5,804万6,000円、当期経常増減額はマイナスの2,547万2,000円でございます。当期一般正味財産増減額はマイナス3,922万円となっております。

結果といたしまして、一番下の正味財産期末残高はマイナス1億6,341万7,000円となっております。

右側の貸借対照表でございますが、資産が、一番右上でございます、5億6,159万1,000円、3つ下の負債が7億2,500万8,000円となっております。

続きまして、財務指標につきましては、収支差額で示しておりますが、現在、赤字が続いておりますので、達成度はゼロ%ということで、27年度の黒字目標をいたしているところでございます。自己収入比率103%、管理費比率は109.3%となっております。

それから、直近の県の監査の状況につきましては、平成25年10月17日の包括外部監査で指摘がございまして、固定資産の減価償却の計算方法について改善を行っているところでございます。

一番下の総合評価、県の評価でございますが、預託事業につきましては、目標頭数を上回り、今後も改善ができるところでありますが、搾乳事業が目標を下回っているということでございますので、改善が必要と考えております。

酪農公社につきましては、平成25年2月に、27年度を目標とします中期経営改善計画を策定しておりまして、改善計画に取り組んでいるとこ

ろであります。今後とも、関係機関と一体となった計画的な進捗管理を行って、早期の改善計画を図っていきたいと考えております。

酪農公社、畜産振興課からは以上でございます。

○日向寺漁村振興課長 漁村振興課でございます。

それでは、一般財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況について報告いたします。

常任委員会資料の21ページをお開きください。

まず、当協会の概要について御説明いたします。

1の沿革でございますが、当協会は、昭和56年4月に、当初は県営の栽培漁業センターとして、放流用の稚魚の生産による、つくり育てる漁業の基幹を担う施設として、延岡市熊野江町に設置されております。

そして、平成4年4月に、漁業者参画のもと、栽培漁業をより積極的に推進するため、財団法人宮崎県栽培漁業協会として法人化されております。

その後、平成18年11月に、財団法人宮崎県漁業振興基金、それから平成19年3月に、社団法人宮崎県かん水漁業協会の事業の一部を引き継ぐ形で統合を行いまして、平成19年4月に、財団法人宮崎県水産振興協会に改称いたしております。

また、公益法人制度改革に伴いまして、平成25年4月に一般財団法人に移行しております。

続きまして、2の組織でございます。

まず、役員が10名おりまして、うち2名が県職員でございます。そして、職員が9名おりまして、そのうち宮崎事務所長につきましては常務理事が兼務、それから事務局長につきましては理事が兼務をしております。

続きまして、3の出資金等につきましてでございます。こちらの出資金のほうにつきましては3億8,600万円のうち、県が37%の1億4,300万円、残りは沿海市町と関係団体等が出損しております。

22ページをお開きください。

4の事業でございます。当協会におきましては、大きく区分しまして(1)から(4)にお示ししております事業を実施してございます。

まず、(1)の栽培漁業振興事業でございます。こちらは、マダイ、ヒラメ、カサゴ等の放流用種苗の生産・供給の実施、並びに、つくり育てる漁業に関する普及啓発を実施しております。

次に、(2)の魚類養殖適正管理指導事業でございます。こちらは養殖業の健全な発展のため、ブリ稚魚の需給調整、それから養殖魚の生産状況、漁場の適正行使に関する指導を実施しております。

また、昨年度から本県養殖の主要魚種でございます、カンパチの人工種苗の生産・供給をすることによりまして、養殖生産コストの削減による漁家経営の向上に取り組んでいるところでございます。

続きまして、(3)の技術開発事業でございます。こちら、放流用や養殖用の新魚種の量産化等の技術開発に関する事業を実施してございまして、昨年度までは、カワハギ種苗の量産化に取り組んでいたところでございます。そして、今年度からは、放流用の新魚種として、アマダイの種苗生産に取り組む予定でございます。

続きまして、(4)の種苗供給事業でございます。こちらは、養殖現場のニーズに対応した種苗の生産供給を実施してございまして、現在、マダイ、シマアジ、アユの種苗の生産・供給をしております。



続きまして、定例県議会提出報告書の197ページをお開きください。

まず、中ほどの表の県関与の状況でございます。こちらのほうは、人的支援の状況につきましては、先ほど御説明したところでございますので、省略させていただきます。

その下の財政支出等でございます。平成25年度の県の委託料は、カワハギ量産化技術開発事業等で1,286万円余、それから県補助金は、放流用のカサゴ、ヒラメ等の生産・供給に対する支援といたしまして、3,630万円余となっております。このほかの県借入金残高等はございません。

それから、県職員の人件費につきましては、県から派遣しております職員3人に対しまして、1,627万円余を直接支給しております。

次に、一番下の表の中ほど、活動指標でございます。活動指標といたしましては、栽培漁業に関する3つの項目を掲げてございます。

まず、①の放流用種苗生産尾数でございますが、これは、当協会で生産し、放流される全ての魚の尾数でございます。平成25年度の目標値215万尾に対して、達成率は94.1%となっております。

それから、②のヒラメの放流魚混獲状況でございます。これの目標値は、ヒラメの漁獲量に占める放流ヒラメの割合でございます。こちらのほうは、平成25年度の目標値10.5%に対しまして、達成率は171.4%でございました。

それから、③の栽培漁業に関する普及啓発でございます。こちら、当協会見学者数と、それからホームページの閲覧者数の合計値を設定したものでございます。平成25年度の目標値が3,450人に対しまして、達成率は101.7%でございました。

続きまして、198ページをお開きください。

平成25年度の財務状況でございます。

まず、左上の正味財産増減計算書をごらんください。

表の中ほどに示してございます当期一般正味財産増減額は、1,030万円余の増となっております。したがって、正味財産期末残高につきましては、平成24年度は3億9,394万円余でしたが、平成25年度は4億425万円に増加しております。

それから、当法人が平成25年度に新法人に移行したことに伴いまして、24年度末の正味財産額が、これが公益目的財産額となっております。この公益目的財産でございますが、これは公益事業、当協会におきましては、種苗放流等の事業の実施に費消していかなければならない財産でございますが、平成24年度末までは、指定正味財産として管理していたものでございますが、平成25年度からは一般正味財産として管理しております。

これによりまして、平成24年度に比べまして一般正味財産は大きく増加し、指定正味財産はゼロとなっております。

続きまして、右上の貸借対照表をごらんください。

平成25年度の資産合計は4億3,968万円余で、3行下の負債合計は3,543万円余となっております。

資産が平成24年度より減少しておりますのは、これは新法人への移行に伴う公益目的財産の確定に当たりまして、平成24年度末の累積欠損金が指定正味財産で相殺されたためでございます。また、負債も平成24年度に比べまして減少しておりますのは、累積欠損金がなくなったことで、短期借入れが不要となったためでございます。

続きまして、下の財務指標についてござい

ます。

まず、①の1人当たりの自主財源収入金額でございまして、こちらのほうは、目標値790万円余に対しまして達成度は140.8%となっております。

その1つ下、②の収支比率につきましては、目標値103.6%に対しまして達成度は107%となっております。

続きまして、③の主な収益事業魚種の販売収入でございまして、こちらのほうは目標値3,444万円に対しまして達成度175.8%でございました。

それから、昨年度までの指標につきましては、基本財産の運用益としておりましたが、新法人への移行に伴いまして、基本財産は一般正味財産になったことから、当協会の自助努力をあらわし、経営改善に直結する収益事業に関する指標に変更いたしましたところでございます。

それから、最後に、下の表にございます総合評価でございますけれども、表右の県の評価としましては、経営改善計画アクションプログラムに沿った運営を行った結果、平成25年度収支は黒字となりましたが、今後も経営改善アクションプログラムの確実な実践を継続し、損益のさらなる改善が必要と考えているとしております。

以上で、一般財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況についての報告を終わります。

○内村委員長 執行部の説明が終わりました。

報告についての質疑はありませんか。

○丸山委員 こちらの報告書のほうでお願いしたいと思うんですけども、188ページ、公社のほうなんです。農業開発振興公社のことなんです。今は概ね経営的にはいいということなんです。県の評価でも書いているとおり、口蹄疫のときの埋却地が、まだ今のところ10年程度は国の100%無利子なので回っているんですけど、これ

が10年超してしまうと非常につらくなるんじゃないか、経営的にも圧迫するんじゃないかと思うのと、なかなか口蹄疫埋却地のところは、いいところはいいんですが、使い道が悪いところも埋却地になっているという話も聞いているものですから、その辺が大きな負担にならないかと、これも含めて評価も書いてあるんですが、その辺のことをもう少し詳しくお知らせいただくと、ありがたいかなというふうに思っております。

○戒井連携推進室長 口蹄疫埋却地の関係を御説明させていただきます。

口蹄疫の埋却地については、昨年から市町村と連携を組んで、売り渡し協議会を開催して、この3年間で整備と売り渡しをしっかりとしていくように、市町村と一体となって今、進めているというところでございます。

全体で埋却地が52カ所ございますが、現時点で11カ所の売り渡しができている状況です。

以後、順次、この3年間で何としても売ろうということで、今、市町村と連携を組んで進めているところです。徐々に買いたいという希望も出てきておりますし、徐々に商談が、契約ができつつある状況ですけども、あと1年半で何とかほとんど売りたいということで、進めているところでございます。

○丸山委員 埋却地を回収、もとに戻そうという事業は全てもう終わる、まだ終わっていないと思っているんですけども、率的にはどれくらい終わっているのか、面積ベースで教えてほしいかなと思うんですけども。

○戒井連携推進室長 全体で52カ所のうち、25年度に25カ所の整備を実施しております。ちょっと済みません。面積が、今、ちょっと手元に数字がございませんが。

○久保田家畜防疫対策課長 口蹄疫の埋却地全体につきましては、うちの家畜防疫対策課で予算措置等をやっておりますので、ちょっとお答えさせていただきます。

口蹄疫埋却地につきましては、全体で221カ所、整備計画がございます。82ヘクタールになります。

それで、25年度、昨年度につきましては、うち134カ所、41ヘクタールの整備が終了したところでございます。広さで言うと、ちょうど82分の41ということで、昨年度に半分が終了したところでございます。

○丸山委員 売れたところが、箇所という52カ所の11カ所ということになりますね。

多分、いいところが売れたんだろうなど。非常に厳しいところもあるんじゃないかなと思っていますけども、そこをどうやってしていくのかというのが、この公社経営について非常に足かせに、せっかく大分長期保留していたものが、1ヘクタールまで減ってきたものですから、非常によかったというふうに思っているんですが、さらに、公社のほうでは中核管理機構という仕事もふえていますので、非常にこのタフな仕事が残っているんじゃないかなと思っていますので、ここをどう解決していくのかというのが、この農業振興公社の大きなポイントだというふうに思っておりますけども。

中間管理機構を含めて貸し手と借り手というのが、それも使える一つ、売らなくても、そういうものがあるんじゃないかなと思っていますので、その辺の中間管理機構というのをうまく使って、この埋却地のところを使えるようなものなのか、ちょっとそれがまた違うものになってしまうのか、その辺も含めてちょっとお伺いできればなと思っていますところなんですけども。

○戒井連携推進室長 公社が口蹄疫の埋却地を活用しているのは、合理化事業といたしまして、こちらは基本、買い取ったものを売っていくということで考えております。

というのも、公社のほうで資産にするというのも、今後の経営を圧迫してまいりますので、こちらのその費用については、全部売り渡すことで回収を図っていきたくと思っています。それを基本に進めていきたくと思っています。

○内村委員長 いいですか。

○丸山委員 売り渡しても、なかなか売れる場所じゃない箇所も必ずあると思っていますので、そこ辺をどうやってしていくのかということが、本当に公社の経営を圧迫していくんじゃないかなと思っています。

リースで使える人がいらっしゃれば、そういうことも十二分に考えていく、売り渡しだけじゃないんじゃないかなというふうな思いがあるんで、その辺も考えられないのでしょうか。

○大久津地域農業推進課長 先ほど室長が申しましたように、地域の販売対策協議会の中で順次協議を行って協力いただいておりますが、委員おっしゃるとおり、なかなか売りづらいところ、また、面積の大きいところがございます。

ただ、懸案しておりました大きな面積については、農家さん方が、かなり整理がよくなるということで希望が出てまいりましたので、そういう大きな面積が売れる状況の中で、あと懸案は、ずっと条件の悪いところが数カ所残っております。

そういったところについては、市町村長さん方とも個別に御相談しながら、どういった活用、やっぱり農地として売買するのか、ほかの目的も含めて、今、検討を進めさせていただいておりますので、しっかり地元では、これについて

は公社の長期保有地として残さないという形で、協力するというふうな形で今、全面的に協力いただいておりますので、来年、再来年までに、しっかりそこは販売の形で頑張っていきたいと思っております。

○丸山委員 ぜひこの土地が、うまくいけるようにお願いしたいんです。

恐らく農振地域にかなり条件がかぶさっていて、ほかのものに使うと非常に厳しいというふうなのがあるんですが、何らかの対策で、そういう使える、ほかのものであればというのがあれば、何か少し考えるような、市町村とも連携しながらやっていただければ、ありがたいのかなというふうに思っております。

○蓬原委員 この埋却地のこの復元については、先ほど議論がありましたですね。もともとの単価は幾らかと、公共事業であれば、相当お金がかかるじゃないかと、あとで使えるのかと、かなり議論をしてきた経過があると思います。

いろんな委員会で、何回もメンバーが変わったときも指摘があったと思うんですね。今さら言っても仕方ないことで、それはそういうことを条件に埋却されたんでしょから、それはもうその所期の目的のとおり復元されて、ところが今、こうやって残ってしまったということでしょうからね。

だから、本当は太陽光でもつけるのが、僕は利用率としては高かったと。1反歩250万収益が上がるんですから。結果的に、それだけ金を入れても、使い勝手がなくて残ってしまう。非常にだから、我々が指摘したような結果を生んだ部分も残っているなど、私は思うんですね。

だから、そういうところは、下にいろんな牛とか豚の命が埋まってて使い勝手が悪い。そこにトラクターを入れることには、やっぱり抵抗

感もあったんで、もう今さら言ってもあれですけど、地元の方たちに、太陽光をそのままつけていただいたほうが、かえって収益として上がったのになと思って、今、そういう思いをしながら聞いたとこでした。

○緒嶋委員 この口蹄疫復興財団の1,000億円の預託先はどこですか。

○坊園畜産振興課長 1,000億円の預け先といいましょうか。県信連に預けております。

○緒嶋委員 全て県信連ですか。

○坊園畜産振興課長 全て県信連です。

○緒嶋委員 経常収益が24年度から25年度はかなり減っているわけですね。これは金利が下がる、どういう、原因は何でしょうか。

○坊園畜産振興課長 金利は、毎年6億の収益が出てまいりますので、それを使って事業やる分の事業量がふえてしまって、残っている分が少なくなっているということでございます。

○緒嶋委員 この経常収益が減ったというのは、これは106ページか。

○坊園畜産振興課長 金利、利子の分が減っております。

○緒嶋委員 利子やろ。何か利子は変わらんようなことを言ったから。

○坊園畜産振興課長 申しわけありません。

○緒嶋委員 問題は、これは27年度で終わるわけですね。これだけ、6つかな。その他まで上げたら6つの項目で、それなりに意義のある運用というか、運用益を利用してやっておられている。

このあたりも、もうぼつぼつこれがなくなったらどうするかという視点での将来的なものを、これをほかの一般財源からこれだけ農政のほうにあればいいけど、これはなかなか農政だけじゃない、ほかのものに使っておるわけですが、こ

のあたりは、やっぱり相当復興に貢献したわけですが、このあたりの将来的な考え方というのを、もうぼちぼち考えないといかんのじゃないかと思うとやけど、そのあたりの考えは、どう考えておられるんですか。

**○坊園畜産振興課長** 委員御指摘のとおり、このファンドは平成27年度まででございまして、これまで各分野に観光、商工、いろんな分野に使ってきております。

現在、27年度で終わるということは決まっておるんですけども、それ以後については何も決まっておりませんで、今、関係部局・課と、今後について、今、やっている事業をどう対応していくかということについて、協議を進めているところでございます。

**○緒嶋委員** まず、ぜひ将来展望を持って相当やられんと、やはりなかなか農業も全ての者が、地方創生とか言われておりますけども、なかなか第1次産業は、TPPを考えたりすると厳しい局面に、これは発生してくるだろうと思えますので、そのあたりは十分将来の展望を考えながら、頑張ってくださいというふうに思えます。いいですか、次。

**○内村委員長** はい、どうぞ。

**○緒嶋委員** 次に、宮崎県の家畜改良事業団でありますけれども、これは、あのような口蹄疫で一番影響を受けたのが、この事業なんであるろうというふうに思います。

やっというろいと体制が整い、西米良にもあいう施設ができたということで、安心という意味では大分よくなったと思うんですけども、問題は優秀な種雄牛を、いかに生産するかということが、もう一番、和牛振興の原点にもなるんだらうというふうに思いますが、大分種牛が誕生しつつあるというふうに聞いておりますけ

ど、このあたりの見通しは、展望はどうか。

**○坊園畜産振興課長** 口蹄疫で55頭なくして、5頭しか残らなかったわけですけども、やっぱり種牛を新しくつくるのが非常に重要ということで、平成23年から間接検定を始めて、25年から結果が出始めたんですけども、これまで義美福とか秀正実、耕富士、忠高盛と、単年度で大体4頭ほどの能力の高い有望な牛ができておりますので、引き続き、ことし、26年度もまた結果が出てまいりますので、期待していきたいというふうに考えています。

秀正実は、これまでの間検成績の日本一の成績でございまして、期待をいたしておるところでございます。

**○緒嶋委員** ちょっと失礼な言い方で、間接検定と言っても、ちょっとわからんだろうと思えますので、もうちょっと詳しくみんなに説明してやってください。

**○坊園畜産振興課長** 申しわけありません。種牛を評価する方法といたしまして、種牛そのものを評価する直接検定というのがあります。これは、そのものが発育をちゃんとしているかということで、その牛そのものを検定するんですけども、実際、種牛は、それからできた子供の肉がどういう肉がとれるかというのが、一番重要でございまして、その肉の評価をするのに2つ方法があります。間接検定という方法と現場後代検定というのがあります。間接検定というのは、その子供を肥育する期間が1年間、大体20カ月ぐらいで出荷されます。現場後代検定というのは、普通の肥育農家と同じように、20カ月ぐらい肥育しまして、出荷が28カ月ということで、2つの検定方法がありまして、間接検定の場合は、20カ月ぐらいで出荷して早目に結果がわかりますので、今回は、口蹄疫から以降、

早目に結果が欲しいということで、間接検定という短い方法をとらせていただきました。

○緒嶋委員 特に、このことが事業団の今度、3連覇をですね、次を目指してやるということであれば、いかに優秀な種牛が、もう11月ごろからそういう形になってくるわけですが、そのあたりを目指して、将来構想というのは、大体できているわけですね。

○坊園畜産振興課長 29年にあります全共については、秀正実を含みます3頭の種雄牛を選んでいます。これが今後、エースとして活躍すると思っております。

その後、ほかの種雄牛、いろんな系統の種雄牛も出てまいりますので、本県は、但馬、それから気高、鳥取とか、いろんな系統を使いながら、これまで改良を進めておりますので、これを引き続きやっていきたいというふうに考えています。

○緒嶋委員 もうぜひ頑張ってくださいというふうに思います。それから、まだ、いいですか。

○内村委員長 はい、どうぞ。

○緒嶋委員 水産振興協会ですが、放流されると、アユの成魚というんですか、それがもう割と放流量が少ないのかどうか、もともと少ないんですか、ふやしてきたのかどうか、そのあたりで展望はどうですか。

○日向寺漁村振興課長 アユにつきましては、これは漁業権の対象魚種になってございまして、これには2つございまして、1つは、漁業権を持っている方が、内水面の漁業につきましては生産性が低いと、再生産技術が低いということで、漁業者さんがみずから放流する、これは法律で決まっているものというものがございまして、それから、また漁業者さんがみずから自主

的に放流するようなものがございます。

その自主放流のほうでございすけれども、ちょっと数量についてお時間いただきたいと思えます。

○緒嶋委員 宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金、これは価格が安くなったときに補填する、上限1万円ということですが、これ、毎年、このような状態、この価格が安くなったときの場合であるけれども、近ごろは大体毎年補填をしているわけですかね。

○坊園畜産振興課長 経済連の出荷義務に対してやっているんですけども、大体毎年、ことしも発動があっている状況です。

○緒嶋委員 チョウザメなんかは、この振興協会は関係してないということですかね。

○日向寺漁村振興課長 チョウザメにつきましては、振興協会のほうは関与してございません。

○内村委員長 何かほかに質問はありませんか。

○蓬原委員 この口蹄疫復興財団の中の誘客対策で、125ページですかね、アクサレディスゴルフトーナメント開催というのが、大きなこのビッグトーナメントが3つになって、商工のほうでは、委員会のほうで、ゴルフを売りにした何か誘客をやったらどうかということで、そういう議論なんか始めているやに、商工の委員の皆さんから、つい先日、聞いたところでした。

ここでアクサが始まって3年目、4年目になるんですかね。もう非常によかったなと思って、私も1回ぐらい見に行くんですけど、これ、具体的にはどういうことを助成されているんですか。

○坊園畜産振興課長 済みません、少しお時間をください。

○蓬原委員 細かいことを言って済みません。

○坊園畜産振興課長 アクサレディスに対しま

しては、500万円の支援をとり行っております。

○蓬原委員 そうですか。500万の内容は。

○坊園畜産振興課長 トーナメントに対する費用の支援という形で、具体的に中身は、少し今ではわかりかねますので、後ほど。

○蓬原委員 いや、私は例えば、相撲のように、特にその口蹄疫からの復興じゃないですか。宮崎牛だったり何かそういうのが、贈呈式みたいなのがどうなのかなど。ないように思ったので、支援はされているというのは聞いていましたけど、今、ちょっとそこを聞いてみたところです。

そして、これはテレビの放映があるんですよ。全国ネットです。でありますので、かなり宮崎のアピール、PR、まさしくこの口蹄疫から復興という意味では、日本の日本一の宮崎牛進呈とかあれば、いい場所だかなと思ったんで、局長、どうぞ。

○中田畜産新生推進局長 宮崎牛の進呈につきましては、ダンロップフェニックスで一応、やっておりますけれども、アクサレディスにつきましては、新たに、ゴルフのトーナメントを24年度からスタートさせた、誘致したということで、私が聞いていますのは、当初の2年、3年につきましては、運営費の一部について非常に誘客効果は高いということもありまして、それと、運営についてアクサにつきましては、全て地元の企業を使ってやっているということで、地元への経済効果も高いということで、コンベンション協会は、運営費の一部を当初、支援すると。

これ、ずっとこのままやっていくということではなくて、いずれは多分、ダンロップとカリコーカップと同じように、県産品の贈呈という形に変わっていくのではないかというふうに考えております。

○蓬原委員 はい、わかりました。ぜひそうい

うことでお願いできると、いいPRになるかなと思っています。

水産振興協会について小さなことを聞きます。

県魚というのがありましたね、県魚の指定、県の魚、宮崎県でやっているんですかね。ニベでしたかね、県の魚の指定ってなかったですかね。

○成原水産政策課長 四季折々の魚ということで、複数魚種を指定しております。オオニベもその中に入っております。

○蓬原委員 オオニベがそのうちの一つということですか。

前、天皇陛下が日南にお見えになったときに、放流されたのがニベでしたよね。いわゆる「にべもない」という「にべ」の語源になっているんだそうなんです、間違ったら済みません。

そのニベを県魚のうちの一つだけど、放流魚を見ると、ニベというのは全然ないんですが、ニベの放流とかもやっていらっしゃるんですかという質問です。

○田原漁業・資源管理室長 ニベにつきましては、非常に放流効果がありまして、今、資源全体がすごく高位で、増加傾向にあるということで、放流のほうは、もう中止しております。

○蓬原委員 ああ、そうですか。ああ、そういうことなんですね。もう十分ふえた。今さら放流しなくてもいいということですね。

以前、余談になりますけど、船釣りに行ったときに、ニベが釣り過ぎて困ったことも、1回、確かにありました。だから、ニベってこんなに多いのかなど。

やはりフィッシャーだから、ある意味ふえ過ぎると、ほかの小魚がいっぱいやられるということもあるのかもしれないので。ありがとうございました。

○日向寺漁村振興課長 先ほどのアユの放流量でございますけれども、県全体といたしまして、大体毎年1匹7グラムから10グラムぐらい、そのぐらいのサイズを大体20トン前後放流しております。

○内村委員長 よろしいですか。

○緒嶋委員 河川の放流はどういうふうに分配しているわけか。河川に放流する大淀川とか五ヶ瀬川とか耳川とか放流しているわけじゃろ。

○日向寺漁村振興課長 先ほど御説明した、漁業者が義務でやっているものは、各漁業者が自分の漁業権漁場のほうに放流しております。

それから、県の委託のものにつきましては、県の内漁連などと相談して分配をしているところでございます。

○緒嶋委員 いや、それはどういうふうにしとるか聞いたっちゃけど、答えになってないわ。

○日向寺漁村振興課長 内漁連に相談しながら分配しているんですけど、数量につきましては、例えば北川で30キロ、五ヶ瀬川で1,230キロ、耳川1,930キロ、一ツ瀬川1,700キロ、大淀川2,950キロ等となっております。あと、各河川、ほかの河川は大体数十キロ単位ということになっております。

○内村委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○井上委員 農業振興公社のことについてちょっとお尋ねをしたいんですが、実は、もうここはすごくこれから期待ができるというか、期待、注目せざるを得ない、農地中間管理機構の指定を受けているところなので、今後、ここがどんなふうな動きをしていくのかっていうのは、大変大きい問題点を含んでいるというふうに思うんですよね。

それで、ちょっと教えていただきたいんです

が、細かいことで恐縮ですが、その就農相談件数というのが、平成25年度は398件、実績値であるわけですが、これっていうのは、どういう相談案件、中身だったかというのは把握しておられるんですか。

それが、実際、就農に結びついていったかどうかっていうのは、どんな状態だったのかを教えてくださいませんか。

○戒井連携推進室長 現時点で、具体的に就農相談で就農できるように、この公社の支援措置など担い手になっていただくためのいろいろな研修等、費用負担も用意してございますので、そういったものを含めて対応していると思いますが、ちょっと具体的にそれが、実際の就農に結びついたっていうのはいると思うんですけど、具体的な内容までは、済みません、承知しておりません。申しわけございません。

○井上委員 ちょっと残念な答弁なんだけど、実は、その人と農地の問題、農政の改革ですよ、本当の意味で農業の改革というのが、これから進んでいくんだと思うんです。

この就農の相談というのが、農地との関係でリンクしたものになるかどうかという問題とか、いろんな意味で、この相談件数というか、今度、こちらからアプローチして、そこを集約していくのかいかないのか、そういうことも含めてだけど、ここは非常に注目に値する問題で、今までも目標値は400件になって、26年も27年も400件ってなっているわけだけれども、既にここで、実際、変わりつつあるわけですよ。

その相談の中身が、小さな農地の話の、自分はちょっと農業をしてみたいんだけどという相談だけでとどまるとするならば、ここはその役割を果たし切れるのだろうかという思いが、ちょっとしてならないわけですが、



大きな相談、小さな相談ってあるのかもしれないけど、その中身がきちんと把握できていないと、将来的な農地の集約、どのあたりを集約したらいいとかっていう問題点とかが、今後、残ってくるのではないかと思って、ちょっと心配なんですけど、そこはどうなっているんでしょうか。

**○大久津地域農業推進課長** 今、委員おっしゃいましたように、就農についてはいろいろな相談の状況がございます。

今、就農相談の体制につきましては、県の就農相談センターということで、総合的な窓口は農業振興公社に置きまして、あと、分子的に連携しているのが農業会議、JA中央会、こういったところが窓口として相談に乗っていただいています。

また、地域におきましては、地域の就農相談センターということで、各農業改良普及センター8カ所と市町村を窓口にいたしまして、あと分子といたしましてJA、農業委員会、こういったところが細やかな相談については受けるようになっています。

また、あと新規就農ということで、全国から呼びかけるということでは、県外の窓口ということで、東京、大阪、福岡、この各県事務所を窓口にいたしまして、随時、相談を受けることもありますし、また、定期的には、そういう就農相談会みたいな形で、圏域または県外でのそういった相談フェアを置く、全国のフェアに参加したり、県で起こしたりということで、細やかな対応で相談に応じるような体制をつくっております。

**○井上委員** 確かにその問題はあると思うんですね。例えば、ふるさと回帰というか、こっちに帰ってきて、何かちょっと農業をやりたい

なっている方たちの相談とかもあると思うんですね。

それで、農地中間管理機構支援、そういう中身を大きく作っていくというときに、JAを含めてその窓口になっておられる方との連携ですよ、それはしっかりとっていただく。

そして、どこがリードしていくのかなと思って、公社だけを見ると、ちょっと心配になるところもあるわけですけども、やっぱりどこかがリーダーシップを発揮しないと、この農地中間管理機構だけに任せて何かっていうのでは、ちょっと総合的な農業改革と言えるところまでは、進み切れないのではないかというふうな思いがするわけですよ。

だからこそ、その公社のありようというのは確かに大事なんだけど、そこはそこの役割をきちんと果たしていただかないといけないんだけど、そういう連携というのは、うまくとれているというふうに理解していいですか。

**○大久津地域農業推進課長** 委員おっしゃるとおり、就農相談体制は先ほど申し上げましたけれども、機構の農地の流動化、同じような形で相談は、この窓口が一体となっておりますし、また、その連携というのは、地域ごとに中間管理機構、担い手、そういったもの全てを総合的に調整するのが、地域ごとの担い手協議会というのがございまして、その中に農地の部門に担い手の部門、地域参入者をどうするか。それぞれの分野別にセクションがありまして、連携して取り組むような形でやっておりますので、それは地域でも体制ができておりますし、県域についても、県内で各団体と一体となったそういう協議会ができておりますので、そこで連携してやっておるところでございます。

**○井上委員** 企業も参入できるわけだから、非

常におもしろい農業というか、農地の集積の仕方っていうのもできるし、宮崎の中での配置図が、ちょっと農地のこのあたり、ここが産地だったというのが、変わりつつある可能性もあるわけですよ。

だから、それをどうやってつくり上げていくのかってというのは、この振興公社のありようというのも大事ですし、中の仕事を見ると、結局、本来、振興公社のやるべき、本課がやるべきことも含めて全部やっておられるわけだから、小まめに事業を持っておられるわけだから、そういうことも含めて、どこにきちんとしたその軸足を置いて、この振興公社が成り立つようにしていくのかということ、ちょっと大事なのかなど。

県の評価を見ると、県への財政依存度は低くなってきて、これは評価ができる。それと同時に、これだけの事務量が増加されるために、人員数についても、もう一度、検討する必要があるということとか、県はちゃんとした分析をされているので、この評価のところを読むと、そこ辺の問題点は、県としてはどういうふうに振興公社についてサポートというべきなのか、言葉がちょっと見つからないわけですけど、どういうふうにして県の関与をしていこうとされているのか、そこを教えてください。

**○大久津地域農業推進課長** 公社運営そのものについても、県なり各団体が関与して、この事業等の連携とかありようについても検討しておりますし、今回、機構を立ち上げましたので、これについては担い手部門、そして農地の部門、そして各関係機関、それと土地改良事業とか、そういうハード部門の関係分野も一体となった、運営本部会議というのを今回、設置いたしました。

その中で、機構事業がうまく立ち上がるように、全協団体・機関が協力してやろうということで、今、随時、節目節目の中では、その事業の進行管理なり推進のための協議、または地域での連携ということで、そういう体制は、今回、つくらせていただきましたので、そこでしっかり連携して。

ここに公社の事業で、担い手部門というのが大きく出ておりますが、基本的には、公社の場合は、農地の部門と畜産環境整備、こういったところを主体として、担い手の分については、公社だけではなく、ほかに担い手協議会という先ほど申しましたような各地域の圏域での協議会もつくっておりますので、それとも連携して、しっかりやっております。

そして、あとはそういういろんな相談事がワンストップ化になるように、いろんな情報が集約できるように、そしてまた情報が共有できるように、そういったものを今、各団体にもいろんな情報がいろんなところにも入るような形で、そういったことを運営本部会議とか、そういう協議会の中で随時、協議とか進めながらやっているところがございます。

**○井上委員** 先ほどちょっと口蹄疫の復興財団の将来について、問題点の提起があったわけですが、誰もがみんな、この仕事にいる以上は、やっぱり心配しているわけですよ。みんな、物すごく心配しています。

だから、そのことも含めて、この振興公社の役割というのは、農地を確保して、それで活用しようとするわけですから、そういうことも含めて非常に役割が大きいと思うんですよ。

ですから、そこをきちんとした議論展開というか、論理的な整合性のあるようにしてもらわないと、なかなかちょっと難しいというか、こ

こだけで、ここを完成ですよねだけでは終わらない問題が、どんどん出てくると思うんですよ。

だから、財団との関係を今後、どうしていくのかとか、そういう点でしっかりと、ある意味での道筋というのを持つかないと、なかなかちょっと難しいのではないかなと。

もう、ばらばらで考えれば、ばらばら発言することも、私たちも可能なんだけど、それではちょっと成り立たないのではないだろうか。その口蹄疫からの復興というのが、完成しないのではないかっていうふうな思いがするわけですよ。だから、そこはどのように今後、考えられておるのか、そこを聞かせてください。

**○大久津地域農業推進課長** 委員おっしゃるように、公社の役割というのは、時代の要請で変わってくると思います。

そういった中で、農地の集積とか、先ほど言いました埋却地とか、そういう時代の背景の中でそこに全面的、また今は中間管理機構、そして6次産業化、こういったところが大きな役割という形で思っております。

そういった中では、この組織のありようというものと、また、職員というのも、今回、中間管理機構についても、本年度、モデル的にスタートをいたしましたので、人的には1名増という形にはなっておりますが、これから、もう対策事務が大きくふえてくると思っております。

そういった部分では、組織的な問題、人的な問題点については、現状を分析しながら、今後については、しっかり関係当局とも相談しながら、来年の体制を部内でもしっかり判断し、また、関係部局にも相談しながら、その対応は今後、考え、相談してまいりたいと思っております。

**○井上委員** やっぱり公社は、現実には、実効性のあるような形でのありようみたいなのが問われるわけですから、公社を県がつくっているということを含めて、やっぱりそこをしっかりと認識しておく必要というのが、今後、私は、あるんじゃないかなというふうに思いますね。

だから、財団として抱える部分はあったとしても、やっぱり公社として抱えている部分のところのありようというのをちゃんとこれから本当に議論をされた上での道筋と、それから役割というのをきちんとしといていただきたいというふうに思います。

それで、ちょっともう一つ、この漁業振興、これは協会なので、ちょっとあれなんですけど、ここでちょっと教えていただきたいのは、私、資料でいただいた、平成25年の漁業センサスというのあれ、丁寧に見せてもらったんですよ。

魚に興味がないかって言われると、魚にとっても興味があつて、きょう、議論されていますウナギの稚魚とかを、小林で一生懸命先生方がやっておられるのが、非常に興味のあるところなんですよね。

問題は、本当にもうかる漁業としてやっていけるようになるのだろうかというところが、変わりつつあると思います。林業も変わりつつあると思う。漁業はどうなるのかというのが、ちょっとすごく気になるところで、漁業はどうなるのでしょうか。聞き方が大まか過ぎて、もう非常に漠然としているんですが、正直どうなるのでしょうかという考えなんですよね。

また、確かに燃油の問題、円安が続くと、もっとひどい状態になる可能性って確かにあるんですが、宮崎県の漁業はどうなるのでしょうか。そこは誰が答えられるのでしょうか。

○成原水産政策課長 漁業センサスが最近出されまして、予想はしていたところもありますけれども、非常に私どもも厳しく受けとめております。漁業経営体が1,150数経営体ということで、5年前の1,400からすると、数百経営体が減少したということになっております。

今のところ、減少した経営体の階層を見ますと、一部、中規模の経営体もおりますけども、大半は零細な経営体のところが中心になって減少しておるんだらうというふうに考えておりますが、委員御指摘のとおり、本県の漁業というのは、後で報告のところでも触れる話ですけれども、カツオマグロ、それから養殖という部分で生産額の8割程度、これを支えております。残りが沿岸漁業ということになります。

どうしても、生産そのものを経済規模として確保しようとする、カツオマグロ養殖というのを守っていかなくやいかんということになるわけですが、ここで燃油高というところが大きく影響をしているというところで、我々は、それを経営体として守っていきたいということで、収益性の確保という観点から、今、いろんな施策を打っているところがございますが、どうなるかというポイントについては、非常に厳しい状況ではあるけれども、それは何とか、経営体別で支えていきたいというのは、我々の考えであるということだけ、お答えをしておきたいと思えます。

○井上委員 農業も林業も、今、女性の参入というのが結構多いんですね。漁業は、逆に引いておられる人が多いんですね、女性が入り込めない、そういう産業になりつつあるというふうになっていますよね。

やっぱり漁業は、マーケティングをきちんとしないと、そして売れる商品をつくらない限り

は、なかなか難しいと思うんですね。魚をとって、気仙沼に持っていくだけではだめだと思うんですね。

だから、そこをどうしていくのか、マーケティングのあり方と、それから商品開発っていうのが、きちんとどこがやってどうするのかっていうのが整理されていかないと、漁業は危ないんじゃないかなって、ちょっと思ってしまうわけですね。

だから、女性が参入できるというのは、女性が働けるような環境があるっていうことは、マーケティングが、それに一致しているっていうことなんですね。

だから、認定農業者がふえていくっていうのは、そのせいでもあるわけですね。そこをきちんと漁業の面でもやっけていかないと、じゃあ、どこがやるのかっていうことが、大変重要なのではないかなと、ちょっと心配しているところなんですけど、そこをきちんとやる部門は、じゃあ、どこがそれをきちんと調査しながらとか精査しながら、検証しながらやるのはどこがやるのかっていうのが、漁業組合だけに任せるのか。

75歳で新規漁業に参入して、すごいと書いてあったりするけど、それではちょっと将来的な漁業のありようっていうのが成り立たないのではないかなと、ずっと心配しているんですね。

だから、その議論がどこでできるのか。協会は、ちょっとそういう場所じゃないですね。だから、漁業についてのそういう場面というのが、私たちにも必要なのではないかなと。

きちんとした、このセンサスが出たのは、大変私はやっぱり、常々出ているのにもかかわらず、読むと新鮮ですね。そういう改めてまた

確認をするというような感じなので、やっぱりそこをきちんと、今回、これをいただいているので、平成25年度取り組みの概要っていうのを水産業・漁村振興長期計画っていうのをいただいているので、こっちとこっちとをあわせたりして見てみると、ああ、考えられてはいるとは思いつつ、そこにばしっとくるような何かがないと、ちょっとなかなか難しいのかなって思ってしまうんですね。

**○成原水産政策課長** 後ほどの報告の関係もありますので、手短にお答えしておきますが、やはり担い手というか、その主人公をどこに据えるかという問題については、やはり漁協系統組織が極めて重要であるというふうに考えております。

その点については、いわゆる系統が圏域的な販売組織をつくっていく。その中でマーケティング、それから商品づくり、そこに力を発揮していくような、今、機構、構図をつくる努力をしておりますので、そういった方面から解決の道を見つけていきたいというふうに考えているところでございます。

**○内村委員長** これのことについて、また後で、その他の報告のときにも、またあるんですよ。そこでまた質疑をください。

**○緒嶋委員** 内水面振興センターは、25年で一応、赤字体質から脱却できたというふうに理解していいわけですかね。これは県の補助とか預託金とかいろいろあるわけじゃけど、どういうふうに理解すればいいですか。

**○田原漁業・資源管理室長** 確かに、24年度の採捕と25年度の採捕の好転によりまして、収入がかなり増加したものですから、改善が進んだということは間違いのない事実でございます。

ただ、これがあと何年でっていうところまで

は、まだちょっと見通せない状況で、ただ、そのすごく展望は明るいというふうに考えております。ただ、やはり採捕というところに不安要因があるというところでございます。

**○緒嶋委員** 例えばの話じゃけど、採捕が26年度、もうこのようにふえておるわけですよ。そういう状況が続けば、何とか経営が立ち直ったというか、今までは、それこそどうにもならないというような感じで、県の補助とか預託金とかいろいろでカバーしながら、今まで来たわけですが、それは、将来的には、これはもうウナギの稚魚の問題、今は国際的に問題があるわけですが、そういう中では、ほぼ、将来展望が開けるような状況になってきたというふうに、一応、理解していいですか。

これは、単年度でわからんこと、もちろん決算はわかりませんが。

**○田原漁業・資源管理室長** 一時の5億円を超える負債が、現在は8,700万円となってございまして、もう正味財産は黒字で300万円を超えております。おっしゃるとおりでございます。

**○内村委員長** よろしいですか。

**○丸山委員** 口蹄疫復興財団について少し確認も含めてお伺いしたいんですけども、209ページに、活動指標がついておりまして、一番心配している悪い数字で、①に書いている県内の家畜飼養頭数が92%までしかなくなっていないというようなことで、ほかのところのこちらの資料のほうの6ページに、事業的には1からその他まで6事業ぐらい全部あるんですけども、それぞれ見たときに、この27年度に終わるものですから、この口蹄疫ファンドが、26年度まで、ある程度、もう予算化されていますので、27年が最後であれば、しっかり全てがうまく、100%に近い数字に復興してほしいなというイメージがあるも

んですから。

確かに、この口蹄疫復興は、農政だけではなくて、観光なり商工なり、全て網羅してやりましょうよということをやったんですけども、この5年間やって、今、5年に近づきつつあって、それぞれの分野がどのぐらい復興していて、足りないところに最後の27年度は集中投下するんだよってというようなイメージも、審議会か何かで予算のそれぞれ配分は決めていくって十分わかっているんですけども、そこをしっかりとチェックしていかないと、結局、一番重要な宮崎の復興はどうだったのかっていうふうに、何かわからなくなりそうな気がするものですから、その辺を含めて、特に家畜頭数なんか、伸びが、復興が悪いというように私は思っているんで、その辺を、26年度までは、もう予算化していますので、27年度事業あたりになって、どういう方向で考えているのかというのを伺いできればなと思っていますんですけども。

**○坊園畜産振興課長** この家畜飼養頭数については、畜産新生プランの目標に対しての頭数、牛と豚の合計数ということで出しておまして、委員おっしゃるとおり、25年度の実績としては、目標に届いていないという状況です。

平成23年、24年は復興という、再生ということを目的に、緊急的なところの事業等もやってきていたんですけども、25年から新たな成長産業へということで、今、ファンドの中身も少し変えてやっておるところでございます。

その中で畜産でいいますと、生産性を上げていくような取り組みも今、やっておりますので、この成果をしっかりと見ていきたいと思っております。

27年度については、まだこれからということでございますので、いずれにしましても、今、

やっている内容の成果等をしっかりと捉まえて、やっていかなければいけないというふうには考えております。

**○丸山委員** こっちの資料のほうの16、17、先ほど言いましたように、事業的に1からその他まで6事業があるんですが、それぞれしっかり検証をしてほしいと。どれが今、何%ぐらいが目標を達成しているから、どこが一番、達成率が悪いからっていうのを審議会の中でうまくやっているのかもしれないけど、恐らく各部局が張りついているものですから、自分の部局は守ろう守ろうというのをやっていて、本当に口蹄疫復興のこの1,000億円の基金を使っただけの毎年6億円ができてくるのが、本当に生かされたお金なのかなと。

27年が最後でありますというのが大枠でありましょうから、ここをしっかりとやっていただきたいというふうに思っています。特に、この主管課は畜産振興課がやっておりますので、その辺の意気込みを含めて改めて、この27年度に対する意気込みをお伺いしたいというふうに思っております。

**○坊園畜産振興課長** まずは、検証については、しっかりやっていきたいというふうに思っていますし、先ほど申しましたように、27年度以内ということで、今、やっている事業をどうしていくかということについては、関係部局と今、協議を進めているところでございます。

畜産運営につきましても、やっぱり口蹄疫からの復興ということで畜産が重要でありますので、しっかりやっていきたいというふうに思います。

**○丸山委員** ぜひしっかり検証をしていただいて、最後の年の27年度に、本当に復興できたという形をつけていただくことを望みたいと思

ますので、よろしくお願いたします。

**○前屋敷委員** 今の財団に関連してなんですけど、丸山委員もお話しになられましたけど、総合的にやはり口蹄疫の被害からどう立ち直るかという点で、このファンドの役割は非常に大きかったというふうに思うんですね。

もう総合的にいろんなところでダメージを受けたわけですから、そういった意味では、非常に効果はあったというふうに思います。

それと、細かいことになりまして、直接、こちらでのお答えには難しいかなと思うんですけど、地域振興のところで、報告書の126ページなんですけども、直接、農家の皆さんが一番、もちろんなんですけど、いろんな地域経済に影響を及ぼしたという点で、西都・児湯以外のところで、いろんな事業を起こすという点で、各自治体がこれは主体となって、いろんなイベントも含めてでしょうけど、取り組む事業に支援をするということなんですけど、業者に直接支援ということにはならないといういろんな縛りがある中で、自治体が主体となって、いろんな取り組みをやるということで、こういうこの事業が功を奏してきたと思うんですけど。

26年度予算では、かなりふやさされているんですよ。ですから、状況を農政の立場でつかめるかどうかわからないんですけども、そういった形で、それぞれの部門から予算要求含めて出されるんでしょうけど、それは総合的にはどこの部署で進めていかれるってということなんですか。

非常にニーズがあるといいますか、もっと要求があるということから、来年度、26年度予算もふやさされているんだろうなと思うんですよ。そういった意味では、もっと役割が求められているのかなというふうにも思うんですけどね。

**○坊園畜産振興課長** 地域振興分野についてということでございますが、これは、うちのほうで、財団のほうで所管をいたしまして、各地域から要望をとっているという状況でございます、市町村からですけども。

その中で、いろんな市町村の活性化に係るための事業ということで出しておまして、西都・児湯地域では、口蹄疫で一番被害を受けましたので、西都・児湯地域には、手厚くやっているところでございます。それ以外の地域につきましても、活性化につながる事業については、要望を受けた上で実施をさせていただいております。

**○前屋敷委員** 予算がふえたということは、より要望が強いというふうに見えていいんですか。

**○中田畜産新生推進局長** 今、課長が申し上げましたけれども、西都・児湯地域は被害が大きかったということで、一応、枠組みとしましては、西都・児湯地域の市町村については、5年間の間で1億円を補助しますと。その他の市町村については1,000万円ということで、一応、全体の枠組みを決めております。

その中で、その5年の間のどこで、どの年度で何を実施するかというところは、市町村の自主性を重んじてやっておりますので、たまたま25年度は24年度よりも、たくさん市町村から要望が出てきたということで、全体の枠組みは、ある程度決まっておりますので、その中で市町村の意向を十分反映した形で、一応、やらせていただいているということでございます。

**○前屋敷委員** じゃあ、26年度の予算については、実績と要望等にかみ合った形で予算をふやしているということでもないわけですね。西都・児湯以外は、その1,000万という上限を定めているということは動かないわけですか。

○中田畜産新生推進局長 市町村につきましては、その枠内で、一応、事業を実施していただくということになっておりますので、27年度は最終年度ですので、残りの例えば補助金がまだ使えるという状況であれば出てきますし、もう全部使っているところは、もう出てきませんということになります。

ですから、必ずしも100%使わないところももちろんあるんですけども、一応、最終年度に残されたものが出てくるというふうに考えております。

○前屋敷委員 はい、わかりました。いいです。

○内村委員長 よろしいですか。

では、その他の報告事項に関する説明をお願いいたします。

○向畑農政企画課長 農政企画課でございます。

お手元の冊子資料、平成25年度第七次宮崎県農業・農村振興長期計画、この資料に基づいて御説明申し上げます。

この資料は、平成23年6月に策定いたしました七次計画の進捗状況を、25年がどんなもんだったかということで作成しております、代表的なものについて御説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

まず、本県農業の長期計画の変遷について若干、御説明を申し上げます。

最初の計画は、昭和35年に宮崎県防災営農計画として作成されております。

当時は、甚大な被害を受けていた台風災害の影響を防ぐために、早期水稲とか施設園芸、畜産の導入が進められたところであり、本県農業の原点とも言える計画でございます。

当時、これを見ていただきますと、産出額が35年で271億円ということで、左のほうですけども、全国30位だったというところでございます。

以降、それぞれの時代の農業を取り巻く環境の変化とか、課題に対応した計画を策定いたしまして、現在の第七次計画に至っているところでございます。

その結果、1 ページ、左下でございますけれども、先ほど言いました30位だったものが、24年には第7位となっております、全国有数の農業県に成長したといったところでございます。

済みません、ページは飛びますけれども、5 ページをごらんください。この5 ページが、今のこの第七次計画の基本的な考え方でございます。

両開きでございますけれども、5 ページのちょうど真ん中あたりに4つの囲みがございます。もうかる農業の実現、循環型社会と低炭素社会の貢献、連携と交流による農村地域の再生、責任ある安全な食料の生産・供給体制の確立といったところで、いろんな事業を私どもは進めているところでございます。

今回、この事業の中、この計画に沿った形で御説明申し上げますので、済みませんが2 ページにお戻りください。

グラフの見方ですけども、各年ごとのそれぞれの年の実績値、平成25年のとこに掲げております括弧につきましては、目標値に対する達成度を示しております。

認定農業者数ですが、最終年度の目標が9,100と、後ろのほうの資料にはあるんですけども、9,100というふうになっておりますけれども、計画を若干下回っております、25年度は8,409となっております。これが4年前と比較して659名の減となっておりますが、女性認定農業者については若干の増加傾向になってございます。

この認定農業者が減少したというのは、やっぱりいろんなアンケート調査等をやっております



すと、高齢化による再認定の申請を行わなかった方が増加した点でございます。27年度から国のほうのいろんな事業の中で、例えば米の経営所得安定対策などについては、認定農業者等に限定されると、そういった資格がないとできないよというような部分がございます。新たな認定者の掘り起しや再認定の推進、一度、認定作業をしてくださいよということで、そういった作業を進めることが大変重要であろうかと、かように考えているところでございます。

続きまして、集落営農でございますけれども、この真ん中がございますが、この集落営農組織について、これは目標値が150ございまして、25年が129、95%達成になっているんですけども、なかなかこういったデータを見ますと、厳しい部分もあるんですが、認定農業については、だんだんと理解が深まり、また、いろんな今、経済情勢もございまして、ふえてきているのかなというふうに考えております。

農業法人につきましては、法人数も、農業からの法人化といった集落営農も含めてなんですけれども、進めております。

そして、他産業からの参入というのが、じわりじわりとふえてきているなというのが、ここで考えられるところです。

この農業法人のちょっと下なんですけど、新規就農者数です。これを見てくださいと、新規就農者につきましては、25年が290名ということで、法人就農、先ほど言いました法人数の増加等々もございまして、法人就農がふえておまして、自営のほうは173というような形になってございます。

2ページの一番下のほうですが、耕作面積と認定農業者への集積率、ここにつきましては44%となっております。今後は今、進めておりま

す農地中間管理事業におきまして、担い手の農地集積、今後、10年間で80%まで拡大することといたしておりますので、そのためにも認定農業者等のその連携、また市町村との連携が、非常に大事になってくるかなというふうに考えてございます。

右側が、畑地かんがい施設整備面積でございます。やはり農地集積を行う上で、生産性の高い畑作営農の確立が重要でありますことから、この整備とあわせて、やはり畑かんマイスター等の普及啓発も、計画的に今、進めているところでございます。

申しわけございませんが、ページをめくっていただきまして、3ページをごらんください。

これにつきましては、農産物の輸出でございます。東アジア輸出の拠点というふうに、昨年6月に位置づけをつくっております香港事務所を中心に、マーケットインの視点による輸出拡大に取り組んだ結果、カンショや牛肉の取引が拡大したところでございまして、26年度につきまして、今年度ですけれども、スイートピーを輸出品目として開発するために、今、集中プロモーション等を実施することとしております。

中段の水田の基盤整備等につきましては、水田圃場の整備、水利施設の長寿命化を計画的に進めておまして、生産性の高い水田営農を確立すると。また、畑地と同様に、農地中間管理機構による担い手への集積を推進することといたしております。

下のほうでございます。これは試験研究、本県でも、今、一生懸命取り組んでおります。大学や企業と連携した農薬分析の技術の開発等々でございますけれども、その現場ニーズに基づく試験研究を早期に進めまして、早く現場におろして、農業者の所得向上につなげていくとい

うことにいたしております。

この右側のやはり新技術の普及件数にありますように、可及的に速やかに進めなくちゃいけない部分だなというふうに考えているとでございます。

4ページでございます。4ページにつきましては、やはりこの上段に燃油使用料とエコフィールド等が書いてございます。なかなか今の化石燃料からの脱却、炭素社会からの脱却といった中では、やはり施設園芸における木質バイオマスの暖房機とかヒートポンプの導入等を行いまして、燃油価格の影響を受けにくい施設園芸農業を推進するとともに、畜産における鶏ふん、ボイラーによる発電とか、焼酎かす等を原料とした、エコフィールドの生産による環境資源型農業を推進しているところでございます。

中段の農商工連携や農林漁家の民泊についてでございますけれども、昨今、グリーンツーリズム等々もございます。そういったところを後押しすることによって、集落のまとまりをつくっていききたいというふうに考えております。

この6次産業化につきましても、先ほど来出ておりますように、農業振興公社にワンストップ窓口としてサポートセンターもつくっておりますし、また、いろんなところと連携を深めて今、対応を進めているところでございます。

この下のほうの中山間地域等の直接支払い等でございますけれども、こういった制度を活用いたしまして、やはり農家だけではなく高齢化も進んでおりますので、非農家と連携したいろんな対応、例えば棚田の石垣の保全とかそういったところにも、こういった多面的機能の維持を、こういった制度を活用しながらいききたいというふうに考えておまして、ここについても、面積については大分ふえてきているんじゃないか

なというふうに考えております。

最後ですが、鳥獣被害に強い農業の確立と。やはりいろんな話を聞きますと、鳥獣を近づけない集落環境づくり、ここが大事ですので、そういったところをモデル集落として育成いたしますとともに、鳥獣被害マイスター等の人材育成を行っております、一部の集落では、被害の額が減少しているといったところも見られます。

また、後ほど報告の中で詳細については御報告させていただきます。

以上、主な取り組みの概要についてですが、7ページ以降につきましては、より詳しく記載しております。

さらに、25ページ以降につきましては、地域のアクションプランの取り組み状況についても記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

農政企画課は以上でございます。

○成原水産政策課長 水産政策課でございます。

お手元に、同じように青い表紙の冊子がお配りしてあると思います。青い表紙のものです。よろしいでしょうか。

これの1ページをお開きください。

第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の平成25年度の取り組みの概要について御説明をいたします。

まず、本県の水産業、長期計画の変遷につきまして、1ページの上のほうに掲載しております。

63年度までは、県の総合長計の一部でございましたけれども、平成元年以降、水産業振興長期計画として独立して策定するようになっております。

一次の水産業振興長期計画につきましては、

当時、徐々に進行しておりました海外漁場の制約等、水産業を取り巻く内外の諸情勢の変化に対応して、新たな水産業の発展を目指して策定しておりますけれども、その後は、水産資源の管理、あるいは諸外国の200海里設定によるカツオマグロ漁場の縮小、魚価の低迷、燃油の高騰等に対応して、現在の第五次計画に至っているところでございます。

この結果、下の左のグラフになりますけれども、本県の生産額は、現在、全国で13位前後で推移しておりますけれども、右のグラフのほうに目を移していただいて、折れ線グラフをごらんいただきますと、これが生産額の推移になっておりますけれども、漁業の厳しい情勢を受け、本県の漁業生産額は徐々に縮小をしております。

先ほども申し上げましたけれども、この棒グラフのほうをごらんいただきますと、全体の8割をカツオマグロ漁業養殖が占めておりまして、これらが本県の漁業を支えているという中ですが、これらは、コストの増加の中で、収益性の確保は非常に厳しいという状況になっておりまして、これを解決するというのが喫緊の課題になっているという状況にございます。

次に、2ページをごらんください。

一番上に、第五次計画の基本目標を掲げております。持続可能な水産業として書いておりますが、下のほうに書いてありますように、いわゆるもうかる漁業づくりというのが目標でございます。

このため、下の政策体系の図にありますように、3つの大きな柱、水産資源の適切な利用管理、それから安定した漁業経営体づくり、それから漁港機能の強化と漁村の活性化といったもので、もうかる漁業へ再生することを目指しているところでございます。

次に、3ページをお開きください。

主な指標等の推移によりまして、各事項の進捗状況を御説明いたします。

その前に掲載しておりますグラフにつきまして、青い点線が表示してありますけれども、これは平成27年度時点の目標値を示しております、括弧内に掲げる数字は、平成25年度における達成度でございます。

まず初めに、(1)の水産資源の適切な利用管理についてでございます。

アの水産資源の回復と適切な利用の推進に関する取り組みにおきましては、科学的な資源評価に基づく管理を推進しております、真ん中の表に示しているのが、一例ですけれども、魚種別の資源評価、これをやっております。

そして、これを左のグラフの今、18件の資源管理計画をつくっておりますので、この中に反映をさせまして、稚魚の放流はもちろんのことですが、禁漁区、漁獲サイズの制限等を実施しているところでございます。

また、右のグラフになりますけれども、日ノ灘の水産生物の生産性を向上させるため、マウンド礁や増殖場の整備を進めて、あわせて資源の維持、回復に努めているところでございます。

次に、イの水域環境の保全と環境変化の対応に関する取り組みでございますが、海における養殖場の環境を保全するため、左側のグラフにありますけれども、飼育尾数、あるいは水質の基準を定めた漁場改善計画に基づきまして、安全・安心な生産体制を推進したところでございます。

また、右のグラフのとおり、沿岸漁場の生産力の向上のため、漁業者グループが行います藻場造成、あるいは干潟の保全活動を支援しております。

今後とも、水産資源の適切な利用によりまして、維持回復に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の安定した漁業経営体づくりについてでございます。

アの収益性の高い漁業経営体の育成に関する取り組みでございますが、まず、視点は、漁協とか系統組織の合理化という視点で見たいと思いますが、県全体の経営体数あるいは生産額が減少する中で、事業収支で漁協に赤字が発生するなど、今の体制のままで事業を継続すると、かえって組合負担が増加する懸念があります。

このため、グラフの左側に示しておりますように、信用事業の信漁連の譲渡を初め、経済事業の合理化を推進しているところでございます。

次に、経営体の収益性の向上について、個々の経営体についてでございますけれども、右側の表に示しておりますように、漁船の小型化によるコストの削減と漁獲物の付加価値向上を組み合わせた経営モデルの実証に取り組みまして、19トン型のカツオ船において収益性向上による経営安定効果を確認したところでございます。

次に、4ページ目の上のグラフをごらんください。

次に、視点は、漁業者の収入所得の安定についてというところで見たいと思いますが、国の助成制度がありますので、これの利用を推進したところ、左側のグラフにありますように、共済加入率が向上しますとともに、真ん中のグラフになりますが、補償の対象額であります漁業共済金額の増加とあわせて漁業者負担の軽減が図られ、漁業者の収入安定に一定の成果があったところでございます。

また、右側のグラフにありますように、燃油高騰の影響緩和を図るため、国の燃油高騰対策である漁業経営セーフティーネット構築事業の加入を促進いたしました。

次に、イの競争力のある生産・流通の構築に関する取り組みですが、左側のグラフにありますように、漁協直販やブランド品の販売は堅調に推移しているところでございますが、一層の付加価値向上や販路拡大を図るため、右のグラフにございますように、加工業者等との連携による商品づくりを推進したところでございます。

今後は、先ほども御指摘ございましたけれども、やはり基盤となります漁協系統組織による全県的な販売体制の構築という中で、製品づくり、それから販路拡大を強化しまして、水産物のビジネス拡大に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(3)の漁港機能の強化と漁村の活性化についてであります。

アの漁港機能・漁業生産基盤の保全・強化に関する取り組みでございますが、左側のグラフに示しますとおり、港内の安全性を確保するための防波堤等のほか防風柵を整備し、漁業者の財産保全と作業環境の向上を図るとともに、策定した機能保全計画に基づき、漁港機能の適切な保全を図ったところでございます。

最後に、イの漁村振興・地域活性化に関する取り組みでございますが、左側のグラフの棒グラフは、海面漁業の新規就業者の推移を示しております。平成25年は54名となっております。

また、折れ線グラフには、就業後3年以内の定着率を示しておりますが、約8割から9割程度が漁村地域の担い手として定着しているところでございます。

また、内水面においては、右側のグラフに示

しましたとおり、チョウザメ・キャビアの生産・販売体制を推進した結果、養殖業者数が21業者に増加しているところでございます。

今後とも、漁業生産の基盤としての重要な漁港機能の維持・向上や、担い手の確保及び漁業者グループの活動の促進等によりまして、漁村等の地域の活性化を図ってまいりたいと思っております。

以上が、主な取り組みの概要についてでございますが、5ページ以降につきましては、それぞれの施策に対する取り組み状況をより詳しく記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

**○内村委員長** 済みません、ちょっと今、説明の途中ですけれども、ここでちょっと休憩をとらせていただきます。

午後2時55分休憩

---

午後2時59分再開

**○内村委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

**○戎井連携推進室長** 地域農業推進課連携推進室でございます。

農地中間管理事業の取り組み状況について、常任委員会資料の24ページ、こちらで御説明させていただきます。

1の1)ですが、組織体制の整備についてですけれども、農地中間管理機構である県の農業振興公社、こちらで6名増員をしまして、機構業務を実施できる体制を整えております。

また、地域レベルでは、機構が市町村やJAと業務委託契約を締結し、市町村職員のほか連携推進員22名、農地相談員24名の体制で、地域が一体となって推進する体制を整備してござい

ます。

2)でございますけれども、県の農地集積目標についてです。県内の耕地面積6万8,500ヘクタールのうち、担い手への農地集積率を現在の51%から10年間で80%まで引き上げる目標を掲げてございます。

3)の推進状況についてですが、本年は初年度でもあり、旧市町村単位でモデル地区を設定し、人・農地プランを基本とした集落での話し合い活動を推進しております。

制度の円滑な実施に向けて、県レベルでの検討会議や市町村への説明会などにより、関係者の意見を聞きながら進めているところでございます。

次に、去る7月に、機構で農地の受け手の公募を行いましたので、その結果をご報告させていただきます。

結果としましては、借り受け希望者数101名、希望農用地面積693ヘクタールという結果でしたが、詳細に見てみますと、モデル地区で絞って公募を実施した市町村では、相当の応募者がありましたけれども、応募の感触をつかみたいとして、市町村全域を対象に試験的に公募を実施してみた市町村においては、応募が少ない結果となりました。

今後は、第2回公募を10月、第3回公募を1月に実施予定ですが、次回以降は本格公募として、認定農業者等を対象にきちんと周知活動をした上で、モデル地区に絞った重点的な公募を実施してまいりたいと考えております。

次に、次のページの3、機構を活用する上での基本的な考え方と進め方について、説明させていただきます。

まず、1)ですが、高齢化が進む中で、農地流動化、耕作放棄地対策、効率的農地利用の観

点から、本事業というのは、非常に重要な役割を果たすということで、十分こちらを、この意義を地域に説明をしまして、本事業を活用していこうとする地域の機運を醸成してまいりたいと考えております。

2) ですが、機構を活用した場合、下の注にあるとおり、各種協力金が用意されております。特に地域集積協力金、こちらについては、その使途を地域農業の発展につながるよう市町村等も交えて地域内で十分議論をしていただきまして、例えば、下に①から④まで掲げてございませうけれども、そういったような基盤整備であるとか、土地改良負担金の軽減であるとか、集落営農の組織化であるとか、そういった地域での発展につながるような取り組みに活用していただくことが可能でございますので、そのようにしていただき、これをもとに農地流動化の原動力にまいりたいと考えてございます。

3) でございますけれども、地域の農業の将来像である人・農地プランを基本に見直すとしておりますが、地域集積協力金については、人・農地プランにおいて、地域が目指す農地利用であるとか、担い手確保、また産地のあり方について、きちんとビジョンを示していただいた地域にお支払いしていこうと考えております。

4) でございますけれども、県内各地域の実情というのはさまざまでございますので、ここに掲げてありますような①から⑧の活用パターンに基づき、地域ごとの実情に即して機構の活用を推進してまいりたいと考えております。

最後に、今後の進め方でございますが、モデル地区での事業を推進し、中間管理権の取得・貸し付けまで行うことはさることながら、法人間での農地の分散・錯圃の解消であるとか、法人と山間地域の連携の仕組みづくりなど、こう

いった新しいことをしていきたいと考えております。

また、集落営農を推進するとともに、モデル地区以外の集落でも、ことしから人・農地プランの見直しに各地域で着手していただきまして、来年度以降の農地中間管理事業の活用につなげられるよう、種をまいりていただきたいと考えております。

また、人・農地プランの見直し等、地域の議論を円滑に進めるためにも、農地情報の地図化というのは必要でありますので、農業委員会における農地台帳システムの整備についても、国レベルのシステムの開発にあわせて進めてまいりたいと考えております。

○和田食の消費・安全推進室長 営農支援課食の消費・安全推進室から御報告をいたします。

資料の26ページをお開きください。

仮称でございますが宮崎県食の安全安心条例の制定についてでございます。

まず、1の基本的な考え方でございますが、これにつきましては、27ページのほうのポンチ絵のほうで御説明をさせていただきます。横書きになっております。

左側のほうに、上のほうでございますが、宮崎県食の安全・安心基本方針とございます。現在、この基本方針におきまして、関係者の役割、それと施策の方向性の中で8つの基本的施策等を定めておりまして、これに基づいて、食の安全・安心対策を総合的に推進しているところでございます。

しかしながら、食の安全・安心を取り巻く現状といたしましては、いまだに続く産地偽装とか食中毒、そして外食メニューの不当表示の問題など、消費者の食に対する関心は高まっております。食の安全・安心の確保に向けた、一

層の取り組みが求められているとごさいます。

矢印が書いてありますが、右側のほうをごらんください。右上の条例制定の基本的なところをごらんください。

食の安全・安心の確保に関しまして、基本理念を定めまして、関係者の責務や役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を条例において定めまして、食の安全・安心の確保に関する取り組みにきまして、生産から流通・消費に携わる方々の理解醸成を図るとともに、施策を総合的かつ計画的に推進してまいりたいと考えております。

これらの取り組みによりまして、本県の食に対する一層の信頼確保につなげ、ひいては、本県の取り組み姿勢を県内外に示すことによりまして、本県の農林水産業やフードビジネスの振興と発展に寄与していきたいと考えております。

以上を踏まえまして、現行の宮崎県食の安全・安心基本方針を強化する形で、今年度中の条例制定を行っていききたいと考えております。

条例に制定する内容につきましては、その右側の下のほうでございしますが、前文を初め目的・定義・基本理念・関係者の責務また役割を規定する総則、そして推進計画等の章、そして最後に食の安全・安心の確保に関する基本的施策を定めていききたいと考えておるところでございします。

26ページのほうに、申しわけございませぬ、お戻りください。

次に、2の制定に係る体制についてでございします。

副知事を会長とします現行の食の安全・安心対策会議におきまして、関係部局の協力を得て、制定作業を進めていききたいと考えております。

また、食品関連事業者等から意見を聴取しまして、県民の方々に対しても、パブリックコメントを行っていききたいと考えております。

次に、3の今後のスケジュールでございします。

現在、食の安全・安心対策会議におきまして、条例素案の検討を行っていただいております。10月には、閉会時の常任委員会へ骨子案をお示ししまして、その翌月にはパブリックコメント、そして関係団体等への意見照会を実施したいと考えております。

その上で、翌年2月に議案を提出させていただきますまして、議会での御審議をお願いしたいと考えております。議会での承認を得られた暁には、来年4月に施行したいと考えております。

次に、4の九州各県の条例制定状況でございします。

ごらんのとおり、未制定が福岡、長崎、宮崎の3県という状況でございしますが、長崎におきましては、今回の9月議会で上程を行ったと聞いております。

以上で、宮崎県食の安全・安心推進条例の制定についての御報告を終わります。

続きまして、委員会資料の28ページをお開きください。

野生鳥獣による農林作物等の平成25年度被害額についてでございします。

本県につきましては、昨日、環境森林部の審議におきまして、同じ資料で説明が行われておりますので、重複する部分につきましては割愛しまして、私からは、農作物関係を中心に説明させていただきます。

まず、1の平成25年度被害の状況についてでございします。

(1)の部門別被害の状況のうち、農作物につきましては、平成25年度の被害額は7億2,978

万円となっております、平成24年度の10億415万円に対しまして、被害額が約2億7,000万円の減少となっております。

次に、(2)の作物別被害の状況につきましては、水稲、野菜、飼料作物、果樹の順で被害額が大きく、4部門の合計被害額が約6億5,000万円となりまして、被害総額の約8割を占めておるところでございます。

次に、(3)の鳥獣別被害の状況につきましては、イノシシによる被害額3億5,190万円と、鹿による被害額3億2,895万円を合わせまして、約6億8,000万円となりまして、この2つの獣種だけで被害総額の8割を超えておるところでございます。

次に、29ページの2の被害増減の要因についてでございます。(1)と(2)にありますとおり、鳥獣被害対策支援センター等の支援によりまして、地域における集落が一体となったソフト対策の取り組みとともに、交付金を活用しました進入防止柵の整備が進んだことによるものと考えております。

次に、3の今年度の主な取り組みについてでございます。(1)と(2)にありますとおり、鳥獣被害対策緊急プロジェクトに基づきます、地域における被害対策のリーダーの育成やレベルアップとともに、集落が一体となりました、鳥獣被害に強い活力ある地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

営農支援課食の消費・安全推進室からは以上でございます。

**○日高農産園芸課長** 農産園芸課でございます。

早期水稲の作柄と価格の動向につきまして、御報告申し上げます。

30ページをお開きください。

今年の早期水稲の生育状況なり作柄でございます。

ます。一番上にございますように、6月の梅雨の時期から7月上旬にかけてまして、日照不足と低温の影響がございました。その梅雨明け以降につきましては、高温・多照で推移したんですけども、その後、収穫時期に台風等の影響によります降雨等によりまして収穫作業がくれまして、最終的に4日ほど、さらにおくれた状況でございます。

その結果、作柄の概況のところにございますけれども、全もみ数につきましては、平年並みということございまして、もみ数、それから登熟の状況についても、台風等の影響はあったけれども、平年並みというような状況ございまして、国から発表されました作況指数につきましては102ということで、やや良という状況になってございます。

こういったものを受けまして、下の生育状況並びに検査状況、その検査状況のところでございますけれども、8月15日現在で国から公表されたものでございますけれども、26年産、合計で1万9,456トンということで、昨年との2万4,000トンに比べまして6,000トンほど減ってございます。

これにつきましては、生育状況が全体的におくれたということで、晩稲の品種・夏の笑み等でございますが、こういったものの収穫がまだ始まってなかったということもございまして、その分の収量が減っている状況でございます。

この後の例えば9月15日であるとか、こういったものの中では、収量が十分確保されるというふうにございます。

そういった中で、1等米につきましては、全体の77.2%というところございまして、昨年よりも10ポイントほど上昇しているというふうな状況でございます。



また、こういった中にありまして、2番目の価格の動向でございますけれども、まず、下のほうの(2)の相対取引価格の推移をごらんいただきたいと思っております。

これまで、21年産からずっと上のほうに上っておりますけれども、25年が1万4,486円程度で相対取引が行われてございます。これに比べまして、全国は普通期水稲が中心でございますけれども、1万4,000円弱というような状況であったところでございます。

このような状況の中で、本年産のコシヒカリの相対取引価格でございますが、(1)の表に戻っていただきまして、7月27日までの当初の販売価格が1万4,400円ということで、昨年の相対取引価格の月に比べまして、ほぼ同価格の水準だというような状況でございます。

それ以降、ことしの場合は、先ほど申し上げましたが、収穫時期が若干ずれ込んだということもございまして、この8月31日までの1万2,900円と、このような相対取引価格が多くなっているというふうに、類推されるところでございます。

次に、31ページでございます。

全国のお茶まつり宮崎大会の概況についてでございます。

この全国お茶まつり宮崎大会でございますが、それに先駆けまして、全国茶品評会というものが、8月26日から29日の4日間、開催されたところでございます。

審査会場につきましては、花ヶ島にございます茶の流通センターということで、全国から827点の出品がございまして、本県からも92点の出品がなされたところでございます。

この827点の点数につきまして、全国団体から委嘱されました20名の審査委員の方々に審査を

いただいたところでございます。

以下、本県に該当します4つの部門につきまして表を載せてございますが、普通煎茶の部門、10キロの部門につきましては、出品点数が全体で101点ございまして、宮崎が29点出品されたところでございます。最高位は、都城市の村岡さんでございまして、2位に入っておられます。

また、普通煎茶4キロの部では、出品点数102点、全国でございましたが、そのうち宮崎が12点ということでございまして、最高位の方が、本県では都城市の大石さんが15位に入っておられます。

次に、蒸し製玉緑茶でございますけれども、全国から110点の出品がございまして、宮崎からは、うち14点でございます。1位、2位、3位、それから5位、6位という部分につきまして宮崎県が入りました。1位につきましては、新富の新緑園さんでございます。

また、釜炒り茶につきましても、出品点数103点のうち宮崎が37点というもののの中で、これは1位から14位まで、宮崎県が独占をしたということでございまして、五ヶ瀬町の坂本さんが1位になっていらっしゃいます。

それぞれ備考のところにございますように、上位のものにつきましては、農林水産大臣賞であったり、もしくは生産局長賞というものの授与が見込まれているところでございます。

また、あわせまして産地賞といたしまして、中段でございますけれども、蒸し製玉緑茶と釜炒り茶の部分につきまして、それぞれ新富町さんと五ヶ瀬町さんのほうが、産地賞ということで優勝旗を授与されるということとなっております。

今後の予定でございますけれども、先日、各

委員の皆様方に御報告申し上げましたけれども、昨日、入札の販売会がございました。この入札販売会が終わったところでございますけれども、これ以降、青年の集い、それからお茶まつりの式典、それから消費拡大イベントということで、お手元にもチラシを配付させていただいてございますけれども、11月の1日から2日にかけて、市の総合体育館、もしくは宮崎駅周辺というところの中で、こういうお茶まつり関連行事というものを開催させていただくことになってございます。

農産園芸課からは以上でございます。

**○内村委員長** その他の報告事項に関する執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

**○丸山委員** 中間管理機構についてお伺いしたいんですけども、人・農地プランの見直しは必要というような話が出てきているんですが、具体的に旧44市町村なのだと思っているんですけども、どれくらいの見直しが必要だというふうに認識されているのかというのを、まずお伺いできればなと思っております。

**○戒井連携推進室長** 人・農地プランについては、各市町村でも取り組み状況にばらつきがありまして、集落単位である程度つくっているところもあれば、そうでないところも多うございます。

実は、そうでないところのほうが、とりあえずつくったけれども中身までは、例えば数年後にどの農家がやめていって、どの担い手に預けていくのか、こういったところまで練れているプランというのは、実際は少ない状況です。

ですので、基本的には全市町村で、全集落ごとに、例えば市町村全域でつくっているところもありますので、そういったものは集落ごとに

つくっていただくように、この農地中間管理事業を進める中で、人・農地プランをしっかりとつくっていただく、ここから始めたいと思っております。

**○丸山委員** そうなりますと、かなり市町村のマンパワーなり含めて、すごく必要だというふうに思っているんですけども、市町村の受け入れ態勢、県のほうの公社のほうは人員をふやしたりとかしているんです。地域連携の人数をふやしているんですけども、その人たちの動き次第で、かなり変わっていくと思っているんですけど、その辺の市町村との連携っていうのは、いろいろな会議なんかも踏まえていると思っっているんですけども、できれば、私からすると、なかなかもう本当はこう、みんなでボトムアップ式でつくってほしいんですけども、ある程度、県のほうで、あなたの地域はこういう地域だよねというようなサゼスチョンまでしないと、なかなかゼロからスタートしようとしても、難しいんじゃないかなという思いがあるんですけど、どのような進め方をされているんでしょうか。

**○戒井連携推進室長** 確かに、委員おっしゃるとおり市町村のマンパワーも少なく、やはり、ただ一方で県も市町村もJAも含めた体制をきちんとして、一致団結して進めていくことが大事であると考えています。

ブロック単位であるとか、あとは市町村ごとに県、あと公社で随時説明に行きまして、今、モデル地区を本年度は進めています。

モデル地区についても、具体的にどのようにやるか。具体的に、その集落に入って、説明の段も含めて、市町村、JAだけではなくて県も公社も行って、それぞれどのように進めたいかというのを一緒に相談して考えているところです。

ただ、来年以降、もっと地区をふやしていかないとはいけませんので、その段でどうしていかってというのは、新たな人員を配置する検討が必要であるとか、そういったことは考えていかないとはいけませんし、あとは、今回、モデル地区でやったようなことで、なれてくれば、各市町村だけでもできるようなものもあると思いますし、また、成功事例を横展開していくように事例集などをつくって、各地域が取り組みやすいような下地をつくっていきたいと思っております。

**○丸山委員** 地域でやっぱり一番問題になるのは、あの人の意見が意図的に精神的に、言いかえたら、あの人は嫌いだから、あの人が借りたくないという、本当に今、実際にいっぱいあるものですから、そういうのを乗り越えないといけないんだよっていうのを具体的にできれば、モデルのほうではやっていただいて、それをどうやって乗り越えられるのか、そのときにコーディネーターがどうなのかっていうのを含めて、ことしが一番初年度ですので、しっかりそこを見据えてやっていただきたいなとお願いしたいというふうに思います。

あともう一つ、農業委員会における農地台帳のシステムなんですけど、これ、地籍調査が終わってないと、非常につらいついていう話を聞いているんですけども、これがちゃんと全市町村、どのような形でうまくシステム上、動いているのかっていう、26市町村のうちに、どれくらいちゃんとすぐにも移行できているのか。

また、しっかりこれが移行していかないと、なかなか進まないんじゃないかなと思ってるんですけど、その辺の支援をどう考えているのかをお伺いしたいというふうに思っております。

**○戒井連携推進室長** 農地台帳につきましては、

今、整えているものについて、全国レベルでは、その各地域の情報を含めて、それを地図化できるようなシステムを、全国レベルでつくっています。そのシステムに合う形で、データを今、各市町村では整備をしているところです。

一方で、地籍調査とかそういう整理が、できてないという地域があるというのも承知しております。できている市町村、できていない市町村まちまちでありまして、ちょっとデータがありませんが。

済みません、地籍調査については、ちょっと情報はありませんけれども、それ以外の部分で、そのシステム化ができている市町村というのは、1市町村を除いてほかの地域では全てシステム化ができていますので、そこを全国のシステムに合うように、データベース化を今、進めているところでございます。

**○丸山委員** この農地中間管理機構というのは聞こえは物すごくいいんですけども、本当に動くのかっていうのが、いろんなシステムがかみ合って、なおかつマンパワー、地域の人たちの理解ができないと無理だと思っておりますので、我々もいろんな情報をいただきながら推進をしていきたいと思っておりますので、頑張ってくださいというふうに思っております。

**○緒嶋委員** それぞれの農業・農村の振興長期計画ですけども、問題は、もうかる農業というのはどういう農業かということでしょうね。そこで生活ができない、もうかれれば、数字的には、もうどのくらいになりますというけど、1戸とか法人としてどういう経営をすれば、所得がどのくらいになるとかという、地域的にモデル的なものはつくれんのかどうかです。

ここ、生産量が、どれだけ数字がなりますという数字だけでは、もうかる農業というふうに

は言えんのじゃないかと。どういうふうに具体的にそこを、こういう経営をすれば、もうかる農業ができるんだというものが、モデル的なものをつくって、また、中間管理機構ともうまくみ合わんにゃいかんわけですけども、そのあたりはどういうふうに考えておるんですか。

**○向畑農政企画課長** 委員おっしゃるように、なかなかやっぱり個々の農家さんだけでは厳しい部分があります。

ただ、一方で、そういった人たちが集まって集落営農がされる、もしくは法人となられる、そしてJAの各部会があります。そういった既存の組織も強力に推進する必要があるかなということ、私どもは産地経営体モデル育成事業というのに取り組んでおります。

これは、そういった方々と一緒に、決して部会さんとか集落組織だけでやるんじゃないで、私どものJAさんとか普及センターとかそういったところが、本当にそこがもうかっていくのかとか。

例えば、ビジョンをつくっていかなくちゃいけない、販路を見つけなくちゃいけないといったような、いろいろな課題を一緒に検討しているということで、今年度は14のモデルをつくっておまして、そこで、その課題をしっかり私ども向き合った上で、次年度に結びつけていきたいと。

なおかつ、国がここまで大きな農業改革を進めておりますので、そういったことも十二分に活用しながら、取り組んでいかなければならないというふうに考えているとでございます。

**○緒嶋委員** いずれにしても、もう農協改革等も言われておるわけですね。やっぱり農協が、農業者のための組織じゃないといかんわけですよ。

どっちかと言えば、農家を踏み台にしたトップのための組織じゃないかというような議論もなされておるわけで、その中で、やっぱり集落営農にしてよかったと。そして、そこで生産が上がり所得も確保できた。個人で規模拡大してもそういうこと、そのためには輸出して、宮崎県でできたものを対外的に海外にも売っていかん。また、地産地消も含めて循環型のものをつくっていかんといかん、いろいろあると思うんですね。

そこ辺のモデル的なものをやはり積み上げながら、本当にこの少子化、また後継者不足、そういう厳しい中でも生き残れる農業、もうかる農業というのを目指して、宮崎県ならこういう農業をすれば、その生き残り農業になるんだ、また水産にもなるんだというものを、やっぱりちょっとモデル的なものを考えながら、一つの指標として、生産量がどのくらいになりますだけでは、もうかる農業にはならんわけだから、そこ辺を詰めていくということが、私は一番重要じゃないかなという気がするんですけど、そのあたりはどうですか。

**○向畑農政企画課長** 委員が今、おっしゃったように、私ども、国の事業を例えば農地の中間管理機構があつたりとか、いろんな組み合わせがありますけれども、その一つ一つに取り組むのはすごく大事なことなんですけれども、それを総体的にやっぱり見なくちゃいけない。

先ほど言いましたように、私どもが、今度、産地経営体モデル育成事業に取り組むのは、まさしくそこだと思っております。ただ、産業施策として取り組む部分と、中山間地域でございますので地域施策も含まなくちゃいけない。そうなったときに連携をどう持っていくのか。

例えば、平場の法人さんと中山間地域の方た

ちと、品目を何にして、そしてどういった形で持っていくのかと、こういった部分をやっぱり検証しとかなないと、国の事業があったから、それを活用することによって、一過性の部分でやっぱり終わらせるわけにはいきませんので、今、委員のおっしゃったことは、十二分に私どもは理解した上で、このモデル育成事業をしっかりとしたものにしていきたいというふうに考えているところです。

**○緒嶋委員** そういうものが一つの核になって、その波及効果というか、そういうもので裾野が広がって、あの地域のような生産というかそれをやれば、何とか生き残れるというふうに、やっぱりみんなは危機感を持っているわけですね。

何とかして前に進みたい。しかし、どう進んでいいかわからない。これはもう行政の中で、やはり自給自足的なことだけではどうにもならんわけで、やっぱり外に向けて物を売って、その収入を得て生活するわけですから。

それから、東アジア、東南アジアに向けての県の意気込みというものもいいわけですが、まだまだ今が緒についただけだから、はっきり言って、香港に行って、どれだけその本当に宮崎棚でこれ、どれだけ宮崎のものがあるかと見ると、まだまだ、これが宮崎棚かといって、ある意味では、努力は買うけど、実際、まだまだですね。

そういうものを見た場合に、本当にやっぱり行政も経済団体、農協も、個々の農家も、やっぱり一体的なそういう総合的な検討をしながら、やはり地域の特性を生かしながらやるという、そういう組織体を含めてやらんと、行政だけがどんなに掛け声をかけても後継者もいない。もう、その部分的にはよくても、全体がうまくいかんというようなことになると思うので、それ

は、市町村とも連携をとりながら、また、国、県、経済団体、農協も、ぜひそこで生活ができる、こういう形をすれば、その地域で生活ができると、後継者も育つと。

これは、長野県なんか、そういうところが出てきておるわけですから、そういうものを含めて、ぜひ宮崎モデルをつくってほしいということを強く要望しておきます。

**○井上委員** 今の緒嶋委員等に関連してですけど、経営健康診断をするとか、経営コンサルタントをいれるという話がありましたよね。そういうところを現実には、そういう場面も含めて動き出しているところですか。

**○後藤営農支援課長** 営農支援課で、今、農政企画課長が申しましたように、今、モデルをつくると。その一方で、農協中央会のほうに農家経営支援センターという組織がございます。そこで、産地分析という手法で、各生産の部会を産地分析しながら、これは各経営体の経営状況、また、部会全体の経営状況というのでも分析するんですが、その中で、次のその次代の担い手をそこから抽出するという。

そしてまた、そういう部会で認知していただく。要するに、次の世代を背負っていく人を。そして、そういうモデル事業とうまくかみ合わせて、新たな部会を引っ張っていく、まさに産地経営体というものをつくる、その作業に今年度から入っております。

**○井上委員** やっぱりこれは経営者感覚なんですよね。ただ、その物をつくっているから作物ができてうれしいというだけではだめで、そこが悩ましいところだけど、いい作物をつくと同時に、今度は、それをどうやって売れるか、売れるようにしていくかということが大事で、だから、経営の健康診断だとか、それから経営

コンサルを入れるとかっていう話になっているんだと思うんですね。

だから、そういう人材をきちんと育てて、経営者的な感覚を持っている農業者をふやしていくっていうことを丁寧にやっていかないと、単に、もう途中からはどうしても、ああ、もう企業に丸投げみたいなことになっていくと、本当の意味での宮崎の農業っていうのの心髄みたいなのが残らないと思うんですね。

だから、そこが一番大事なところであって、その経営者感覚っていうのをどうやって養っていただくかということ丁寧にする。

だから、きちんと自分で、もう品物の管理と販売、マーケティングも頭に入るような方たちをつくり上げていくということが、大変重要なんじゃないかなと思って、もう、いつもそこが気になる場所なんですけれども。

**○後藤営農支援課長** 今、産地分析と申しましたが、この産地分析というのは、それぞれの経営体の要素を分析しまして、その経営体の弱点、もちろん、強いところもそうなんですけど、弱点を見つけ出してその弱点を補正していく。

例えば、今まで、70アールのピーマンをつくっていたと。どうしても所得が上がらないと。それを労力が足りないという弱点、それで50アールにしたと。翌年は所得が倍増したと。

あとまた、これ、先ほど部会と申しましたが、都城のイチゴの部会では、24年度に産地分析しまして、その結果を部会全体で共有しまして、自分とこの部会の弱点は何なんだということで、生産量が1割アップする。

そういうことをやっていますので、気づいていただくと、そういう機会を今、つくろうとしていますので、そういうことでよろしくお願ひします。

**○井上委員** 最後ですが、本当によろしくお願ひします。せっかくフードビジネスというバックグラウンドというか、もういい基礎ができ上がっているわけだから、そこにどううまく本当にビジネスにしていけるのかっていうのは、それはもうかるというのはそういうことなので、もうビジネスにすることができるかどうかっていうのを、本当に期待しておりますので丁寧にやっていただきたい。

**○内村委員長** ほかにありませんか。

**○重松委員** じゃあ、一点だけ。済みません。委員会資料の3ページなんですけども、安定した漁業経営体づくりの信用事業、一番下の左側、信用事業、譲渡漁協の予定数が書いていますが、平成25年度で17あるのが7と10に分かれていますけど、この7っていうのは、民間のほうに譲渡されたということなんですかね。統合されたか、どちらの意味でこれを見たらよろしいでしょうか。

**○成原水産政策課長** 黄色で示してあるのが譲渡した数でございます。信漁連にみずからが、その信用事業をやっていた漁協が7つあって、それが信漁連に事業譲渡したと。もう私は信用事業をやめましたということで、譲渡したということでございます。

**○重松委員** それから、その右側のカツオ一本釣りの漁船70トンから19トンとか、小型化を進めるということでございますが、これに対する補助金とか補助事業体制はあるんですかね。

**○成原水産政策課長** 基本的には、国の事業をここは活用させていただいています。新しい漁船で新しい操業形態を行う場合に、その操業コスト、基本的に全部、まずは国が支えますよというような制度があって、水揚げがあるたびに国に返納していくような形の支援制度なんです

ね。

結局、マイナスが出ないように、その実証中は赤字が出ないように支えてあげましょうという、基本的な考え方の事業があります。これを使って実証してきたということでございます。

○重松委員 わかりました。じゃあ、ちょっと細かいんですけど、この西沖、東沖と書いておりますけど、これはどういう漁場のことを指すんでしょうか。

○成原水産政策課長 西沖というのは、九州西方、長崎とか壱岐対馬の周辺とか、そういうところを主に意味しております。

東沖というのは、いわゆる東北沖ですね、本県と気仙沼の関係とかいうことで有名なそういう海域でございます。

○重松委員 なるほどですね、わかりました。

最後に一点。1ページ目に戻りまして、チリメンなんかの漁はどこに入るんですかね。内水面か。

○成原水産政策課長 ここがちょっと分類がざっくりというか大まかになってはいますが、そのチリメンのところはその他という部分に入ります。

○重松委員 わかりました。どうも済みません、ありがとうございました。

○内村委員長 はい、よろしいですか。

○重松委員 はい。

○緒嶋委員 中間管理機構では詳細な詰めというのはやっておられるのか。

例えば、固定資産税はどうなるのか。水利の年間の負担金やらはどちらが納めるのか。災害が発生したときはどちらが負担するのかとかいろいろあるわけですね、考えたら幾つもある。そういうものも、詳細についても、今、詰めておられるとですかね。

○戒井連携推進室長 緒嶋委員がおっしゃるのは、実際の農家と機構が契約する段になって、その契約書の中で明記していく事項として、今、公社のほうで詰めて、市町村にも意見をもらいながら進めているところです。

固定資産税の部分については、基本的にはそれが払えるように、賃料に上乘せするような形で、一方で、その賃料というのは、その地域の適正価格というのを農業委員会に諮りながら、地域で話して決めていくということにしております。

また、水利権の負担については、地権者に求める場合と利用する側に求める場合、2パターンあるかと思えます。

一方で、地権者に求めるような場合には、その賃料には上乘せしない。一方で利用される方のほうに転嫁される場合には、その賃料のほうに上乘せする。地域で、そういったものは協議しながら価格のほうに乗っけていくと。

一方、災害については、基本的には地権者の負担に、所有者が負担するというのが原則ですが、実際、起こった場合にはどうするかというのは、利用者と地権者で相談しながら進める。その間に機構は介在していくというような形になります。

機構のほうで保全管理等もできますので、そういったところは、一定の力にはなれると思っております。

○緒嶋委員 そういう詳細なものが詰まらんと、なかなか貸すほうも、借りるほうも、後でいろいろトラブルになってはいかんわけですね。そういうものがあるから、1つの規則的なものはやはりそれぞれ農業委員会とも、いろいろ関係も出てくるだろうと思うんですが、それを明確にせんと、貸したらどうかと、我々が言う

にしても、条件も何もわからないまま貸したらどうかというわけにいかんから、そこあたりを早く詰めて、やはりそれぞれ市町村におろして、1つのモデル的なものをつくっていくべきだというふうに思いますので、それを早目にやってください。

**○蓬原委員** 今、船の小型化の話が出ましたが、効率よく無駄な部分を省こうということなんでしょうが、このエンジンですよね。エンジンはこれはディーゼルかなと思うんですが、例えば今、車であれば、結局、燃油高騰が一番のネックだよねということですよ。

ですから、車でいえば、今、ハイブリッドというのができて、もう倍以上走るようになったですよ。ガソリンがもう半分以下で済むってというようなことなんで、車両価格が倍かかっても半値で買ったのと同じぐらい。四、五年乗ったらというようなことになるわけですけど、エンジン部分についてのか、農政ではよくイノベーションという言葉が使われましたが、これはもう企業に頼るしかないと思うんですけども、このあたりの例えばリッター当たりの走る距離の延伸というのは、何か進んでいるものですか。

あるいは、その車でいうところのハイブリッドみたいなエンジンというのは開発がまだ進んでないものかどうか。そのことによって燃油を下げっていく。

例えば、今、ハウス園芸であれば、バイオマスを使うことによって、燃油を下げようとかそういう努力はできるじゃないですか。だから、このエンジンというものに限って燃油の原料代を下げっていくという、何かそういう部分というのは、情報としては握っておられないのか。何か国においてそういう開発を進められているというようなことはないんでしょうかね。

**○成原水産政策課長** 通常の漁船用エンジンについても、メーカーの改良がある程度進んでまして、5年ぐらい前っていうと差があんまりないかもしれませんが、10年ぐらい前のエンジンと比べれば、5%なりの燃費改善というのがあるという状況にはございます。

だから、ハイブリッドについては、まだまだ試みはあるみたいですけども、実用化までには至ってない部分があるのかなと。

よっぽど小さな例えば本当に小舟1トン程度の船を動かすぐらいの電気のモーターによる船の推進力というものは、実用化されている事例があります。

さらに、国の研究所等でも、船底にさまざまな形状の付加物をつけて、より抵抗なく走れるような工夫というものも別途されておりまして、一部は現在の船にも応用されている部分があります。そういう状況です。

**○蓬原委員** はい、わかりました。

**○内村委員長** よろしいですか。

**○蓬原委員** はい。

**○丸山委員** 30ページの米のことについてお伺いしたいんですが、2の(1)を見たときに、非常に下落が激しいものですから非常に心配しておりまして、米はあんまり詳しくないものですから、量もそうなんですけど、経済的に今、もうかった、もうからん話の中で、ここだったら経営的にいいよね、ここだったら経営がもう赤字になるよねっていう分岐点というのは、この1万4,400円から1万2,900円ってあるんですけども、もうこれ以上下がったら赤字だよねとかいうのが、目安みたいなものを何かつかんでいращやるものでしょうか。

**○日高農産園芸課長** 今御質問でございますけれども、例えば1万4,400円という相対価格をお



示しさせていただいてございますけれども、現実的には、これは、県内の集荷団体が卸売業者のほうに販売する価格ということで、注釈のところに掲げてございますけれども、大阪着の包装代とか、こういったものが入った値段でございます。

ということでいけば、生産者に対しては、集荷団体から生産者に対しては、一般的にこれから2,000円程度さらに引かれるというような状況でございます。としますと、ここにありますように、農家のほうに渡る金額というのは、あくまで目安でございますけれども、1万2,000円ちょっとぐらいになろうかというふうに思います。

そうした場合は、あくまでこれ試算でございますが、例えば、500キロ取った場合に、この1万2,000円何がしといった場合に、10アール当たり大体10万円程度の販売代金になろうかと思っておりますが、そうした場合に、直接的な経費だけを見ますと、大体6万から7万ぐらいかかると。7万円程度かかるといふふうに言われてございますので、そのことからしますと、10アール当たりからの収益、販売代金からその経費を引いたもの、所得については大体3万円程度というような状況かと思われまます。ですから、その3万円というものの中には、いわゆる自家労賃とか、そういったものに対する対価というのは入ってございませんので、そこの部分をどう評価するかということなんですけれども、例えば7万円のところまでだったら、何とか経営としては、直接的な経費はかかるけれどもというような状況ではあろうかと思います。

**○丸山委員** なかなか宮崎の場合には大きな補助がなくて、東北に比べて、かなりコスト高になっていて、かつこういう状況だと、昔は防災

営農という形で、早く出せば高く売れた。ことしは、聞くと、やっぱり米の国全体の消費量が落ちているということで、在庫がかなりあったというのが相まってなかなか厳しいというふうに聞いてるんですけど、かつ今度は、この普通作が今から出てくるんですけど、我々、去年はよかったけど、ことしはもう絶対赤字だよねという話が、もう何かちまたで広がっている状況で、今後の水田フル活用というの、中間管理を含めてやっていこうとしながら、絵に描いた餅になってしまうような、本当に農家がもう意欲がなくなるような気がしてなりかねないものですから、なかなか米の値段を上げろといっても無理な話なものですから、今後どうやって調整なり減反政策がもう4年後廃止となると、うまく本当調整できるんだらうかなと非常に不安を持っていますので、今後、県として、米政策に対する指導なり助言なりをどうおろしていくのかなと、いつているのかなと改めてお伺いできればなと思っておりますけども。

**○日高農産園芸課長** まず、米に対する認識の部分なんですけれども、先ほど委員のほうからございましたように、いわゆる普通期水稲と、先ほど御報告しましたのが早期水稲でございますけれども、やはり、早期水稲につきましては、どちらかという、県外に持って出ていくところの中で、例えば東北であったりとか、今いろいろちまたで出ておりますけれども、非常に米が余って安くなっているというようなところと勝負をしていかなければならないというような早期水稲の特性がございます。

それと、もう一つは、普通期水稲につきましては、基本的に県内需要というものが中心になってございまして、遠くても大体九州管内とか、そういうふうな状況の中で、そこで特徴のある

米づくりというのを各地で行われているというふうに考えているところです。

そういう意味からしますと、水田農業というもので見たときに、米をつくる、稲をつくるといったものからしますと、一つは、今、委員からございましたように、主食用米をつくるというようなつくり方、その中で、やはり売れるものだけつくっていく、販売していくというような取り組みが必要だというふうに考えてございますし、売れるということは、いわゆる販売ができるというものと、例えば、需要があるという意味での縁故米、こういったのも当然売れる米だという、需要のある米だというふうに考えております。

こういった主食用米をつくっていくものと、あと、午前中も出ておりましたけれども、飼料用米であったり、もしくは安定的に需要のある加工用米、それと、あと畜産関係で、需要これもございます、WCS、こういったものを使いながら、トータルとして、米、水田を活用していくというような取り組みが必要かというふうに考えてございます。

**○丸山委員** 言われることはわかるんですが、それ具体的に、実際現場のほうはどう動くのかというのが大きなポイントであろうというふうに思っておりますので、それを市町村、またJA、関係団体と連携しながらしっかりと取り組んでいただければというふうに思っております。

引き続き、いいでしょうか。26ページの安全・安心の推進条例についてなんですけれども、ほかの県でもつくっていて、宮崎でもつくりますよといういろいろやっているんですけど。ほかの県と何が一番違うのかとか、宮崎はこうだからというのが、何かあるのかなって、それがよくわからなかったものですから教えていただ

ければなと思っております。

**○和田食の消費・安全推進室長** 基本的には、今、この27ページのポンチ絵に書いておりますように、基本指針というので、ほぼ全てを網羅して食の安全・安心に取り組んでおるんですけども、基本的に、食の安全・安心の確保となると、宮崎らしさとか、そういうものではなくて、やはりオーソドックスな形で取り組むというような形になるかと考えております。

**○丸山委員** できれば、宮崎は、食料供給基地とか、農業県とかというものがあるのであれば、やはり、宮崎のというのでしっかり打ち出していきたいというのが思いがあって、よく食育とかいう問題も少しあったりとかして、あと宮崎の例えばピーマン1個にしても、太陽の恵みが多いからビタミンが豊富だとか、宮崎のものを食べれば健康にいいよとかいうような、前文でもいいから、そういうふうになら、そういうものをしっかり打ち出していってもらって、地産地消をしっかりと進めていきたいと思いますとか、そういうものが入っていないと、結局、先ほど室長が説明した、わかるんですけども、宮崎はというのが、農業県という自負があるのであれば、何か少し宮崎のポテンシャルというのをに入れていただきたいというふうに思っているんですが、そういうことはできないのでしょうか。

**○内村委員長** 委員の皆様になら、お話しします。本日の日程は4時までとなっておりますけれども、時間が、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○内村委員長** では、そのようにさせていただきます。

**○和田食の消費・安全推進室長** 今、丸山委員



○蓬原委員 林務のほうに聞きたいと思います。

○緒嶋委員 先ほど米も飼料用とか加工用とかあるわけですが、宮崎県は特Aかな、ランクが、それがないと、農業試験場長、もう努力はされておるんだらうけど、なかなかそれが出ないというのは悩んでおられるだろうと思うんだけど、見通しはどうですか。

○井上総合農業試験場長 県全体の状態については、農産園芸課から話があるかと思いますが、特Aがとれてない、もう九州では宮崎だけになりましたし、ぜひとりたいというふうに考えております。

そのため、ことしから試験場におきまして、特Aをとるための基本的な技術の組み立て、例えば、珪藻土をやったりとか、有機物をやったりとか、そういう技術の組み立ての試験をやっているところで、ことしから取りかかったところです。

○日高農産園芸課長 いわゆる特Aダッシュというふうなことで、非常に大命題としていただいているところでございまして、この特Aをとるというようなところに向けまして、県内の各JA単位にそれぞれその特Aをとるための、いわゆるその伝授法という形で、一昨年、その技術の構築というのに努めたところです。ことしは、その技術を活用して何とでもとっていききたいということで、今後、先日もこの事業主体であります穀物検定協会というのがございますけれども、そちらのほうとも打ち合わせをしながら、何とでもことしとっていききたいというようなところで、今団体さんのほうとも連携をとりながらやっているところでございます。

○緒嶋委員 ことしは、お茶の全国大会があったから、相当力を入れてやったわけです。とる気があればできると思うとです。努力が足らん

から私はとれちょらんじゃないかと、努力する意欲を最初持って頑張らんと前には進まん、何でもじゃが。そういう意味では、お茶のエネルギーを今度は特Aをとるエネルギーに変えてぜひ頑張ってください。

○内村委員長 よろしいですか。意気込みはいいですか。

○日高農産園芸課長 一生懸命頑張っただけでまいりたいと思います。

○内村委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、ないようですので、次に移ります。

その他で何かありませんか。

○田原漁業・資源管理室長 漁業・資源管理室でございます。午前中の丸山委員のウナギ稚魚採捕権の質問に対して若干補足して御回答したいと思います。

24都府県でございまして、太平洋側を中心に、宮城県から鹿児島県までの24都府県ということでございます。宮崎は、平成25年度は、採捕量が496キログラムでございまして、全国順位では第6位ということでございます。

○緒嶋委員 ホットな話題だけど、チョウザメが稚葉であれだけ死んだというか——あれは原因というのは、考える原因というのは現場に行かんかわかんかもしれんけど、何かバルブが閉まったとか何とかということで、原因として考えられることは、専門家としてはどう考えられるんですか。現場に行かないとわからんといえばそれまでですが。

○成原水産政策課長 キャビア事業協同組合を通じて現場の状況を聞き取ったところ、チョウザメとともにヤマメも飼育をされているというようなことらしくて、このヤマメの盗難が最近

ふえていて、そのヤマメをとるのにバルブを閉めて、恐らく魚が見やすいようにするということなんでしょうけども、それで、とめて盗難をされた状況があって、そのまま放置してチョウザメが死んでしまったような形になっているのではないかというようなことだそうです。ですから、技術的などころとは別の原因ではないかなと思います。

○緒嶋委員 ということは、最終的には、チョウザメは酸素欠乏か何かで死んだということですか。

○成原水産政策課長 はい、そのようなことだと考えております。

○緒嶋委員 それと、これは予算執行のことですが、環境森林部に聞けばよかったです、昨年度は、農政は国に返還したわけよね、部分的に。これは、予算執行上からいえば、もう一番残念なことです。ことしは、そういうことがあってはいかんわけじゃが、現在の予算執行の状況、特に公共事業のハード面で、パーセントでいえばどのあたりまで進んでおるか、繰り越したのもあったわけだが、今年度の予算としての執行率はどれぐらいですか。発注率。

○河野農村整備課長 部全体ではございませんで、農業農村整備事業関係になりますが、8月末の実績でいきますと、繰り越し分で約72%、そして、現年分で32%で、合計で50%程度ということになっております。

9月末については、まだ来週の入札等も含まれてまいりますので、入札結果によってまた変わってまいります。今のところ、出先からの聞き取りでは、繰り越しで大体85%強か、そして、あと現年で四十数%というところで、全体で六十数%程度ということになるかと考えております。

年度当初のほうから、各出先のほうには、今年度は、不用、そして事故繰り等を発生しないようにということで、計画的な執行のほうを強く指示しておりますので、引き続き年度内で全額執行できるように努めてまいりたいと思っております。

ただ、既発注分で、天候等の関係で繰り越しが生じる場合は出てまいるということで考えておりますが、その点については御容赦いただきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 農業関係は、灌漑が終わらんと実際工事ができないとか、いろいろ条件の厳しさがあるわけですけども、やはり、少なくとも発注だけは急いでやらんと、申しわけありませんが、事故繰り越しになりましたとか、返還をせざるを得ませんというのは、毎年ああいうことがあっちゃいかんわけで、これは、やはり本年度予算の発注率が、前半で何十%とかというのは、計画の中にはなかったんですか、自然体かな。

○河野農村整備課長 特に、平成25年度の経済対策分、これは、ことしの2月の補正で承認いただいた分ですが、これについては、国のほうもやはり消費税のアップ等に伴います経済影響を加味しまして、一応経済対策分については、上半期で9割ということで御指示が出ております。それについては、今のところ達成できるというふうには考えているところでございます。

○緒嶋委員 いずれにしても、発注を100%やって、それは、繰り越しは当然できて、ある意味じゃあ繰り越さんほうがいいけど、当たり前というか、それは仕方がないと思いますし、ことしも、恐らく補正が今いろいろ消費税絡みの中で、また景気対策を含めて必ずあるだろうという予想もつくわけですので、そういう意味では、

現年度予算もできるだけ発注を急いだほうが後々、そういうことで、設計から大変だということにもなるので、できるだけ発注を急ぐという方向をやっぱり打ち出すべきだと思うんですけど、そのあたりはどうですか。

○河野農村整備課長 はっきりした情報はいただいておりますが、国のほうでの御発言等受けますと、場合によっては補正ということも考えられますので、その点については、各出先のほうにもできるだけ執行を急いで、もし補正等があった場合には、受け入れが可能なような状態にするようにということで指示のほうも出しているところでございます。

○緒嶋委員 このことについて、部長、どうですか。ある程度目標を決めて、やはり、本年度の予算についても、やっぱり部長名で、かなり農地整備課に任せるんじゃないかと、これは、農地整備課だけの仕事ではなく、ほかにもあるわけだから、そこ辺で一つの、もうこれは事業3部の中でも調整しなきゃいかんけど、やっぱりそういうものを決めて、これは、県土整備部も環境森林部もあるわけですから、そのあたりの調整というのは、庁議か何かでびしゃっとやるべきだと思うとですよ。

○緒方農政水産部長 事業の早期発注でございますけど、これについては、しっかりと使っていくって県内を盛り上げるというんですが、そういうのは大事だろうと思っておりますんで、庁議等で、財政課、総務部のほうから何月までにどのくらい発注というか、執行してもらいたいという数字は決まっておりますんで、そのあたりはまた関連部とも話しながら、早期発注、そのあたりはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○緒嶋委員 ぜひお願いしておきます。

それと、私は、きのう、環境森林部にも言ったんですが、耕作放棄地、その面積は県全体でどれくらいあるんですか。

○戒井連携推進室長 耕作放棄地につきましては、農用地区域内ですけれども、現在、25年度で1,588ヘクタールということで、そのうち、再生可能なものが1,098ヘクタールで、一方、もう農業利用が難しいだろうと考えられているのが490ヘクタールというふうに今なっております。490ヘクタールは、再生が難しいだろうというふうに考えております。

○緒嶋委員 私は、その490ヘクタールが、これはもう復旧可能ではない、もう不可能ということだから、これは、このままいけばカウントしと残るわけですよ。だから、この490を環境森林部に頼って、私は木を植えるとか、そのほか栗とかいろいろあると思うんですが、適用を、もう耕作放棄地という名称で残すんじゃないかと、ほかに、私はきのうも言ったんですが、センダンとか、もうさとめなら、早く太る木とかいろいろあるわけですよ。この490ヘクタールは、環境森林部のほうで何とか有効利用をやらえんかという形にせんと、490というのは帳簿上はずっと残っていくわけですよ。これは、もうそういうものは、できるだけ自分の守備以外のものをもって行って有効にやると、そういうことを、やはりほかの部と連携しながら、私はこれを減らしていくと。そして、1,098はまたもとに戻すというようなことで、耕作放棄地を少なくすると、そういうような努力を私はすべきだと思うんですけど、そのあたりはどうですか。

○戒井連携推進室長 委員がおっしゃるとおりでございます。この490の再生が不能なものにつきましては、農業委員会が非農地証明などを

すれば非農地化できますので、非農地にしていくということで、非農地認定を進めていって、それを植林などするなりして、状況に応じた利用をしてまいりたいと考えております。

一方で、再生可能なものについては、毎年基盤整備事業などを行いながら、再生に努めてまいりたいと考えてございます。

**○緒嶋委員** それはもう積極的に進めて、市町村の農業委員会との関係も地目変換とかいろいろあるけど、やっぱりそういう努力をしなければ、これはずっと残ることになるから、それはできるだけ減少させるというか、少なくするという努力をしてください。

**○内村委員長** ほかありませんか。

**○丸山委員** あした、たまたま石破地方創生担当大臣が来られるもんですから、やはり、宮崎にとっては農業というのが大きな地方の創生をやってもらえるんだろうと思っておりまして、農政水産部として、この地方創生について、もうこれまでの長期計画ではなくて、新たな考えを持たないと多分地方創生というのは、農業の創生というのはできないというふうに思っているんですけども、これは、JA改革も含めて、組織も含めて変えないといけないというふうに思っているんですけども、急に振る関係があつてなかなかぼんとした答えが出ないのかもしれないけども、今、農政水産部のほうで、この地方創生に立って農業をどういうふうに変えていきたい、変えなくちゃいけないというような議論をされているのか、明確な方針もまだ出てないのかもしれませんが、ある程度大きくこういうふうにやりたいというのがあれば、教えていただきたいなと思っているんですけども。

**○向畑農政企画課長** 委員がおっしゃったように、今回の基本的な大きな枠組みが変わってき

ます。中でも、一番大事なのが人口減少克服、地方創生という大きな命題があります。

私ども、先ほども緒嶋委員にお答えしたんですけれども、そういった大きな動きの中で、私どもの県としての立ち位置をしっかりと見きわめる必要があるかと思えます。あす石破大臣が来られるということで、県のほうも、総合政策課を窓口にして提案要望をさせていただこうと。その中に、私ども農業の部分についても、やはり盛り込んでいただこうじゃないかなというようになところをしています。

そういったもろもろを考えると、平成20年度の予算編成が今動き出してますし、いろんな情報によると補正があるやもしれませんというような話もございますので、そういった人口減少克服、地方創生、そして、やはり地域の特性を生かした地域課題は、地域が課題を解決していくんだというような、そういう取り組みに対しての国のほうの支援等もございます。多世代交流とか多機能型ということで、やはり、過疎をどこまでとめられるかといったときに、本県の農業の果たすべき役割というのはすごく大きいと思えますので、委員の御意見も踏まえながら、新しい計画といいますか、そういったものうまく取り込んでいければなというふうに考えているところです。

**○緒方農政水産部長** 農政企画課長が答えたとおりなんですけども、やっぱり今大きな転換期にあつて、我々は何をしなければならぬかと。やっぱり農村地域、そこからどう人を出さないかとか、戻ってきてもらうかとか、人を減らさないことは非常に大事だろうと思えます。そのためには、やっぱり農業という産業も大事ですし、防災の計画というので、宮崎の農業は大きく変わったわけなんですけども、ある

意味、そういったことが何か打ち出せないかなということで、今ちょっと議論を始めているところとして、新たな打ち出しができるといいなということを考えてます。いろいろお知恵をかりながら考えていきたいと思っております。

**○丸山委員** ぜひ努力していただいております。お願いしたいと思います。

私個人的には、やはり今後の今までの全国統一の施策じゃなくて、地方の独自性を出していつて、なおかつ覚悟を持ってやることがないと、多分この地方創生というのはできないと思っておりますし、まず、県民一人一人が、自分の県民としての誇りを持たないと、今部長が言われたように、どうしても、農村のほうは都市部に人口が吸い取られてしまう。やっぱり、まず宮崎に対する誇りを持つような政策をしっかりと農政水産部のほうで持っていただければ、地元をしっかり根づくような気がするものですから、その辺が今どうしても地元に対する誇りといいますか、自分の出身地はどこなんですかというときに、我々もよく宮崎出身と言わずに、九州のとか、そういう雰囲気です。宮崎県民ですよというぐらいの皆さん誇りを持つぐらいにならないと、しっかりと地方創生はできないんじゃないかなという思いがあるものですから、農政水産部としてもしっかりと頑張っていたければというふうに思っております。よろしくお願いたします。

**○蓬原委員** 9月22日ですか、JAから自己改革案についての説明を受けることになってます。そのときに聞けばわかる話なんですけど、県として、JAが自己改革を行われるこの過程において、会議の場等で何か進言なりされる場はあったんでしょうか、具体的に。あったかないかだけで結構なんです。

**○向畑農政企画課長** JA改革、大きな問題です。私ども実をいいますと、中央会さん、経済連さん等と意見交換を幾つかしまして、テーマを決めてある程度方向性を一緒に出していかうじゃないかということを進めているところでございます。まだ部内での検討の段階でございますけれども、そういった形で一緒になって課題克服に努めていきたいというふうに考えてます。

**○蓬原委員** わかりました。次、機能性分析でしたか、宮崎県は日本一だというお話を、ただ、一部分についてはちょっと追いつかれて頑張らんないかなというお話をこの前聞いたように思っておりますが、今どういう需要が、機能性分析ということであるのか、ちょっと概略を教えてくださいとありがたいと思っております。

**○甲斐ブランド・流通対策室長** 機能性というのは、今非常に一般の消費者からも、健康というのが高齢化で非常にテーマになっているというふうに思っております。そこで、昨年度から健康ピーマン、先ほど丸山委員のほうから話がありましたように、ブランド対策としても健康を前面に出した商品というものを出しているところです。

残念ながら、そういったものは初めて、多分新たに取り組んだということもあって、まだ量販店、実需者のほうは、随分それを消費者のほうに伝えられないということもあって、まだ十分には受け入れられてないというのが現状かと思っております。我々としては、消費者の方にそれをわかっただけのような対策を今から進めまして、もっと実需者の方に、宮崎の健康ピーマンあたりが受け入れられるようにしていただきたいというふうに考えておりますし、また、次の品目、健康ピーマンの次の機能性を持った今度



はゴーヤを今考えているところですけども、そういった品目をふやすといった活動も続けていきたいというふうに考えております。

**○蓬原委員** 都城です。サツマイモ水を、これポリフェノールですか、含有量が物すごく多いということで、これを健康補助食品としてやり出している人もいたりとか、いろいろあるようで、きのう林務の委員会の中で、特用林産物、シイタケが大変苦しい状況にあるんです。もうずっとこういう議論があってますけども、だから、私が申し上げたのは、農政水産部を日本一のこの機能性分析の技術を持っておられるそうだから、例えば、キノコなんか、かつてはがんにきくだとかいろいろありました。それは、実際どうだったのかは知りません。そういうことというのは、今おっしゃるように健康の食品ということであるので、緒嶋委員からは、粉にして食べるとか、そういう方法もあるじゃないかとかあったんで、もしかしたら、林務のほうから相談があるかもしれませんが、あるいは、そこにせっきくお持ちの技術ですから、林務も大変お困りのようですので、手を差し伸べていただいて、縦割りの中から横割りのをちょっと出していただいて、何かやってみていただけないかなということを申し上げたんで、後ろから手が挙がってます、どうぞ。

**○井上総合農業試験場長** 総合農試ですけど、委員がおっしゃられますとおり日本一だというふうに我々も考えております。現在、機能性成分については、総合農試のシステムで130成分を2時間で分析すると、そういう技術ができておりますので、これを最大限今後活用していきたいと思っています。

先ほど甲斐さんのほうから話がありましたとおり、今、ピーマンについてはもう技術ができ

ましたし、それから、もう次、ニガウリについてもやっているところですけども、今後はさらに先ほどありましたような品目についても可能性を今後追求していきたいというふうに考えております。

**○蓬原委員** ぜひせっきくそれだけの技術をお持ちですから、大いに活用していただいて、アンチエイジング、いわゆる抗加齢、これを今いろんな例えばゴマの成分をこうしたり、馬肉をどうだとか、そこに目をつけて、これをこの事業として成り立たないかということでやり始めてる方も、あそこにドクターがおりますけど、優秀なドクターがおりますが、医療の関係とうまく組んで、それから、調理の関係です。調理の人たちとのコラボで、アンチエイジングということで、そういう食品を売っていくみたいなことを始めている方もあるやに聞いていますので、だから、そのあたりの技術をお持ちですから、ぜひ記憶していただくと。

それで、この前は、これは、日本農業新聞だったと思うんですが、東京大学だと聞いていますけど、鶏肉に認知症、鬱の予防にきく、イミダゾールジペプチドとかいう物質が多く含まれておって、これが、実際、脳の委縮を抑える効果があるというようなことで、認知症や鬱の予防に役立つのではないかというようなことで、日本脳外科学会で発表されるみたいなことが載っています。この成分は、牛肉、豚肉も含まれるが鶏肉に一番多いんだというようなことのように、こういうことでいくと、じゃあ、肉を野菜と一緒に食べればみたいな話になるのかなという気がしましたので、特に、記事は切り抜いておりますので、必要があれば、これを利用して、ぜひ日本一の分析技術を、持っているだけじゃ意味がありませんから、大いに駆使しないと、

いろんなところで何か発展させていただきたいなということを強く希望しておきたいと思っています。

○重松委員 物流についてなんですけれども、南九州3県、例えば、宮崎、熊本、鹿児島、それで、集配をして大都市圏もしくは東南アジアに、ディストリビューションというか、専用センターをつくって発送をしていこうという構想とかそういうのは何かあるんでしょうか。

○甲斐ブランド・流通対策室長 物流は、宮崎は消費地から非常に遠方にあるということで非常に大きな問題でございます。そして、人手が足りなくなっているということもありまして、物流の見直しというものは今進めているところでございます。その中でも委員がおっしゃいますように、やはり単県だけの取り組みというよりか、鹿児島、熊本を含めました南九州での取り組みというのにも必要かというふうに考えておりますので、3県で話し合いながらそういう体制をつくっていききたいというふうに考えております。

○重松委員 ぜひよろしく願いいたします。

○内村委員長 よろしいですか。

○重松委員 結構です。

○内村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、ないようですので、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、長時間にわたってお疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後4時22分休憩

---

午後4時26分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、22日月曜日に採決を行うこととし、再開時間を午後1時としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他何かありませんか。

○緒嶋委員 1回、委員会で中国木材が、かなり細島の整備が進んできてるんですね。だから、閉会中の委員会で行けるかどうかかわかんけど、それと、もう一つ言われた次世代の施設の国富の、そこ辺がちょっとわからんけど、1日の中でそういうのができると、進捗状況を確認するのもいいのかなという気がするので、ちょっと検討だけでもして、無理なら仕方がないけど。

○内村委員長 じゃあ、何かそういう場所を見に行くということで、また検討させて、日程とか調整させてもらってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、そのようにさせていただきます。

ほかに何かありませんか。

○丸山委員 10月22、23日で高千穂のほうで県共があるんですけども、それに対する我々委員会としての、どういうふうにするのかというのが、よくまだはっきりわかってないもんですから、その辺をちょっと執行部のほうに確認をしていただくとありがたいかなと思うんです。

○内村委員長 高千穂ですね。共進会です。これもちょっと協議をさせていただきます。また、皆さんにお知らせをしますので、わかりました。

ほかよろしいでしょうか。

平成26年9月19日(金)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後4時26分散会

平成26年 9 月 22 日 (月曜日)

---

午後 1 時 0 分再開

---

出席委員 (8 人)

委 員 長	内 村 仁 子
副 委 員 長	清 山 知 憲
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	重 松 幸 次 郎
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

---

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 査	大 山 孝 治

---

○内村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 わかりました。それでは、一括して採決いたします。

議案第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 9 号及び第 12 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 異議なしと認めます。よって、各号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子 (案) についてであり

ます。

委員長報告の項目として、特に御要望はありますか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 分休憩

---

午後 1 時 12 分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、ただいま伺いました。この案に皆様からいただきましたものを入れながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 13 分休憩

---

午後 1 時 15 分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

10 月 30 日の閉会中の委員会につきましては、調査に行くということと、また、説明があるときはそれを受けるということで、その内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、こちらのほうでまた検討をさせていただき、何かあるときは御連絡申し上げますので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時16分閉会